

島田市総合計画

【後期基本計画】

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1部 総合計画 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨と背景 | 1 |
| 2 計画の役割 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 計画の構成 | 1 |
| 第2部 基本構想 | 5 |
| 1 基本構想の策定趣旨 | 1 |
| 2 基本理念 | 1 |
| 3 将来像 | 1 |
| 4 市民・事業者・行政の責務 | 1 |
| 5 土地利用構想 | 1 |
| 6 施策の大綱・施策の柱 | 1 |
| 7 施策の体系 | 1 |
| 第3部 基本計画 | 29 |
| I 基本計画の前提 | 30 |
| 1 人口・世帯数・就業者数の将来見通し | 1 |
| 2 市民意識の状況 | 1 |
| 3 近年の社会情勢 | 1 |
| 4 まちづくりの主要課題 | 1 |
| 5 前期計画の評価と後期計画への施策の位置づけ | 1 |
| II 重点プロジェクト | 52 |
| 1 ほっと定住プロジェクト | 53 |
| 2 やりがい協働プロジェクト | 54 |
| 3 にぎわい交流プロジェクト | 55 |
| III 後期基本計画 | 56 |
| 基本計画の見方 | 56 |
| 第1章 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち | 59 |
| 1-1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成 | 60 |
| 1-2 総合的な道路網の整備 | 64 |
| 1-3 公共交通基盤の整備 | 68 |
| 1-4 住環境の整備 | 72 |
| 1-5 公園緑地の整備 | 76 |
| 1-6 魅力ある景観の保全 | 80 |
| 1-7 地域情報化と電子自治体の推進 | 82 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第2章 市民が安全・安心に暮らせるまち | 87 |
| 2-1 危機管理体制の強化 | 88 |
| 2-2 地震、風水害、土砂災害対策の充実 | 92 |
| 2-3 消防・救急・救助体制の充実 | 96 |
| 2-4 地域防犯体制の強化 | 100 |
| 2-5 交通安全対策の充実 | 102 |
| 2-6 消費生活対策の充実 | 106 |
| 第3章 産業がいきいきと活発なまち | 109 |
| 3-1 農林業の振興 | 110 |
| 3-2 工業の振興 | 116 |
| 3-3 商業・サービス産業の振興 | 120 |
| 3-4 観光の振興 | 122 |
| 第4章 だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち | 127 |
| 4-1 地域福祉の推進 | 128 |
| 4-2 子ども・子育て支援の推進 | 132 |
| 4-3 高齢者福祉の推進 | 138 |
| 4-4 障害者福祉の推進 | 142 |
| 4-5 健康づくりの推進 | 146 |
| 4-6 地域医療の充実 | 150 |
| 4-7 国民健康保険事業の健全な運営 | 154 |
| 第5章 自然と共生する資源循環型のまち | 159 |
| 5-1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進 | 160 |
| 5-2 循環型社会の推進と生活環境の保全 | 164 |
| 5-3 自然環境の保全と活用 | 168 |
| 5-4 環境教育の充実 | 172 |
| 第6章 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち | 175 |
| 6-1 学校教育の充実 | 176 |
| 6-2 生涯学習の充実 | 180 |
| 6-3 青少年の健全育成 | 184 |
| 6-4 スポーツの振興 | 188 |
| 6-5 文化・芸術活動の振興 | 192 |
| 6-6 歴史資源の保存と活用 | 194 |
| 第7章 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち～まちづくりの進め方～ | 199 |
| 7-1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進 | 200 |
| 7-2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成 | 204 |
| 7-3 公共施設の整備と適正配置 | 208 |
| 7-4 国内外の地域との交流促進 | 212 |
| 7-5 開かれた行政と行財政の効率化 | 216 |

第1部 総合計画

第1部 総合計画

1

計画策定の趣旨と背景

当市においては、平成20年に基本構想（平成21年度～平成30年度）と前期基本計画（平成21年度～平成25年度）で構成する「島田市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。

その間、世界に目を向けると、リーマンショックや構造的な問題が顕在化した欧米諸国の債務危機による世界経済の減速、日本国内では、それに起因した雇用情勢や地域経済の停滞による国・地方の財政状況の悪化、少子高齢化のさらなる進行など、社会経済情勢が大きく変化し、先行きが不透明な状況が続いています。

また、平成23年3月に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災は、防災対策のほか、エネルギー政策や地域コミュニティのあり方など新たな課題を浮き彫りにしました。

平成25年度をもって満了となる前期基本計画を引き継ぐ後期基本計画（平成26年度～平成29年度）は、こうした厳しい社会情勢の中、質的成長を重視し、市民が日々の生活において幸せを実感できる施策を盛り込んでいきます。前期基本計画の評価や課題、今後の社会状況の変化などを踏まえ、魅力あるまちづくりを実現する施策の展開により、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて取り組む計画とします。

2

計画の役割

総合計画の基本構想については、地方自治法により自治体にその策定義務が課せられていましたが、平成23年の法改正に伴い策定義務が撤廃されました。このことから、基本構想を含む総合計画の策定だけでなく、その役割についても自治体の裁量に委ねられることになりました。

当市における総合計画の扱いについては、引き続き市政運営の最上位計画として定めることとし、市民と行政が協働によってまちづくりを進めていくための総合的な指針とします。

3 計画期間

社会情勢の急速な変化に対応するため、「島田市総合計画」の計画期間を平成21年度から平成29年度までの9年間に改め、「後期基本計画」の計画期間を平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

| 年度(平成) | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | … |
|--------|--------|----|----|----|-----------------|----|----|----|------|----|----|----|---|
| 基本構想 | 基本構想 | | | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画 | | | | 後期基本計画 (本計画) | | | | 次期計画 | | | | |
| 実施計画 | | | | | | | | | | | | | |

4 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

(1) 基本構想

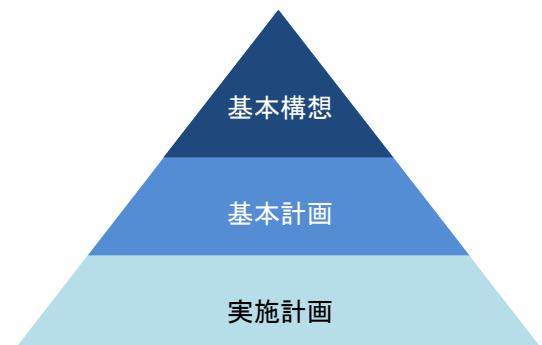
市の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱。

(2) 基本計画

基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針。社会経済環境の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分割します。

(3) 実施計画

基本計画に位置づけられた、個々の施策の実効性を担保する予算編成における具体的な指針。計画期間を3年とし、毎年度ローリング方式により見直します。



第2部 基本構想

第2部 基本構想

1

基本構想の策定趣旨

本格的な少子超高齢社会の到来や経済の低成長、環境問題の深刻化、国・地方を通じた厳しい財政状況など、近年の社会経済状況は大きく変化しています。当市においても、少子高齢化や人口減少への対応、発生が危惧される南海トラフ巨大地震への対応、地域経済の活性化、豊かな自然環境の保全などさまざまな課題があります。

こうした中、多様化する地域の課題やニーズに的確に対応し、より自立した市であるためには、合併という基本的な枠組みの変化を踏まえ、静岡県の志太榛原・中東遠地域の拠点都市として、さらなる発展を目指していく必要があります。

そこで、平成29年度を目標年次とした基本構想を策定し、まちづくりの目標となる将来像と、これを達成するために必要な施策の基本的な方向を定めるものです。

策定にあたっては、「島田市・金谷町新市建設計画」及び「島田市・川根町合併市町村基本計画」との整合を図りつつ、島田市総合計画審議会での検討内容や市民意識調査（住民アンケート調査）の結果、タウンミーティング等で出された意見などを十分に踏まえたものとしています。

基本構想は、平成29年度までの市政運営における指針であると同時に、当市の市民や事業者、さまざまな団体にとってもまちづくりの共通の目標となるものです。この計画を市民・事業者・行政が共有し、互いに連携・協働しながら、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

2

基本理念

これからのまちづくりを進める上で、基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として定めます。これは、市民一人ひとりが、意識をもって取り組むまちづくりの共通の指針となるものです。

**ここにしかない「個性」を大切に
どこよりも「元気」に
ともに支え合い「協働」して**

◆ここにしかない「個性」を大切に

大井川や牧之原台地などの自然環境、茶やバラに代表される一次産品、大井川鐵道のSLや川根温泉、田代の郷温泉などの観光交流資源、大井川川越遺跡や蓬萊橋といった歴史・文化資源など、当市にしかない資源を守り、未来に伝えます。

これらの資源を、身近な生活環境の向上をはじめ、産業の活性化や教育・文化活動の振興、市民の健康づくりなど、快適な生活空間づくりやまちの魅力・個性の強化に積極的に活かすことで、この地域だからこそ住みたくなる、いつまでも住み続けたくなるまちづくりを目指します。

◆どこよりも「元気」に

富士山静岡空港及び東名高速道路、新東名高速道路のインターチェンジといった高速交通拠点や大井川流域の豊かな地域資源を有する地域特性を活かし、人や地域が相互に連携し、呼応しあった相乗効果の高いまちづくりを目指します。

その中で、技術・ノウハウ・知識を結集させ、豊かな水や優れた交通条件などの当市の利点を活かした企業の立地を促し、十分な雇用の場が確保されるよう、産業の活性化を図ります。

地域の魅力・個性を積極的に発信することで、多くの人が訪れ、にぎわいにあふれるまちづくりを進めます。

こうした取組の中で、新たな元気・活力を呼ぶ若者の定住化を促進し、輝く未来を担う豊かな人材が育っていくまちづくりを進めます。

◆ともに支え合い「協働」して

だれもがお互いを認め合い、支え合いながら、世代を超えて健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

このため、自主的・自発的なコミュニティ活動や市民活動を促進し、市民自らが自らの住むまちをより良くしていくとする市民主体のまちづくりを進めます。

郷土を愛する思いのもと、市民・事業者・行政それぞれが互いにその特性や役割を理解し、相互の信頼関係に基づく対等な立場で、ともに力を合わせる協働のまちづくりを進めます。

3

将来像

「まちづくりの基本理念」を踏まえ、当市が目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。将来像は、島田市と金谷町及び川根町の合併時に定めた“フレッシュ牧之原 ゆうゆう大井川 未来へはばたけ 輝創都市”という目指すべきまちの姿や基本的な精神を尊重しつつ、周辺市町の合併等も考慮し、今後、市民・事業者・行政がまちづくりに取り組むにあたって、さらに親しみやすくしたものとして定めるものです。

＜将来像＞

**人と産業・文化の交流拠点
水と緑の健康都市 島田**

- 大井川と周辺の自然環境は、市民共通の財産であり、その豊かな恵みによって受け継がれ、育まれてきた流域の文化をこれからも継承し、島田市固有の資源が未来に向けて輝きを放つようなまちづくりを目指します。
- 当市固有の優れた資源を背景に、市民が創造的な取組を進める中で、まちの魅力を相乗的に高めながら、地域内外に積極的に発信することにより、人と産業・文化がいきいきと活発に交流する拠点を目指します。
- 大井川の清流、牧之原台地などの茶畑や周辺の豊かな緑によって支えられた自然環境を未来に継承しながら、まちも市民も活気と活力にあふれ、健康的に成長していく都市を目指します。

4

市民・事業者・行政の責務

将来像の実現に向け、市民・事業者・行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むための、それぞれの「責務」を定めます。

(1) 市民の責務

市民は、まちづくり活動の主役であるという意識のもと、家族・地域・市民全体の幸せについて、さらには、社会全般の問題についても主体的に考え方行動します。

(2) 事業者の責務

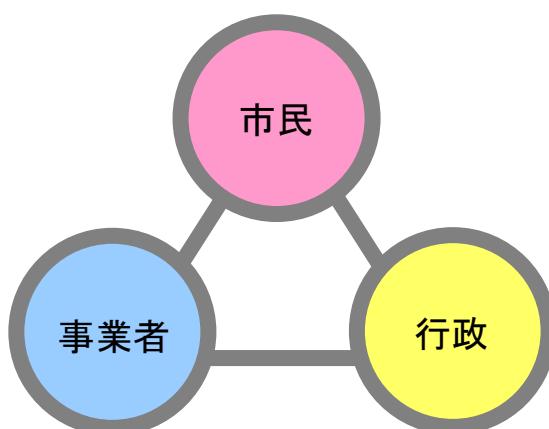
事業者は、当市の構成員であるという意識のもと、それぞれの経営理念に基づく事業活動により、安全で良質な商品やサービスなどを提供し、さらには社会貢献活動を通して、地域との信頼関係や協力関係を構築します。

(3) 行政の責務

行政は、市民の負託を受けた公共の担い手として、将来像の実現に向け、市民の意向を踏まえつつ施策・事業を選択・実行するとともに、市民活動の支援を行う中で、総合的・計画的なまちづくりを進めます。

さらに、財政力・組織力など行財政基盤の強化を図るとともに、複雑化する行政課題に対し、効果的・効率的に対応します。

協働



5 土地利用構想

(1) 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤となっています。

このため、市域の土地利用については、基本的人権に最大限の配慮を払いつつ公共の福祉を優先させるとともに、自然環境に配慮しながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に調和した、健康で文化的な生活環境の確保と市域全体の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

(2) 土地利用の基本方針

当市の土地利用は、市民意識調査の結果や計画策定の背景、土地利用の基本理念などを踏まえ、次に示す基本方針に基づき、長期的展望のもと、総合的かつ計画的に行うものとします。

①自然と共生した土地利用

自然環境は次の世代へ引き継ぐ貴重な資源であることから、土地利用にあたっては、大井川や森林などの豊かな自然を保全するとともに、都市環境と調和した身近な自然の維持・復元などを進めます。また、温暖化問題など地球的視点に立って、環境への負荷の軽減を図り、自然と共生した土地利用を図ります。

②災害に強い安全な土地利用

市民が安全で安心して暮らすことができるよう、南海トラフ巨大地震等による地震災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、河川整備の促進、農用地・森林の保全や機能の維持・向上に努め、災害に強い安全な土地利用を図ります。

③市全体のバランスのとれた土地利用

商業機能や居住機能の計画的な誘導により、中心市街地から農山村地域に至るまで、周辺環境と調和したバランスの取れた土地利用を図ります。

また、既存市街地では高度利用や機能集積を促し、効率的な行政経営に貢献する土地利用を進めます。

④地域の魅力や個性を生かした土地利用

郷土への愛着や誇りが育まれるよう、豊かな自然環境、茶畑、固有の歴史・文化、多彩な産業など、地域の魅力や個性を活かした土地利用を図ります。

⑤快適でうるおいある土地利用

道路・公園などの都市基盤の整備や地域特性と調和した居住環境の整備により、誇りや愛着を持てる美しい景観の形成に努め、快適でうるおいある土地利用を図ります。

⑥活力あふれる土地利用

地域の経済を支える農林業、商工業、観光などの産業の振興により、活力あふれる土地利用を図ります。

さらに、市内外の人が集い、活発に交流する拠点の整備・充実を図ります。

⑦市民や地域の主体的な参画

土地利用の実現にあたっては、土地利用に対する市民の意識啓発を図り、市民と事業者、行政の協働による土地利用施策の取組を促進します。

また、市内の各地域間の交流・連携を図るとともに、まちづくりや森づくり、農地の保全・管理などに取り組むさまざまな活動組織の育成を通じ、市民や地域の自主的な参画によるまちづくり活動を促進します。

(3) 利用区別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の6区分とし、各区分別の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

①農用地

農用地は、農業生産活動の場としてだけでなく、国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観の形成、農耕文化の伝承などの機能を有し、市民に安心やうるおいを与えるさまざまな役割を担っています。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増していることから、農用地の適切な維持・管理が求められています。

このような点を踏まえ、農用地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア まとまりのある農用地や土地改良事業を実施した農用地など、優良農用地については、積極的に保全します。
- イ 農業生産基盤の整備を進め、農作業の効率化、生産性の向上を図ります。
- ウ 遊休農地や耕作放棄地を的確に把握し、有効活用に努めます。
- エ 農業が体験できる場、地域住民と都市住民との交流の場など、グリーンツーリズムの要素を含む農用地の利用を進めます。
- オ 市街地や集落地内に介在する農用地については、保全すべき農用地を明確化したうえで、都市的土地利用への転換を図ります。

②森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源かん養、土砂流出や崩壊などの災害防止、二酸化炭素の吸収源などとしての環境保全、良好な景観の形成、グリーンツーリズムの場の提供などのさまざまな役割・機能を担っています。

しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより、森林の管理水準の低下が進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、森林に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 森林の持つさまざまな役割・機能が総合的に発揮できるよう、市民と行政が協力して森林資源の計画的な保全、整備、活用に努めます。
- イ 優れた自然環境を有する森林については、引き続き保全していくとともに、グリーンツーリズムや環境学習の場、自然体験学習の場などとして、市民が森林と親しむ空間を整備します。
- ウ 生態系の保全に配慮し、貴重な動植物が生息している森林の適正な維持・管理を図ります。

③水面・河川・水路

水面・河川・水路は、治水などの安全性の確保や安定した水供給、市民に身近なオープンスペース・親水空間の提供、生物多様性の確保など、さまざまな役割・機能を担っています。

一方で、生活排水などによる水質の悪化や河川整備などに伴う身近な自然環境の喪失、施設の老朽化などが進んでいることから、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、水面・河川・水路に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 水害から市民生活を守るため、計画的な河川改修を進めるとともに、適正な維持・管理を推進します。
- イ 水質浄化や河川美化により、美しい河川空間の維持・回復を図ります。
- ウ 河川整備にあたっては、治水、利用、環境などに配慮しながら、本来の自然的姿を活かしたうるおいある水辺空間の創出を図ります。また、高水敷の有効活用や市民が水に親しみ、憩い、ふれあうことができる環境づくりを進めます。
- エ 農業生産へ安定的に水を供給するため、既存の用排水路の適切な維持・管理及び計画的な用排水路の整備を推進します。

④道路

道路は、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支えるとともに、市全域の均衡ある発展を支える都市基盤として欠かせないものです。このことから、機能性の高い道路網の整備が不可欠であると同時に、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通など、社会環境の変化や将来の土地利用動向への適切な対応も求められています。

これに対し、限りある財源の中では緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、需要予測を的確に見据えた現実的な対応が必要となっています。

このような点を踏まえ、道路に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 市域の交流・連携を深め、地域の均衡ある発展や市民生活の利便性の向上、都市防災機能の強化などを図るため、道路網の整備・充実を推進します。
- イ 整備にあたっては、道路整備プログラムなどの計画に基づき、緊急性、重要性などを総合的に勘案するとともに、広域交通、市内交通、生活交通のバランスを考慮します。
- ウ 農道・林道は、地域環境の保全に配慮しつつ、計画的に整備します。

⑤宅地

【住宅地】

住宅地は、豊かな生活の実現を図るために根幹的な役割を担っており、安全で快適な居住環境の形成や居住水準の向上が求められています。

また、今後も世帯数の増加やライフスタイル・価値観の多様化等による住宅地需要の高まりが予測されることから、良質な住宅地の創出に努めていく必要があります。

このような点を踏まえ、住宅地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 既存の住宅地、集落地がそれぞれ抱える生活基盤施設の整備の遅れなどの課題に適切に対応し、快適な居住環境の整備・充実を図ります。
- イ 新たな住宅地の開発については、秩序ある市街地形成の観点から、需要と供給のバランスに配慮しながら、現行の用途地域及びその周辺地域を中心に、地域に合った規模や機能を有した質の高い魅力的な住宅地の整備・充実を図ります。
- ウ 整備にあたっては、地域特性や周辺環境との調和、災害に対する安全性の確保などに十分配慮します。

【工業用地】

工業用地は、雇用の安定や経済の活性化を促し、市民の豊かな暮らしを支えるなど、市全体に大きな効果をもたらします。

ただし、社会構造の変化や地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自主・自立が求められており、今後も、適切な指導のもとで、豊かな水資源や交通の優位性を活かし、産業基盤の整備に力を注いでいく必要があります。

このような点を踏まえ、工業用地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新たな産業需要や産業構造の変化に対応するとともに、地域経済の活性化や安定した雇用機会の拡大を図るため、国内外からの企業誘致などに必要な工業用地を確保します。
- イ 県の内陸フロンティアを拓く取組や東日本大震災以降の新たなニーズへの対応として、新たな工業用地の確保に努めます。
- ウ 既存の工業用地や工業団地については、未利用地の効率的利用を進めるとともに、周辺環境に配慮し、良好な環境の維持・充実を図ります。

【その他の宅地】

商業・業務用地や公共公益施設用地などは、市民生活にとって欠かせないものであり、地域コミュニティの核、人々の交流の場としても重要な役割を果たしています。

一方、生活様式の変化や車社会の進展による大型店の郊外への出店などの影響で、市街地の空洞化が進んでいます。

今後は、地域特性を活かした新たな市街地空間の形成が求められており、商業の活性化や複合的な機能集積が期待されています。

このような点を踏まえ、その他の宅地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 商業・業務用地については、地域の成り立ち、環境、歴史文化などを活かした市街地の再生や大規模店舗との共生を図り、各地域における商業・業務用地の魅力の向上を図ります。
- イ 流通・研究施設の立地や交流拠点の形成、交流人口拡大に資する施設などの用地については、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新規の需要に対応し、商業・観光・交流機能の充実を図るため、必要な施設用地を計画的に確保します。
- ウ 文教施設、福祉施設などの公共公益施設用地については、中心市街地における交流機能の充実や地域バランスに配慮しながら、整備・充実を図ります。

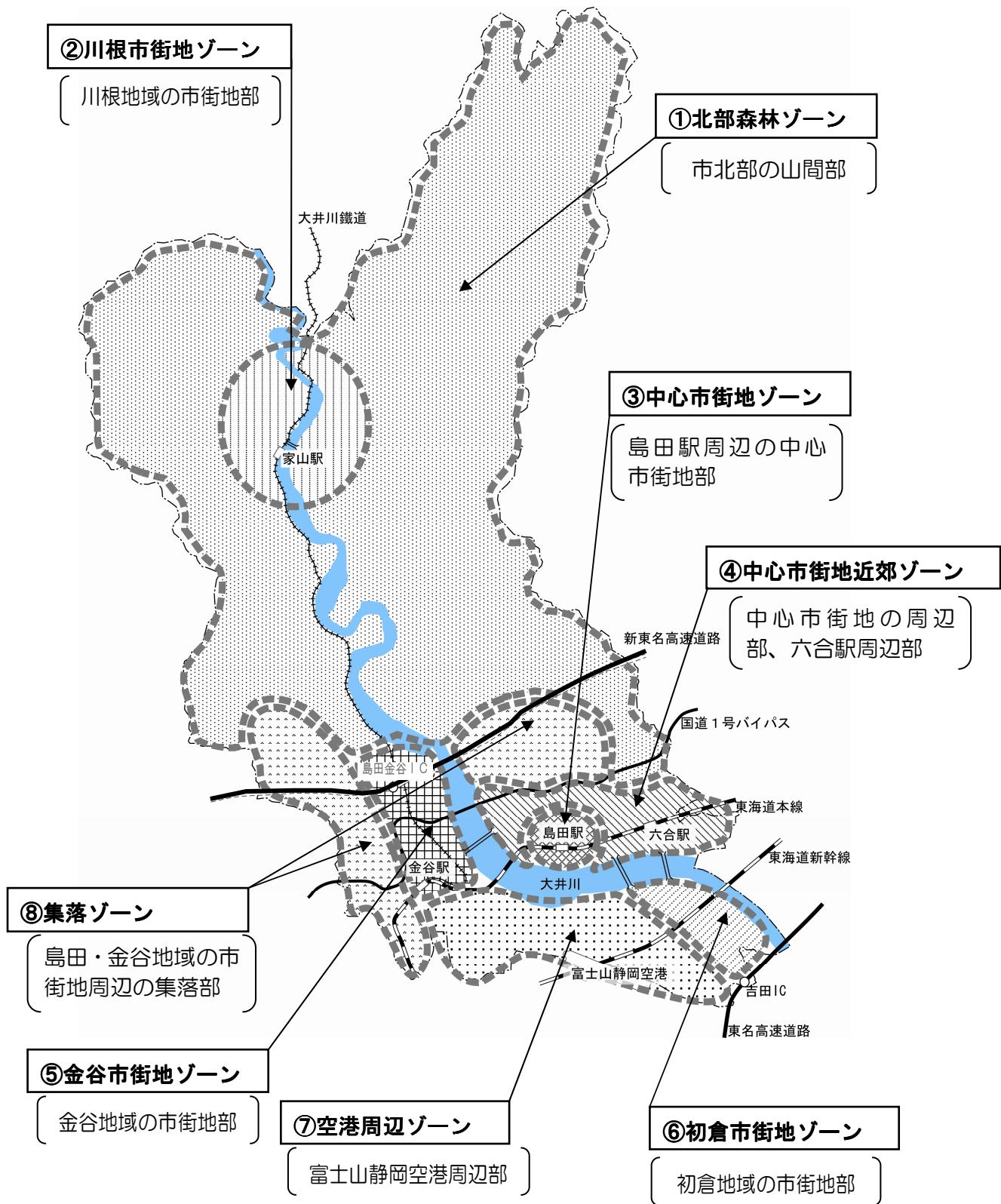
⑥その他

その他の土地利用のうち、主なものについて土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、市民の多様な需要を踏まえ既存施設の整備・充実を図ります。新たな施設整備については、地域バランスや災害時の避難地としての機能などに配慮し、計画的に進めます。
- イ 歴史・文化遺産については、当市のかけがえのない財産として、観光的・レクリエーション的な活用を含め、保全、整備に努めます。
- ウ 工場跡地などの低・未利用地については、周辺の基盤整備を進めるなど付加価値を高めることにより、土地の有効利用を促進します。

(4) 地域類型別の土地利用の方向

土地利用の基本方針及び利用区分別の土地利用の基本方向を踏まえて、市域を以下の地域類型ゾーンに区分し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を展開します。



【各ゾーンの説明】

①北部森林ゾーン

市北部の山間部一帯は、「北部森林ゾーン」として位置づけ、人と自然との共生を目指し、森林、農用地、河川などの自然環境や水資源の保全に努めるとともに、自然が持つ多面的な機能に着目し、自然とのふれあいの場や教育の場としての活用に努めます。

②川根市街地ゾーン

川根地域の市街地部は、「川根市街地ゾーン」として位置づけ、うるおいのある居住環境の形成を目指し、生活基盤施設や公共公益施設の充実と自然や歴史、温泉等の地域資源を活用した市街地の形成に努めます。

③中心市街地ゾーン

JR島田駅を中心とする市街地一帯は「中心市街地ゾーン」として位置づけ、島田市の都市拠点の形成を目指し、商業機能、業務機能、行政機能、文化・娯楽機能、居住機能などの都市機能を集積させるとともに、島田市の玄関口として、にぎわい空間の創出に努めます。

④中心市街地近郊ゾーン

中心市街地の周辺部及びJR六合駅周辺部は、「中心市街地近郊ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の形成を目指し、中心市街地の機能を補完しつつ都市機能や生活関連施設の充実を図り、さらに産業機能との調和を図ることにより、快適な市街地の形成に努めます。

⑤金谷市街地ゾーン

金谷地域の市街地部は、「金谷市街地ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の形成と多彩な産業の集積を目指し、既成市街地を中心として都市機能や生活関連施設の充実を図るとともに、恵まれた交通条件を活かした産業集積を進めます。また当ゾーンの北部は農業振興地域であり、多くの農用地が存在することから、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

⑥初倉市街地ゾーン

初倉地域の市街地部は「初倉市街地ゾーン」として位置づけ、田園豊かな市街地の形成を目指し、既成市街地を中心として都市機能や生活関連施設の充実を図るとともに、広域交通の結節点を活かした産業集積を進めます。また、当ゾーンの大半は農業振興地域であり、多くの農用地が存在することから、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

⑦空港周辺ゾーン

富士山静岡空港周辺部は、「空港周辺ゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境や農業と都市的土地利用が調和した臨空地域の形成を目指し、自然環境の保全・復元や農業生産基盤の整備・保全を図るとともに、交流拠点の形成、交流人口の拡大に資する施設や商業、物流施設等の集積を図り、自然環境と調和した土地利用の形成に努めます。

⑧集落ゾーン

島田・金谷地域の市街地周辺の集落部は、「集落ゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境と調和した農村集落機能の充実を目指し、里山や茶畠、谷田などの地域資源を保全しつつ、生活関連施設の充実や農業生産基盤の整備・保全を図り、ふるさと空間の創出に努めます。

6

施策の大綱・施策の柱

まちの将来像を実現するため、まちづくりの目標として「施策の大綱・施策の柱」を次のとおり定めます。

(大綱 1) 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち
適正な土地利用を推進する中で、富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路、
JR東海道本線、大井川鐵道といった東西及び南北に広がる交通基盤を活かし、広域
交流機能の一層の向上を目指すとともに、訪れた人が快適に滞在できるような取組を
進め、通過点にしない“新”宿場町としてのまちづくりを目指します。また、国内は
もとより海外とのひとやものの交流を促進します。

大井川に架かる橋りょうや幹線道路・生活道路の整備、コミュニティバスなどの公
共交通の充実を図ることで、地域内の連携と一体化を強化し、だれもが快適に移動で
きる交通体系を構築するとともに、市民が安心して快適に住み続けられる住宅・居住
環境の確保と公園・緑地が整備された緑豊かな都市空間の創造を目指します。

また、宿場町の歴史的なまちなみや旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池など、地域の
魅力的な資源を活かし、心地よい景観の形成を目指します。

さらに情報通信基盤の強化により、全ての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享
受できる地域社会を目指します。

これらの取組により、都市・生活基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流す
るまちを目指します。

施策の柱

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成 | |
| 2 総合的な道路網の整備 | 3 公共交通基盤の整備 |
| 4 住環境の整備 | 5 公園緑地の整備 |
| 6 魅力ある景観の保全 | 7 地域情報化と電子自治体の推進 |

(大綱2) 市民が安全・安心に暮らせるまち

南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘される中、地震や風水害等の自然災害だけにとどまらず、大規模な感染症やテロ・武力攻撃などのあらゆるリスクに備えるため、危機管理体制の充実を図るとともに、被害の軽減を目指した災害に強いまちづくりを進めます。

また、台風、豪雨による風水害の防除と土砂崩壊の発生を防止し、その被害の軽減を目指すとともに、林地の荒廃による倒木、土石流の未然防止と復旧による森林の保全を図り、土砂災害による被害を軽減するまちづくりを進めます。

また、多様化する災害への迅速な対応や地域に密着した消防・救急・救助体制を充実し、火災発生の防止に努め、その被害の軽減を目指すとともに、市民一人ひとりが、そして地域・関係機関が一体となった防犯のまちづくりを推進し、犯罪のない地域社会を目指します。

さらに、学校・地域の連携を強化し、交通事故から市民を守るまちづくりを進めるとともに、市民が安心して消費生活が送れる地域社会の実現を目指します。

これらの取組により、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

施策の柱

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 危機管理体制の強化 | 2 地震、風水害、土砂災害対策の充実 |
| 3 消防・救急・救助体制の充実 | 4 地域防犯体制の強化 |
| 5 交通安全対策の充実 | 6 消費生活対策の充実 |

(大綱3) 産業がいきいきと活発なまち

農林業の生産性の向上に向け、生産基盤の整備や地産地消の取組、加工・製造、流通、販売の連携強化などを進めるとともに、茶をはじめとする当市の特産品による産業振興を目指し、併せて次代を担う後継者の育成支援を図ります。

工業については、企業立地の受け皿づくりを進めるとともに、高速交通結節点機能を活かした産業の振興と雇用の場の充実、拡大を図ります。

商業については、市街地の整備などにより、気軽に訪れ、立ち寄れる、にぎわいのある商店街づくりを進め、地元の特性を活かした活性化を図ります。また、富士山静岡空港による空港関連サービス等の新たな需要に対応したサービス産業の育成を図ります。

観光については、新たな地域資源の発掘や観光を支える人材の育成のほか、業種の垣根を越えた連携を進めるとともに、各地の観光施設の充実や資源間のネットワーク化により市全体の魅力を高めます。

また、国際化と情報化に対応した地域内外への情報提供・発信により国内外からの集客力の強化を図るとともに関連施設の誘致を含め、観光サービス体制の充実を進めます。

これらの取組により、産業がいきいきと活発なまちを目指します。

施策の柱

- | | |
|----------------|---------|
| 1 農林業の振興 | 2 工業の振興 |
| 3 商業・サービス産業の振興 | 4 観光の振興 |

(大綱4) だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち

家族や地域、企業が一体となって子育てを応援し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

また、子どもも、おとなも、若者も、高齢者も、障害のある人もだれもがそれぞれの力を出し合い、支え合いながら快適な生活を送ることができるよう交流活動の促進に努めるとともに、多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域の中で、生きがいを持って暮らしていく環境づくりを目指します。

さらに、疾病予防や市民の健康維持・増進を推進し、市民の主体的な健康づくり活動を積極的に支援します。また、医療については、疾患構造の変化に対応した医療の高度化、専門化の推進に努めるとともに、市民の医療ニーズに対応した適切な医療サービスを提供するために、医療関係機関の相互協力による包括的な地域医療体制の確立に努めます。併せて、救急医療体制や災害時の医療、救護体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業は、財政基盤の健全化と安定的な運営に努めます。

これらの取組により、だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまちを目指します。

施策の柱

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 地域福祉の推進 | 2 子ども・子育て支援の推進 |
| 3 高齢者福祉の推進 | 4 障害者福祉の推進 |
| 5 健康づくりの推進 | 6 地域医療の充実 |
| 7 国民健康保険事業の健全な運営 | |

(大綱5) 自然と共生する資源循環型のまち

地球温暖化防止対策や公害防止対策など環境への負荷を低減させるまちづくりを推進することで、持続的な発展が可能な地域社会の構築に努めるとともに、廃棄物の再資源化や公共下水道の効率的な整備による循環型社会の形成を目指します。

また、河川や森林などの豊かな自然環境を守り育てる活動を支援します。

さらに、環境教育を充実させ、環境問題に主体的に取り組むことのできる人づくりなどを積極的に推進します。

これらの取組により、自然と共生する資源循環型のまちを目指します。

施策の柱

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進 | 2 循環型社会の推進と生活環境の保全 |
| 3 自然環境の保全と活用 | 4 環境教育の充実 |

(大綱6) 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち

家庭や地域と連携し、小中学校における個に応じた指導の推進や幼児期の教育の充実に努めるとともに、安全な学校施設の整備を進めます。また、地域の風土に根ざした学習環境を取り入れ、地域への愛着や市の一体感を育む学校教育を推進するとともに、生涯学習については、学習内容の充実や生涯学習関連施設の利便性の向上を図ることに加え、市民活動やイベントを支援するなど、さまざまなニーズに応じた学習環境の向上に努めます。

青少年の健全育成については、家庭・学校・地域が一体となって、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を養えるよう支援します。

また、大井川河川敷の活用をはじめ、各種スポーツ施設・広場・公園等の充実や、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。

さらに、文化・芸術活動の振興のため、地域の伝統や祭りの継承、質の高い文化・芸術に触れる場の拡大など、市民が取り組む文化・芸術活動を支援します。特に、当市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深める取組を進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。

地域に残る歴史資源については、保全するだけではなく、市民の誇りとなるよう一層洗練させて活用していきます。

これらの取組により、人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまちを目指します。

施策の柱

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 学校教育の充実 | 2 生涯学習の充実 |
| 3 青少年の健全育成 | 4 スポーツの振興 |
| 5 文化・芸術活動の振興 | 6 歴史資源の保存と活用 |

(大綱7) 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち ～まちづくりの進め方～

右肩上がりの経済に支えられていた時代においては、行政は幅広い分野でさまざまな公共サービスを提供していました。しかし、現在の国・地方を通じた厳しい財政状況の中にあっては、これまでの行政システムでは、高度化・多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題に全て対応することは困難な状況になっています。その一方で、市民は、社会貢献や自己実現に関心を持ち、それぞれの立場で自主的・自発的な取組を行う市民活動をさまざまな分野で活発に行っています。

これからまちづくりでは、市民と行政がそれぞれの特性に応じて責任や役割を分担しながら、相互の信頼と理解の上に共通の目的に向かって協力して働く「協働」の必要性がさらに高まります。このような取組を拡大し、定着させていくことが、自治の基本ともいえる市民主体のまちづくりにつながります。

そのため、自主性・自発性・自立性を大切にする環境を整えながら、適切な役割分担のもとに公共サービスを担う市民活動を側面的に支援します。市民及び市民活動団体の柔軟な視点が政策に反映されるよう政策形成過程への参画を進めることにより、

まちの課題について考え、その解決に向けて主体的に取り組む、話し合い、助け合いのまちづくりを進めます。

また、性別、年齢などにかかわらず、一人ひとりが命の尊さや個を尊重し、だれもが平等に活躍できる社会の形成を目指します。

こうした信頼関係に基づく協働のまちづくりを進める上では、その大前提として、行政にあっては、透明性の高い開かれた行財政運営を進めるとともに、効率的かつ効果的な施策展開を進めます。また、地方分権の進展や社会経済状況の変化に伴う行政課題の複雑化、多様化に的確に対応するために、行政組織の見直しを行うとともに、人材の育成に努め、行政サービスの向上と効率化・迅速化による質の高い行政経営を目指します。さらに、公共施設の適正な更新及び配置を図るとともに、長期的視点に立った「選択と集中」による計画的な施策の展開を進め、健全な財政運営に努めます。

そして、国内外との交流を積極的に推進するとともに、行政や民間企業を含めた市民自らが当市の魅力を再認識し、国内外に広くPRして認知度を高め、存在感のある都市となることを目指します。

これらの取組により、市民と行政がともに創る、活力に満ちたまちを目指します。

施策の柱

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 国内外の地域との交流促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

施策の体系

基本理念

ここにしかない「個性」を大切に
どこよりも「元気」に
ともに支え合い「協働」して

将来像

人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田

大綱1 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち

施策の柱

- 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- 2 総合的な道路網の整備
- 3 公共交通基盤の整備
- 4 住環境の整備
- 5 公園緑地の整備
- 6 魅力ある景観の保全
- 7 地域情報化と電子自治体の推進

大綱2 市民が安全・安心に暮らせるまち

施策の柱

- 1 危機管理体制の強化
- 2 地震、風水害、土砂災害対策の充実
- 3 消防・救急・救助体制の充実
- 4 地域防犯体制の強化
- 5 交通安全対策の充実
- 6 消費生活対策の充実

大綱3 産業がいきいきと活発なまち

施策の柱

- 1 農林業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業・サービス産業の振興
- 4 観光の振興

大綱4

だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち

施策の柱

- 1 地域福祉の推進
- 2 子ども・子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 国民健康保険事業の健全な運営

大綱5

自然と共生する資源循環型のまち

施策の柱

- 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- 2 循環型社会の推進と生活環境の保全
- 3 自然環境の保全と活用
- 4 環境教育の充実

大綱6

人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち

施策の柱

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 スポーツの振興
- 5 文化・芸術活動の振興
- 6 歴史資源の保存と活用

大綱7

市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち～まちづくりの進め方～

施策の柱

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 国内外の地域との交流促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

第3部 基本計画

I 基本計画の前提

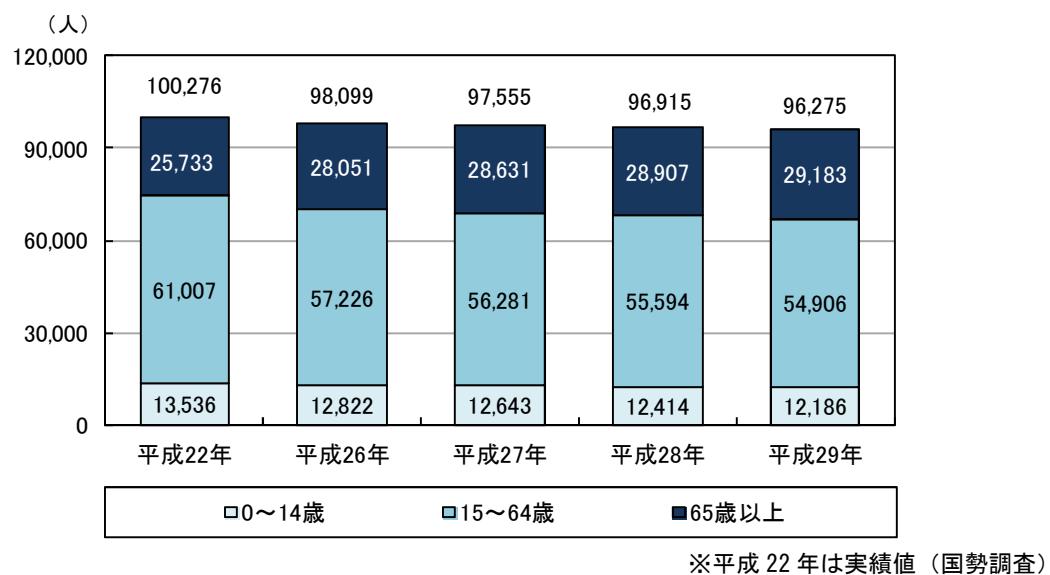
1

人口・世帯数・就業者数の将来見通し

(1) 人口の推移

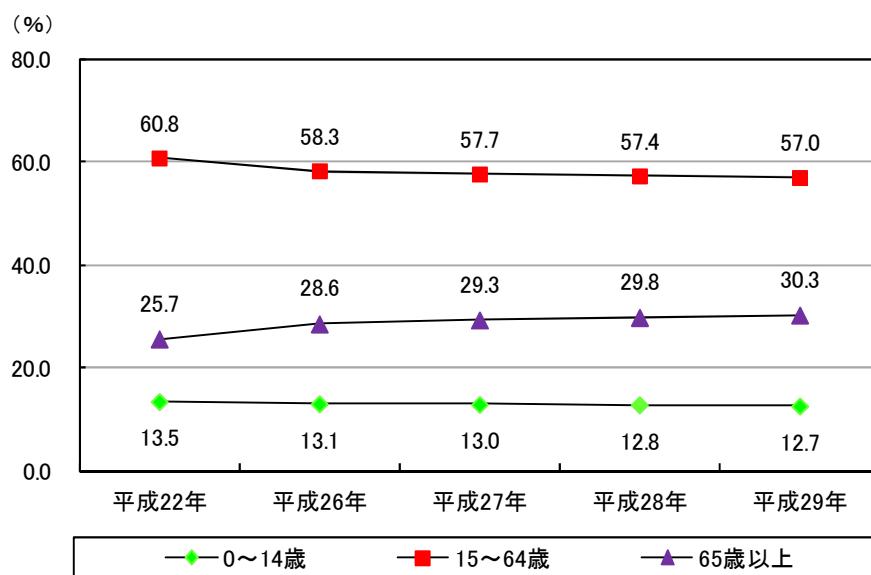
人口推計によると、島田市の総人口は平成29年には96,000人に近づき、平成22年に比べて4,000人程度減少することが予測されます。高齢化率も平成29年には30.3%となり、市民の3割以上が65歳以上の高齢者となることが予測されます。

■年齢3区分別人口の推計



注) コーホート要因法による算出（国立社会保障・人口問題研究所 推計）

■年齢3区分人口割合の推計



※平成 22 年は実績値（国勢調査）

注) コーホート要因法による算出（国立社会保障・人口問題研究所 推計）

●人口推計・人口割合の推計から、今後取組が求められること

- 今後、当市では年 600 人程度のペースで人口が減る予測であることから、定住促進施策を重点とした取組が求められます。
- 企業誘致による雇用拡大や子育て施策の充実により、若い世代が生活しやすい環境づくりが重要です。
- 全国平均を上回るペースで進む高齢化に対応するため、高齢者が生きがいを持って生活できる環境づくりが求められています。

※日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月)

平成 26 年度 総人口における 65 歳以上人口が占める割合 26.1%

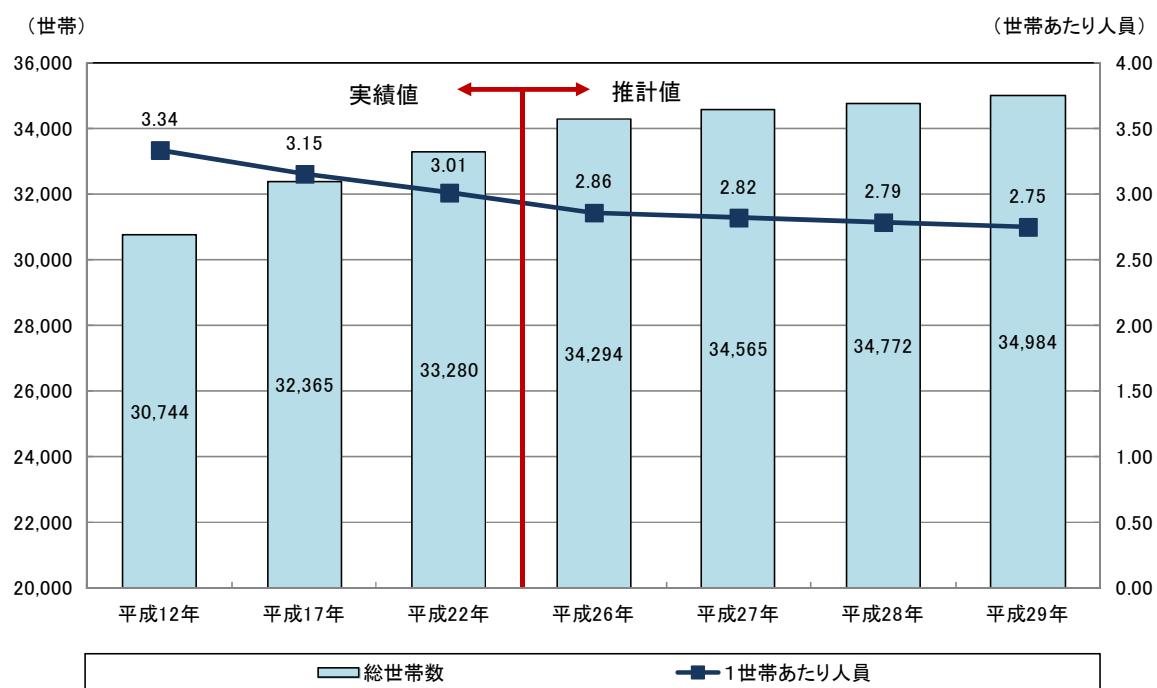
- 生産年齢人口(15 歳~64 歳)の減少につれて、税収の減が予測されることから、事業の実施においては、一層の「選択と集中」を徹底させることが必要です。

(2)世帯数の推移

総世帯数の推計では、平成 22 年の実績値である 33,280 世帯からさらに増加し、平成 29 年には 35,000 世帯にせまると見込まれます。

また、1 世帯あたりの人員は、平成 29 年には 2.75 人まで減少すると見込まれ、全国と同様に世帯が小規模化していくことが予測されます。

■総世帯数の推計



■類型別世帯数の推計

| | 実績値 | | | 推計値 | | | | (世帯) |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | |
| 単独 | 4,675 | 5,480 | 6,386 | 7,103 | 7,290 | 7,472 | 7,657 | |
| 夫婦のみ | 5,183 | 5,824 | 6,185 | 6,635 | 6,754 | 6,854 | 6,956 | |
| 親子 | 9,796 | 9,941 | 9,829 | 9,811 | 9,808 | 9,786 | 9,764 | |
| ひとり親 | 2,227 | 2,641 | 2,899 | 3,205 | 3,286 | 3,356 | 3,428 | |
| その他 (三世代など) | 8,835 | 8,422 | 7,939 | 7,486 | 7,370 | 7,245 | 7,118 | |
| 施設 | 28 | 57 | 42 | 54 | 57 | 59 | 61 | |
| 総世帯数 | 30,744 | 32,365 | 33,280 | 34,294 | 34,565 | 34,772 | 34,984 | |

注) 対数回帰分析によって平均世帯人員を推計し、将来推計人口で割り戻すことによって算出

※単独：世帯員が一人だけの世帯

※夫婦のみ：世帯主とその配偶者のみで構成する世帯

※親子：夫婦と未婚の子のみで構成する世帯

※ひとり親：父親または母親と未婚の子のみで構成する世帯

※その他：三世代世帯（世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯）など

※施設：施設入所している世帯

●総世帯数・類型別世帯数の推計から、今後取組が求められること

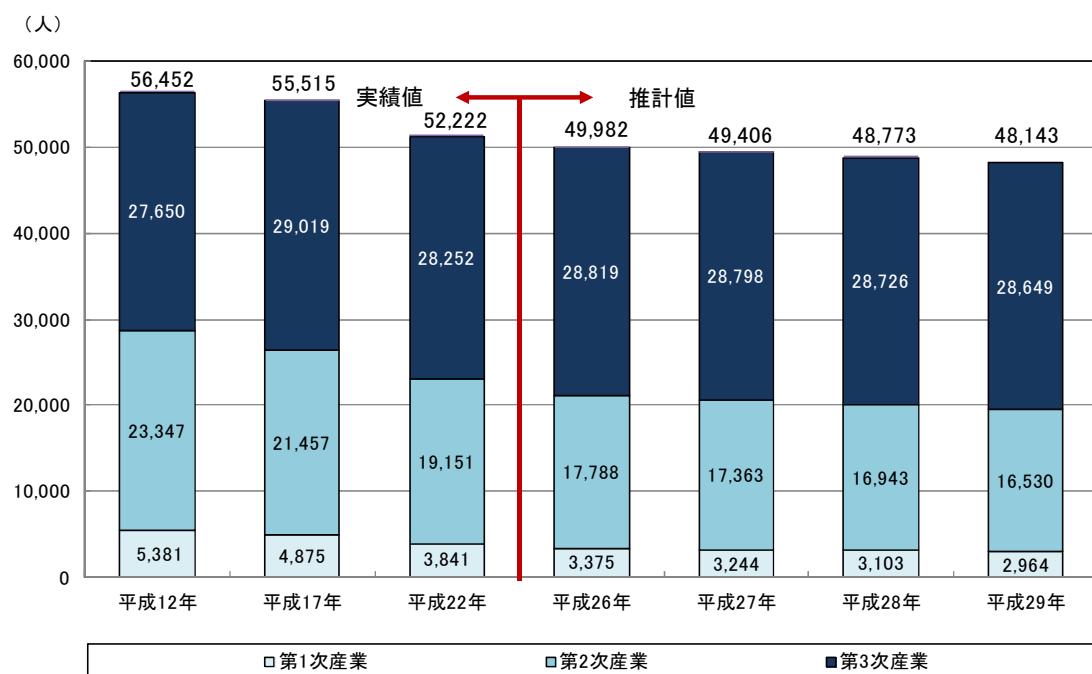
- 一世帯あたりの人員が 3.0 人を下回り、世代別人口推計による 65 歳以上の人団体
增加と合わせ、高齢者単独世帯が増えていく見込みです。高齢者の見守りや地域
の支え合いの施策に力を入れる必要があります。
- 増加傾向を示すひとり親世帯への支援に取り組む必要があります。

(3)就業者数の推移

就業人口の推計では、減少傾向が継続していくことが見込まれており、平成22年の52,222人から平成29年には48,143人になると予測されます。

産業別就業人口は、第1次産業が平成22年の3,841人に対して平成29年では2,964人、第2次産業が平成22年の19,151人に対して平成29年では16,530人と、ともに大幅に減少することが見込まれます。また、第3次産業においては、28,000人台で推移し、平成29年には、28,649人になることが予測されます。

■産業別就業人口の推計



※平成12年から平成22年における分類不能の就業人口数

平成12年：74人 平成17年：164人 平成22年：978人

※推計値は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

注) 対数回帰分析によって就業人口割合を推計し、将来推計人口（15歳以上）で割り戻すことによって算出

●就業人口の推計から、今後取組が求められること

- 第一次産業（農林業）従事者数が減少しています。後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題に対し、農地集積や経営改善、就農支援に取り組む必要があります。
- 第二次産業（製造業等）の従事者数が減少していることから、新たな企業の誘致などを進めるほか、市内中小企業に対する経営基盤強化への支援が求められます。

2

市民意識の状況

(1) 市民意識調査(住民アンケート調査)概要

- ・調査地域 : 島田市全域
- ・調査対象者 : 一般市民(20歳以上) : 3,000人(住民基本台帳より無作為抽出)
- ・調査期間 : 平成25年7月1日~7月15日
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

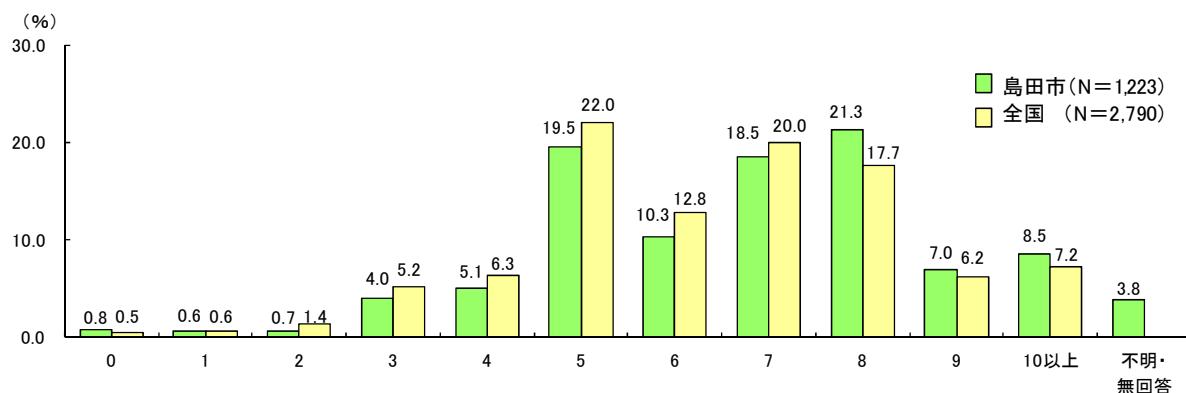
| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------|-------|-------|-------|
| 一般市民 | 3,000 | 1,223 | 40.7% |

(2) 幸福度調査の結果

市民の幸福感について、「現在、あなたはどのくらい幸せですか。(「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点)」という設問で調査した結果、当市の平均は6.7点で、全国平均の6.4点と比べ、0.3ポイント高くなっています。

性別では、男性の平均は6.5点、女性の平均は6.8点となっており、女性の方が0.3ポイント高くなっています。

■市民の幸福感(全国との比較)

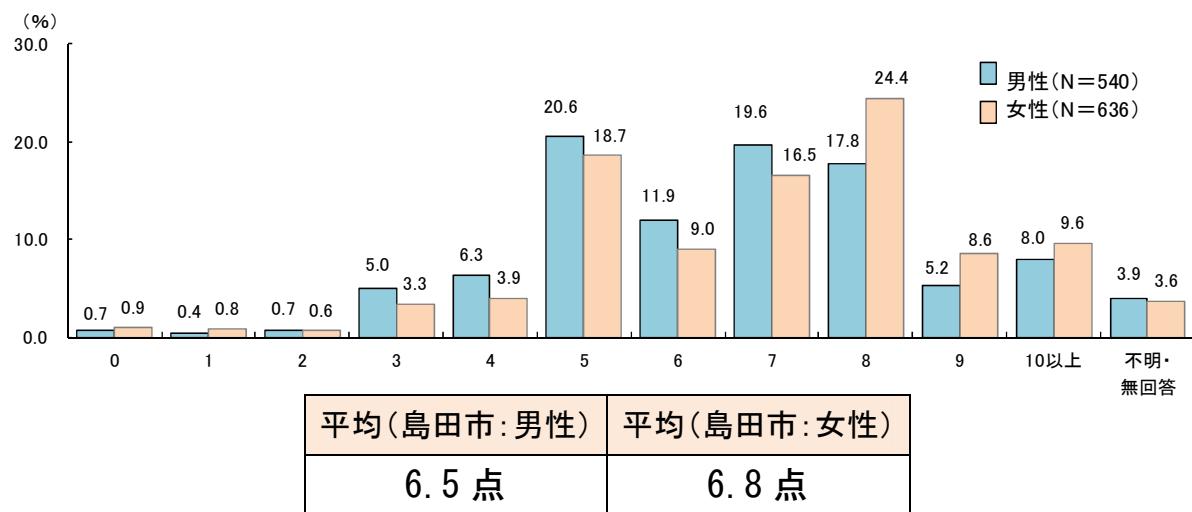


| 島田市平均 | 全国平均 |
|-------|------|
| 6.7点 | 6.4点 |

※全国については不明・無回答を除く

※全国の数値：国民選好度調査（平成23年度 内閣府）

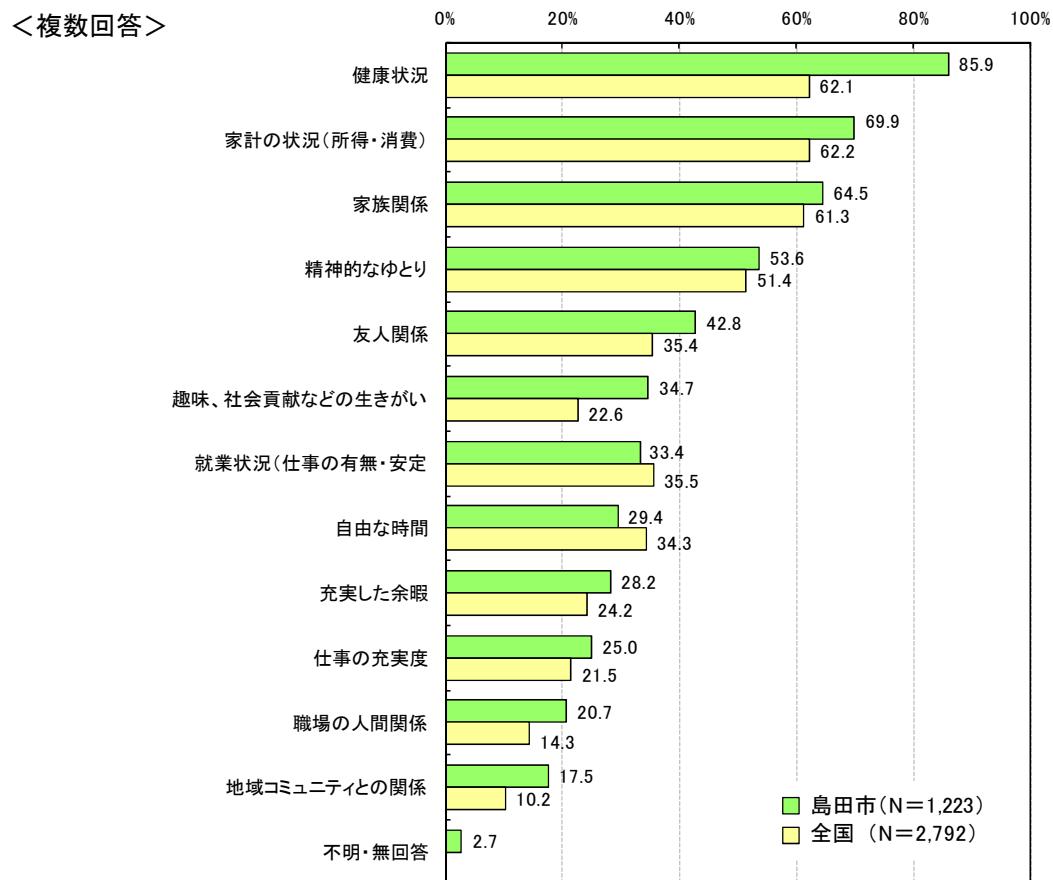
■市民の幸福感（男女の比較）



また、幸せであるために重要なことについての調査結果は、「健康状況」が85.9%と最も高く、次いで「家計の状況（所得・消費）」が69.9%となっています。

全国との比較では、健康状況を重要に考えている市民が突出して多くなっており、当市の市民は、日常から健康に配慮した生活を送っている姿がうかがえます。

■幸せであるために重要なこと



※全国については不明・無回答を除く

近年、国や地方自治体において、住民の幸福の実現を政策目標に、位置づけようという動きが活発化しています。当市においても、市民の幸福とは何なのか、また、どのようなまちづくりが幸福感の向上につながるのかを検討し、政策に活かしていくことが重要であると考えます。

今回の意識調査結果の国との比較に加え、今後の意識調査においても引き続き、市民の幸福感について確認し、経年的な変化を見ながら、幸福度の向上につながる施策を開いていきます。

(3) 取組の満足度及び重要度

市民意識調査の中で、市政に関する44の取組について、満足度と重要度を聞きました。その結果を下表のような配分で点数化し、点数の合計値を、不明や無回答を除いた回答総数で割って得られた数値（40ページ「各取組の点数一覧」）により、各取組の満足度と重要度の関係について分析しました。

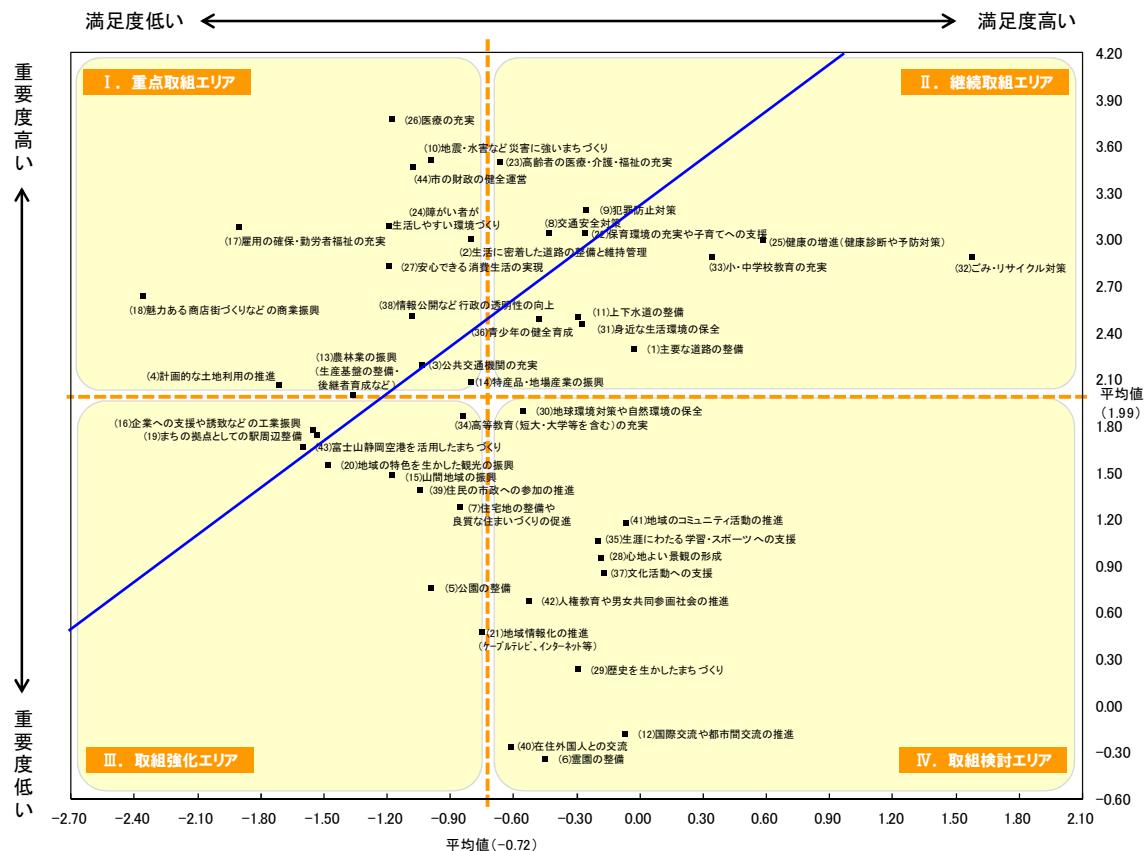
分析は横軸に満足度、縦軸に重要度をとったグラフにそれぞれの取組を落とし込む方法（ポートフォリオ分析法）により行いました。（38ページ参照）

■満足度・重要度の点数化

| 満足度 | 得点 |
|--------|-------|
| 満足 | 5点 |
| やや満足 | 3点 |
| やや不満 | -3点 |
| 不満 | -5点 |
| わからない | 0点 |
| 不明・無回答 | 計算対象外 |

| 重要度 | 得点 |
|-----------|-------|
| 重要 | 5点 |
| やや重要 | 3点 |
| あまり重要ではない | -3点 |
| 重要ではない | -5点 |
| わからない | 0点 |
| 不明・無回答 | 計算対象外 |

■満足度及び重要度の点数化による分析



【分析の考え方】

満足度、重要度の各々の平均値のラインを縦・横に引くと、グラフの領域が4分割され、それぞれのエリアを以下のとおり位置付けました。

| | | | | |
|-----|--------|--------|---|----------|
| I | 満足度（低） | 重要度（高） | → | 重点取組エリア |
| II | 満足度（高） | 重要度（高） | → | 継続取組エリア |
| III | 満足度（低） | 重要度（低） | → | 取組強化工エリア |
| IV | 満足度（高） | 重要度（低） | → | 取組検討エリア |

その結果、重要度が高いにもかかわらず、市民の満足度が低い取組が存在する「I. 重点取組エリア」に属する以下の12の項目を『重点的に取り組むべき施策』としました。

また、グラフの右上角と左下角を結ぶ対角線と平行に、重点取組エリアを含む位置に補助線を引き、この補助線周辺から左上の領域に位置する、重点的に取り組むべき施策以外の7つの取組を『優先的に取り組むべき施策』としました。

重点的に取り組むべき施策

- 医療の充実
- 地震・水害など災害に強いまちづくり
- 市の財政の健全運営
- 障害者が生活しやすい環境づくり
- 雇用の確保・勤労者福祉の充実
- 生活に密着した道路の整備と維持管理
- 安心できる消費生活の実現
- 魅力ある商店街づくりなどの商業振興
- 情報公開など行政の透明性の向上
- 公共交通機関の充実
- 計画的な土地利用の推進
- 農林業の振興
(生産基盤の整備・後継者育成など)

優先的に取り組むべき施策

- 高齢者の医療・介護・福祉の充実
- 犯罪防止対策
- 交通安全対策
- 保育環境の充実や子育てへの支援
- 企業への支援や誘致などの工業振興
- まちの拠点としての駅周辺整備
- 富士山静岡空港を活用したまちづくり

市民意識調査（住民アンケート調査）の分析により洗い出された、『重点的に取り組むべき施策』と『優先的に取り組むべき施策』は、後期基本計画の中で3つの重点プロジェクト（P.52～P.55）を構成する取組として位置付けられています。

■各取組の点数一覧

| 区分 | 満足度 | 重要度 | 区分 | 満足度 | 重要度 |
|------------------------------------|-------|-------|------------------------|-------|-------|
| (1)主要な道路の整備 | -0.03 | 2.30 | (23)高齢者の医療・介護・福祉の充実 | -0.67 | 3.50 |
| (2)生活に密着した道路の整備と維持管理 | -0.80 | 3.00 | (24)障害者が生活しやすい環境づくり | -1.19 | 3.09 |
| (3)公共交通機関の充実 | -1.04 | 2.19 | (25)健康の増進(健康診断や予防対策) | 0.58 | 3.00 |
| (4)計画的な土地利用の推進 | -1.71 | 2.06 | (26)医療の充実 | -1.18 | 3.77 |
| (5)公園の整備 | -0.99 | 0.76 | (27)安心できる消費生活の実現 | -1.19 | 2.82 |
| (6)墓園の整備 | -0.45 | -0.34 | (28)心地よい景観の形成 | -0.19 | 0.95 |
| (7)住宅地の整備や良質な住まいづくりの促進 | -0.85 | 1.28 | (29)歴史を生かしたまちづくり | -0.29 | 0.23 |
| (8)交通安全対策 | -0.43 | 3.04 | (30)地球環境対策や自然環境の保全 | -0.56 | 1.90 |
| (9)犯罪防止対策 | -0.26 | 3.19 | (31)身近な生活環境の保全 | -0.28 | 2.46 |
| (10)地震・水害など災害に強いまちづくり | -1.00 | 3.51 | (32)ごみ・リサイクル対策 | 1.58 | 2.89 |
| (11)上下水道の整備 | -0.30 | 2.50 | (33)小・中学校教育の充実 | 0.34 | 2.89 |
| (12)国際交流や都市間交流の推進 | -0.07 | -0.18 | (34)高等教育(短大・大学等を含む)の充実 | -0.84 | 1.86 |
| (13)農林業の振興(生産基盤の整備・後継者育成など) | -1.36 | 2.00 | (35)生涯にわたる学習・スポーツへの支援 | -0.20 | 1.06 |
| (14)特産品・地場産業の振興 | -0.80 | 2.09 | (36)青少年の健全育成 | -0.48 | 2.49 |
| (15)山間地域の振興 | -1.18 | 1.48 | (37)文化活動への支援 | -0.18 | 0.86 |
| (16)企業への支援や誘致などの工業振興 | -1.56 | 1.78 | (38)情報公開など行政の透明性の向上 | -1.08 | 2.51 |
| (17)雇用の確保・勤労者福祉の充実 | -1.91 | 3.08 | (39)住民の市政への参加の推進 | -1.04 | 1.39 |
| (18)魅力ある商店街づくりなどの商業振興 | -2.36 | 2.64 | (40)在住外国人との交流 | -0.61 | -0.27 |
| (19)まちの拠点としての駅周辺整備 | -1.53 | 1.75 | (41)地域のコミュニティ活動の推進 | -0.07 | 1.17 |
| (20)地域の特色を生かした観光の振興 | -1.48 | 1.55 | (42)人権教育や男女共同参画社会の推進 | -0.53 | 0.67 |
| (21)地域情報化の推進 (ケーブルテレビ、インターネット等) | -0.76 | 0.47 | (43)富士山静岡空港を活用したまちづくり | -1.60 | 1.67 |
| (22)保育環境の充実や子育てへの支援 | -0.26 | 3.05 | (44)市の財政の健全運営 | -1.08 | 3.46 |

※点数については、小数点以下第3位を四捨五入して表示

3

近年の社会情勢

(1)少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本の総人口は、平成17年に戦後はじめて減少に転じ、本格的な人口減少社会が訪れています。今後も出生率の低下によるさらなる少子化の進行や、平均寿命の伸長による高齢化の急速な進展が見込まれ、生産年齢人口の減少に歯止めがかかるない情勢となっています。また、人口減少社会の到来により、現行の社会保障制度における負担の増大、地域コミュニティの担い手不足の進行、高齢者単独世帯の増加など、地域社会にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

右肩上がりの人口増加による成長型社会の時代は終わりました。今後は、財政的な制約が強まる中、ひとを主体に生活の質を高め、心の豊かさに価値を置く、成熟型社会に対応したまちづくりへの取組が重要となっています。

(2)安全・安心に対する意識の高まり

東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生により、これまでの防災対策の見直しと、地域のつながりの大切さが再認識されています。当市においても、今後予想される南海トラフ巨大地震などの発生に備えて、災害への総合的な対応力向上と、危機管理体制の構築が必要となります。市民、地域、企業、行政などさまざまな主体が、これまで以上に防災意識を高め、連携・協働した一体的な取組を進めることが必要です。

また、高齢者や子どもをターゲットとした犯罪の凶悪化、インフルエンザなどの感染症による健康被害の発生など、日常生活における不安も高まっており、市民が安全・安心に暮らすことのできる社会が求められています。

(3)価値観・ライフスタイルの変化

近年、経済的な豊かさよりも心の豊かさを求めようとする社会的な傾向や、単身世帯、高齢者世帯の増加による環境の変化などから、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

このような社会においては、だれもが自分らしく生活するとともに、地域社会を構成する一人ひとりがお互いの個性を認め合いながら、自己実現や社会貢献ができる環

境づくりが求められます。知識や経験が豊富な高齢者や、さまざまなNPO法人、市民活動団体、ボランティア団体など、多様な主体の社会参加を積極的に支援することが必要となっています。

(4) 経済・雇用情勢の変化

経済のグローバル化や円高の進行に伴う国内産業の空洞化は、地域経済に大きな影響をもたらしています。

さらに、雇用情勢の悪化に加え、終身雇用制や年功序列型の雇用形態の変化により、非正規雇用労働者が増加するなど、格差社会の傾向が顕著となっています。

こうした中、新卒者や既卒者に対する就職支援に加え、意欲ある女性や高齢者が安心して働く就業施策の充実など、新しい雇用環境の整備が必要となっています。ニートと呼ばれる職を持たない若者の増加も深刻な問題であり、雇用の場の確保や若者の就労意欲の向上も課題となっています。

(5) 高度情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な発展や、パソコン、携帯電話などの情報通信機器の普及によって、人々の暮らしや企業の経済活動は大きく変化しています。今後も、発展を続ける情報通信技術に対応したインフラ整備を進めるとともに、市民と行政との信頼関係を築くためにも、市民意見の収集や市民への情報発信など、情報通信技術を効果的に活用する施策の充実が必要です。

一方で、高度情報化社会の進展により、個人情報の漏洩や無秩序な情報の氾濫、インターネット上のいじめや中傷、情報格差など、さまざまな弊害が生じており、安全・安心の確保がより強く求められています。

(6) 環境保全意識の広がり

世界規模では、生産・消費活動の拡大が続いている。食糧、資源、エネルギーなどの需要増大は、大気汚染、オゾン層破壊、地球温暖化など地球規模の深刻な環境問題へと発展しています。

地域社会においても、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会の営みを改め、資源循環という観点で、ごみの減量化やリサイクル、省エネルギー設備の普及、再生可能エネルギーの利活用などを推進するなど、さらなる自然環境への配慮が求められています。

限りあるエネルギーを有効利用しながら、市民と企業、行政が互いに協力する、持続可能な環境共生型社会を構築することが必要となっています。

(7)市民参画・市民協働の拡大

少子高齢化の一層の進行や、社会の成熟化に伴い、市民の行政へのニーズはますます高度化・多様化しています。地域課題に的確に対応し、持続的なまちづくりを進めるためにも、市民や各種団体、企業などが積極的に参画する「協働のまちづくり」が必要となっています。そのため、自主的な市民参画の機会を拡充し、市民と行政が果たすべき役割を共有しながら、一体となってまちづくりを推進することが求められています。

また、従来の自治会を中心とした地縁型コミュニティにとどまらず、福祉、防災、環境などの多様な分野におけるまちづくり主体の育成や、市民と行政が課題の解決に向けて、知恵と力を出し合える環境づくりが必要となっています。

(8)地方分権の進展と行財政基盤の強化

地方分権に関する法整備が進められしたことにより、国と地方の役割が見直されています。今後は、それぞれの自治体が地域の実情に即した施策を、市民とともに展開することが一層重要となっています。

このため、厳しさを増す財政状況の中で、持続可能なまちづくりが推進されるよう、自らの進むべき方向を自らの責任と判断のもとに実行することが求められています。

特に、行財政運営においては、景気の低迷や社会保障関係経費の増加などにより、今後一層厳しさを増すことが予想されることから、市税などの収入の増加を図るとともに、「選択と集中」による効率的・効果的な自治体経営を行うことが求められます。

4

まちづくりの主要課題

人口や世帯の状況、市民の意識、社会情勢などを踏まえ、後期基本計画期間の4年間に取り組むべきまちづくりの主要な課題について以下に示します。

(1)都市基盤分野

当市は、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などにより、国内でも有数の交通基盤が充実した地域となりました。この強みを有効に活用することで、さらなる産業の活性化や交流人口の増加など、さまざまな可能性が広がることが期待されています。

高速交通の結節点としての機能を十分に活かすためには、富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺等の都市的土地利用を進める必要があります。また、これと並行して高速道路や空港へのアクセス性を高める幹線道路のネットワークを整備することが重要な要素となっています。さらに、市民生活に密着する生活道路についても計画的に改良・修繕を行い、快適な住環境を形成していくことが必要です。

地域住民の足となるコミュニティバスなどの公共交通機関は、高齢者や学生等の貴重な交通手段であることから、日常生活における利便性を確保するためにも、公共交通機能の維持・充実を図ることが必要です。

また、少子高齢化に対応するため、子育てしやすく高齢者にも優しい居住環境の整備が求められています。特に、急速に人口減少が進む川根地区や伊久身地区の中山間地域における定住促進を優先的に進めていくことが必要です。さらに、当市の特色である「ばらのまちづくり」を推進し、公園や緑地を整備するなど、快適な住環境の確保と緑豊かな都市空間の形成に取り組む必要があります。

(2)安全・安心分野

全国で頻発している局地的な集中豪雨や、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などへの対策が急務となっています。南海トラフ巨大地震をモデルとした「静岡県第4次地震被害想定」における当市の最大震度は7となっており、個人・地域・行政、それぞれの備えが重要となります。市民は、自分の身は自分で守るという自助意識の

ほか、避難の際に支援が必要となる人を地域で助け合う共助の意識も、ともに高める必要があることは言うまでもありません。

東日本大震災の教訓を得たこの時期に、市民の防災意識を高め、自主防災組織の強化を図るとともに、災害時に的確な対応ができるよう、防災体制の整備を進めることが必要です。また、公共施設や民間住宅の耐震化の推進、総合的な風水害対策、消防・救急・救助体制の充実など、災害に強いまちづくりに取り組むことが急務となっています。消防については、効率的な消防活動を実現できるよう広域化を進め、消防力の強化を図っていくことが求められています。

さらに、地震や風水害などの自然災害だけでなく、テロの脅威や武力攻撃、大規模な感染症など、全ての危機に対応できる体制の構築も必要とされています。

また近年、凶悪化、複雑化している犯罪への対応や、増加傾向にある高齢者の交通事故、また、消費者被害の防止についても、市民一人ひとりの意識を高め、行政の支援のもとに、地域ぐるみで対策に取り組む必要があります。

(3)産業振興分野

当市では、茶を中心にさまざまな農産物が生産されています。しかしながら、価格の低迷や従事者の高齢化、担い手不足などにより、農業経営の維持が難しくなってきています。また、林業についても、農業と同様の課題を抱えており、中山間地域における山林の荒廃が進んでいます。

これらの課題を解決するためには、農業生産基盤や営農形態の整備・充実により生産性の向上を図るとともに、地産地消の推進や農産物のブランド化などにより、消費拡大や高付加価値化を進めていくことが重要です。また、農地や山林がもつ多面的機能が発揮されるよう、適切な維持管理を進めていく必要があります。

工業については、交通結節点としての優位性や大井川の水資源の豊富さを背景に多数の優良企業が集まっています。その一方で、近年は、製造業の事業所数、従業者数が減少の傾向を示していることから、若者から高齢者まで多くの人が働くことのできる魅力ある雇用の場を確保することが必要です。

商業を取り巻く環境は著しく変化しています。モータリゼーションの進展や郊外大型店の出店などにより、消費者の購買行動が多様化し、地域コミュニティの一翼を担う商店街の活気が弱まっています。このため、中心市街地をはじめ、各商店街のにぎわいの創出や個店の魅力づくりを支援し、活力ある再生につなげていかなければなりません。

近年、観光客のニーズは多様化しており、体験・交流型の旅行の需要が高まっています。当市は大井川鐵道のSL、旧東海道にちなんだ歴史資源、川根温泉など豊富な観光資源を有しています。しかしながら、日帰り観光が多く、滞在性・回遊性に欠け、資源を十分に活かしているとはいえない状況にあります。川根温泉ホテルを活用した観光拠点の整備や観光ボランティアガイド等の人材育成を進めるとともに、情報の発信について近隣自治体と連携を図り、観光地としての魅力を高めることで、交流人口の拡大につなげていくことが求められています。

当市の将来像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」の実現に向けて、中山間地域の特性ともいえる自然環境や農林産物、歴史・文化といった豊かな地域資源を活かし、地域住民と都市部住民の交流の場として整備を進めることが必要です。そのため、官民の協働による地域資源の創出・再認識、その利活用を図る積極的な取組が求められています。

(4)健康福祉分野

当市においても、人口の減少を伴う少子高齢化が進行しており、高齢化率は、平成25年4月1日現在で26.7%となっています。今後もその傾向が続いていくと考えられることから、ひとり暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者への支援を進めますます重要となります。

特に、健康寿命の延伸を目的とした若年期からの健康づくりや、高齢者への介護予防・生きがいづくりを推進すると同時に、元気な高齢者の活力をまちづくりに活かしていくことが求められています。

また、核家族化の進行や社会経済状況の変化による女性の社会進出を背景に、乳幼児の保育ニーズが高まるなど、子育てをめぐる状況が変化しています。次世代を担う子どもたちの健やかな成長や健康な生活習慣づくりの取組を進めるとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実が急務となっています。

医療面では、島田市民病院の耐震不足や老朽化の問題があり、新島田市民病院建設に向けた早急な対応が求められています。また、医師をはじめとする医療スタッフの確保も課題となっており、安心して暮らすための医療環境の維持・整備が期待されています。

保健・医療・福祉の課題は、社会環境の変化に伴って複雑化・多様化していることから、行政のみならず、市民・地域・団体・事業者等、多様な主体が連携して対応していくことが重要です。

(5) 自然環境分野

当市は、市の中央を流れる大井川や豊富な地下水、市域の3分の2を占める森林など、豊かな自然環境に恵まれています。しかしながら、それらの恵まれた自然を保全するため、温暖化をはじめとした地球規模での環境変化とともに、市民生活や事業活動が与える環境への負荷にも対応していく必要があります。

当市の自然環境は、多様な生き物を育む貴重な資源であるとともに、市民の暮らしや産業の基盤となっています。環境に関する情報発信や環境教育を推進し、市民・事業者の意識の向上を図ることで、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、その保全を進めていくことが必要です。

人々の環境に対する意識が高まる中、市民・事業者・行政が一体となって、自然環境の保全はもとより、太陽光や風力をはじめ、水力、バイオマス、温泉付隨ガスなどの再生可能エネルギーの活用を推進し、自然環境と共生したまちづくりを進めていくことが求められています。

(6) 教育文化分野

少子化に伴い児童・生徒数が減少傾向を示すなど、教育を取り巻く環境が大きく変化しています。「心を育てる」ことに重点をおき、「和文化教育」などの特色ある教育活動を進める当市の教育方針を大切にしながら、今後の教育方法や学校施設のあり方について検討を進めていく必要があります。

生涯学習の面では、しあだ楽習センターや東海道金谷宿大学の講座を軸にさまざまな学習環境を提供し、市民の意欲に応えてきました。今後は、定年を迎えた人が身につけた経験・知識をさらにみがき、地域へ還元する機会を設けるなど、高齢者が生きがいを持って生活できる仕組みづくりが必要となっています。また、情報や知識の取得拠点となる図書館については、川根図書館の移転整備や島田・金谷図書館の利用促進により、市民の読書機会のさらなる増加が見込まれ、地域課題の解決や学習・趣味活動への波及効果が期待されます。

スポーツについては、「しあだ大井川マラソン in リバティ」をはじめとした各種スポーツ大会の開催やスポーツ施設の整備などにより、多くの世代がスポーツに親しめる環境が整っています。今後は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などへの支援により、スポーツ人口の裾野を広げる取組を進めるほか、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを目的としたニュースポーツの普及強化に取り組む必要があります。

さらに、当市は伝統文化・歴史資源にも恵まれています。大井川に由来する数多くの歴史文化資源のほか、全国有数の茶産地として、また茶器として高い価値をもつ志戸呂焼などの産地として、伝統が息づく茶文化を教育や観光、まちづくり等のさまざまな分野において、有効に活用していくとともに、次世代に引き継いでいくことが重要です。

(7)住民自治・行財政分野

当市では、市民活動団体や地域コミュニティ団体などによる活動が活発に展開されており、こうした活動はまちづくりにおいても大きな役割を担っています。

また、市民が自主的に幅広い分野から参加する「ゆめ・みらい百人会議」を立ち上げるなど、協働の視点に基づいたまちづくりを進めています。今後は、市民や地域が主体となり、活動がより促進されるような仕組みを構築していくことが重要です。

地域コミュニティ団体等の多様な主体が行政との協働を進めることで、魅力ある地域づくりや地域活動の活性化が期待されます。

国・地方を通じて財政は厳しい状況にあり、当市においても平成24年度決算で、経常収支比率が89.8%、一般会計市債残高が428億円となるなど、財政の硬直化が進行しています。今後、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が予測されており、財政の健全性確保が急務となっています。

また、公共施設については、島田市民会館など耐震性に課題のある施設や、合併により重複する施設なども有することから、将来における維持管理費の増大も懸念されます。それぞれの施設の築年数や耐震状況、利用状況等の実態を把握し、各施設のあり方を検討していくことが必要です。

これからの行政経営は、地方分権の進展や社会情勢の変化に対応し、公正かつ効率的に進めていくことが求められています。人材の質の向上や組織力の強化を図るとともに、これまで以上に事業や業務の効率化を進めることができます。市民が求める行政サービスを的確に提供できる体制を整え、市民活動団体等と協働を図り、サービスの維持・向上に努める必要があります。

5

前期計画の評価と後期計画への施策の位置づけ

後期基本計画を策定するにあたり、前期において設定、実施した4つの「重点プロジェクト」の中の主な施策を評価し、後期基本計画に位置付ける施策について検討しました。

■前期基本計画における重点プロジェクトと主な施策

(1) 空港と大井川の活用プロジェクト

◆空港の開港インパクトを活かした産業交流拠点づくり、企業・研究機関等の誘致、高速交通拠点のネットワークづくり、スポーツ・文化の交流拠点の形成

(2) まちの魅力の向上と情報発信（シティプロモーション）の推進プロジェクト

◆まちの魅力の向上と情報発信（シティプロモーション）の体制づくり、茶のブランド化と地域文化との一体的発信、参加・体験型ツーリズムの里づくり、口ヶ地島田のアピールと体制づくり

(3) 心身ともに健康な人づくりプロジェクト

◆健康で心豊かな人づくり、地産地消と食育の地域づくり、スポーツや温泉を活用した健康づくり、安心・安全・適切な医療サービスの提供と地域福祉の推進

(4) 元気なまち推進プロジェクト

◆中山間地域振興策の推進、森林の保全・活用、中心市街地の活性化、安全・安心の体制づくり

■前期基本計画の評価と後期基本計画への施策の位置付けの考え方

《1．交流拠点の整備》

全国レベルの市民マラソン大会として認知された「しまだ大井川マラソン in リバティ」や大井川流域の魅力を十分に堪能できるさまざまなイベントの開催により、交流人口の拡大について一定の成果を得ています。

また、富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷ICなどの高速交通結節点へのアクセス性の向上を図るため、国道1号バイパスや国道473号の4車線化などの事業が進められています。

後期基本計画においては、富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷IC周辺地

域のポテンシャルをさらに高めるため、線的整備だけでなく、土地利用の転換を図った上で面的な整備も積極的に進めるとともに、これらを活用した人と産業・文化的交流拠点づくりを目指していきます。

《2. 農林業の振興》

農林業従事者の高齢化や後継者不足は全国的な課題となっており、最早、待ったなしの社会問題と化しています。

当市においても、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加に歯止めがかからず、これまで取り組んできた経営改善や担い手育成に関する施策は十分な成果を上げるところまでには至っていません。林業においても、国内産木材価格の低迷や、これに起因した後継者不足などにより放置山林が増加し、本来森林が持つ治山・治水機能や二酸化炭素吸収源としての自然環境保全機能の低下が大いに危惧されている状況です。

また、基幹作物である茶業に関しても、農業生産工程管理手法の認証取得の奨励やPR事業などさまざまな支援策を講じてきたものの、全国的な消費量の減少や価格の低迷、他産地の台頭などにより、その効果の発現は難しい状況となっています。

後期基本計画では、この現状を踏まえた施策の位置付けが必要となります。TPP交渉による影響や減反政策をはじめとする国の動向を注視する中で、大胆で新しい独自の取組とこれまでのきめ細かな取組の両面からの対応が必要です。これまでの生産振興に加え、消費・需要拡大にも軸足を据えて、安全・安心な地場農産物の生産、地産地消の推進、地域材の活用などを位置づけていきます。

とりわけ茶業に関しては、茶草場農法の世界農業遺産登録や和食のユネスコ無形文化遺産登録を追い風とし、歴史と伝統を誇る当市の茶産業や茶文化を国内外に積極的に発信していくための施策を盛り込んでいきます。

《3. 商業の振興》

モータリゼーションの進展や大型店の郊外への出店、さらに、インターネット通販など消費者の購買行動が多様化し、市内各地域の商店街を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

特に、中心市街地については、にぎわい創出を狙いとして駅の至近に「おび・りあ」を整備したところですが、一定程度の集客は確保されたものの、まちの回遊性の向上といった当初予測していた効果は、いまだ十分とは言えません。

これまで市では、再開発事業や区画整理、おび通りの設置などのハード面の整備と並行して、個店を支援するソフト事業も同時に進めてきました。今後は、これらに加え、各商業者のやる気を引き出す新たな戦略を用意することが必要です。

後期基本計画では、商店街のにぎわいの創出や個店の魅力づくりの支援を行うことで、個々の商店主のやる気を引き出すとともに、経営者同士のネットワークづくりや商店街全体としての活力の醸成を図っていきます。

『4. 地域医療の充実』

平成 16 年に施行された新医師研修制度に端を発した医師の都市部への集中は、深刻かつ重大な社会問題となっており、地方都市の地域医療を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

当市においても、地域医療の中心的役割を担うべき島田市民病院では、あらゆる医師・看護師確保対策を講じてきてはいるものの、いまだ不十分な状態が続いています。このため、地域医療は地域全体で守ることが今後ますます重要となり、病院と診療所等との連携を今まで以上に促進していくことが求められています。

一方、病院の経営自体は、前期基本計画期間中に策定した「病院改革プラン」に沿って、経営形態を見直すとともに経営改善に取り組んだ結果、平成 22 年度の経常収支は 11 年ぶりに黒字へと転換することができました。

また、市民病院が抱える喫緊の課題である「施設・設備の老朽化と耐震性能不足」についても、前期基本計画期間には、新病院建設に向けた基本構想や基本計画の策定に取り組んできたにもかかわらず、建設場所の選定が難航するなど、その進捗はかばかしいものではありません。

後期基本計画では、地域医療の充実だけにとどまらず、地域医療の将来のあり方を考慮し、医療機関だけでなく福祉・介護事業者との連携をさらに促進することにしています。また、地域医療への市民の理解を一層深めると同時に、市民病院における医師確保などの課題に積極的に取り組んでいきます。

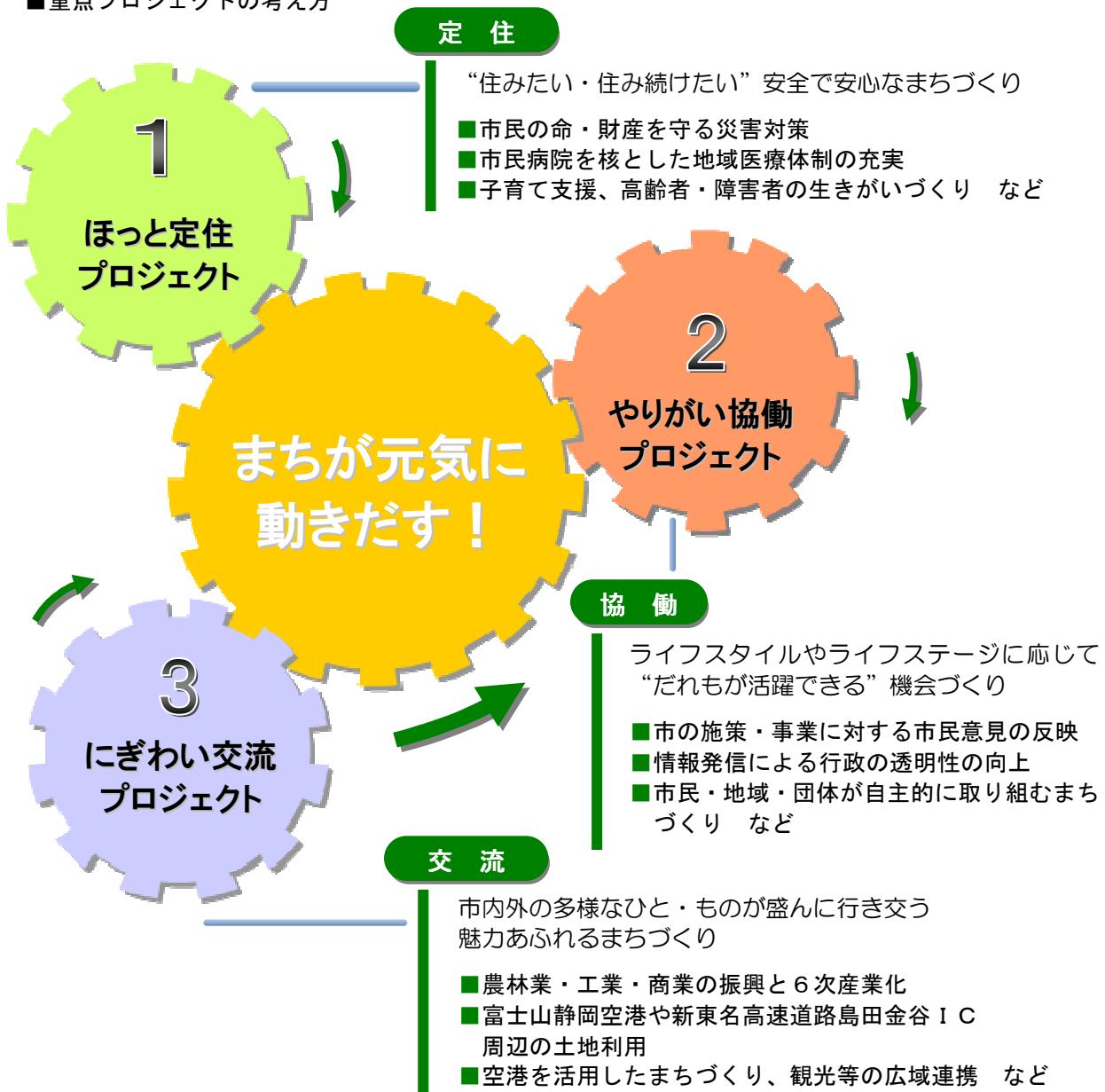
さらに、新市民病院の建設については、これまでの経緯や検討内容を踏まえ、より具体的に計画へ位置付け、早期の建設を目指していきます。

II 重点プロジェクト

人口減少社会、少子高齢化社会を迎える中、当市の将来像である「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を実現するためには、限られた資源（ひと・もの・財源等）を有効に活用し、重点的かつ戦略的に各施策に取り組む必要があります。

このことを踏まえ、後期基本計画では、人口減少社会における持続・発展可能なまちづくりを進めるため、「ほっと定住プロジェクト」「やりがい協働プロジェクト」「にぎわい交流プロジェクト」の3つの重点プロジェクトを立ち上げ、重点的に各施策を開いています。

■重点プロジェクトの考え方





ほっと定住プロジェクト

“住みたい・住み続けたい”

安全で安心なまちづくりによる定住促進

住みたい、これからも住み続けたいと感じる満足度の高い住民サービスを提供していくため、次の3点を重点とした施策に取り組んでいきます。

- ①南海トラフ巨大地震やゲリラ豪雨などの自然災害、危険性の高い感染症、さらにテロや武力攻撃などのあらゆるリスクから市民の命や財産を守ることが喫緊の課題となっています。このため、平常時における備えのほか、有事に迅速な対応ができる体制の整備を進めています。
- ②全国的な問題として地方病院の医師不足やこれを主因とする地域医療の崩壊など、医療に対する不安が増大しています。当市においては、医師・看護師等の確保や新島田市民病院の整備を重点に、地域の医療環境を充実させ、安全で安心な医療体制の構築に努めています。
- ③子育て家庭への支援をはじめ高齢者の元気づくり、障害者に対する地域の理解促進などだれもが暮らしやすい、少子高齢化社会に対応したまちづくりを進めています。

このほか、雇用の確保、交通安全や犯罪防止対策など、さまざまな分野の施策を総合的に展開し、効果的な定住促進対策を推進します。

■ほっと定住プロジェクトを構成する取組

(重点的に取り組むべき施策・優先的に取り組むべき施策から[P. 39])

- 医療の充実 (医師などの確保、新島田市民病院の整備、地域医療体制の充実)
- 地震・水害など災害に強いまちづくり (危機管理対策の強化や住宅・公共施設の耐震化)
- 障害者が生活しやすい環境づくり (相談・生活支援体制の充実や障害のある人の就労支援)
- 雇用の確保・勤労者福祉の充実 (中小企業の経営支援や雇用の創出、起業支援など)
- 生活に密着した道路の整備と維持管理 (道路側溝の整備や舗装の改修など)
- 安心できる消費生活の実現 (消費生活相談体制の充実)
- 公共交通機関の充実 (バス交通体系の見直しやデマンド型乗合タクシーの導入)
- 高齢者の医療・介護・福祉の充実
(住み慣れた地域・家庭で暮らせるサービスの実施や見守り合う事業の実施)
- 犯罪防止対策 (地域防犯体制の整備)
- 交通安全対策 (交通安全運動の推進と意識の向上)
- 保育環境の充実や子育てへの支援 (子育て環境の整備や子育て家庭への支援)



やりがい協働プロジェクト

ライフスタイルやライフステージに応じて “だれもが活躍できる”機会づくりによる協働推進

これからのまちづくりにおいて、大幅な人口増加を見込んだ成長型の施策展開は難しくなっています。人口減少社会において、まちの活力の維持・拡大を図るためには、「定住人口」「交流人口」という従来の考え方方に加え、「まちづくり活動に取り組む市民」の増加による市民・行政の協働のまちづくりが重要な要素となっています。

協働のまちづくりを進めていく上でポイントになるのは、市民・行政それぞれの情報について共有を図ることです。そのため、行政は正確かつ新鮮な情報を積極的に提供するとともに、一層の行政運営の透明性向上、財政運営の健全性確保に取り組むほか、市民の行政ニーズを的確に読み取る能力が求められています。

一方、市民は自主的にまちづくりに参加し、小さなことから自ら考え、実行する活動が必要です。

市民と行政が情報共有を図り、「ゆめ・みらい百人会議」などの開催を通じてまちづくりに対する市民の意識を高め、人との絆、地域との絆を深めることで人口減少社会に対応できるまちづくりを目指していきます。

■やりがい協働プロジェクトを構成する取組

(重点的に取り組むべき施策・優先的に取り組むべき施策から[P. 39])

- 市の施策・事業などに対する市民意見の反映
- 市民と行政の協働のまちづくりの推進
 - (自治基本条例の制定、自治会・N P O 法人への支援など)
- 市の健全な財政運営
 - (中長期の展望に立った健全な財政運営、財務状況の公開)
- 情報公開など行政の透明性の向上
 - (市の意思決定に関する情報などの提供や事業仕分けなど)



にぎわい交流プロジェクト

市内外の多様なひと・ものが盛んに行き交う 魅力あふれるまちづくりによる交流促進

活力に満ちたまちづくりを進めていくためには、産業の活性化と多様な主体による積極的な交流を促進する必要があります。

そのため、主要産物である茶の生産をはじめとした農林業と商工業との融合による6次産業化の推進のほか、工業用地の創出、各交通結節点を接続する広域交通網の整備など、当市がものづくりや物流分野において起点となる横断的な施策の展開が必要です。大きな可能性を秘める富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷インターチェンジの周辺地域については、都市的土地区画整理事業による有効活用を検討していきます。

さらに、社会基盤の整備により日本有数の交通結節点となった地の利を最大限に活用し、大井川鐵道のSLや川根温泉などの観光資源のネットワーク化、近隣自治体との観光連携施策の推進等により、地域内外のひとが交流する、魅力あふれるまちづくりを進めています。

■にぎわい交流プロジェクトを構成する取組

(重点的に取り組むべき施策・優先的に取り組むべき施策から[P.39])

■魅力ある商店街づくりなどの商業振興

(商店街のにぎわい創出や経営支援、ブランドの認証など)

■計画的な土地利用の推進

(富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷IC周辺等の都市的土地区画整理事業)

■農林業の振興

(農林業経営の支援、茶の生産基盤強化と消費拡大、6次産業化、農地保全)

■企業への支援や誘致などの工業振興

(工業用地の開発、企業誘致の推進)

■まちの拠点としての駅周辺整備

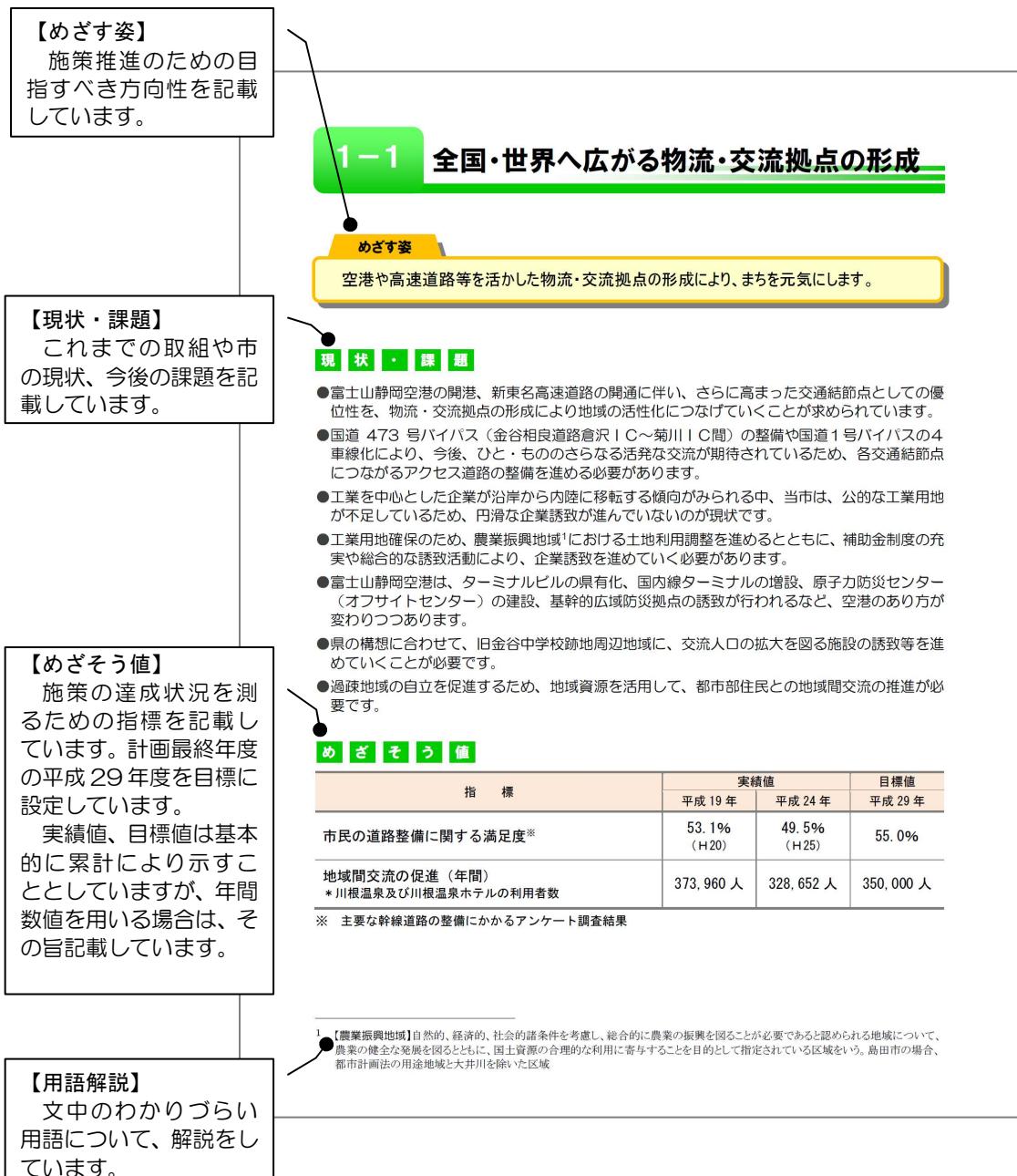
(島田駅周辺を中心とした市街地の活性化)

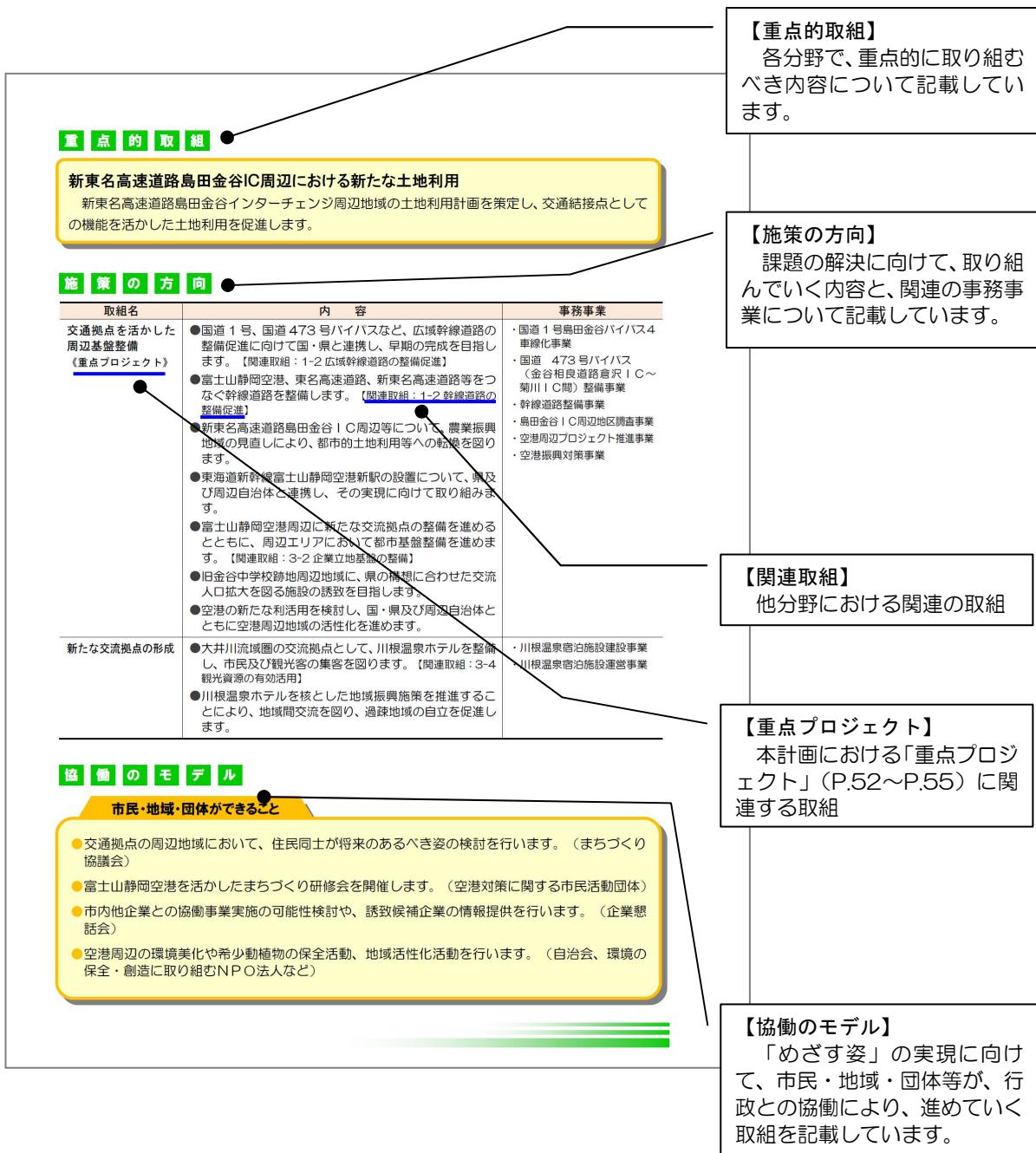
■富士山静岡空港を活用したまちづくり

(空港周辺地域の活性化、近隣自治体等との連携による観光情報の発信など)

III 後期基本計画

基本計画の見方





第 1 章

**都市基盤が充実し、ひとやもの、
情報が活発に交流するまち**

1-1

全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成

めざす姿

空港や高速道路等を活かした物流・交流拠点の形成により、まちを元気にします。

現 状 ・ 課 題

- 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通に伴い、さらに高まった交通結節点としての優位性を、物流・交流拠点の形成により地域の活性化につなげていくことが求められています。
- 国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）の整備や国道1号バイパスの4車線化により、今後、ひと・もののさらなる活発な交流が期待されているため、各交通結節点につながるアクセス道路の整備を進める必要があります。
- 工業を中心とした企業が沿岸から内陸に移転する傾向がみられる中、当市は、公的な工業用地が不足しているため、円滑な企業誘致が進んでいないのが現状です。
- 工業用地確保のため、農業振興地域¹における土地利用調整を進めるとともに、補助金制度の充実や総合的な誘致活動により、企業誘致を進めていく必要があります。
- 富士山静岡空港は、ターミナルビルの県有化、国内線ターミナルの増設、原子力防災センター（オフサイトセンター）の建設、基幹的広域防災拠点の誘致が行われるなど、空港のあり方が変わりつつあります。
- 県の構想に合わせて、旧金谷中学校跡地周辺地域に、交流人口の拡大を図る施設の誘致等を進めていくことが必要です。
- 過疎地域の自立を促進するため、地域資源を活用して、都市部住民との地域間交流の推進が必要です。

めざそく 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 市民の道路整備に関する満足度* | 53.1% (H20) | 49.5% (H25) | 55.0% |
| 地域間交流の促進（年間） *川根温泉及び川根温泉ホテルの利用者数 | 373,960人 | 328,652人 | 350,000人 |

※ 主要な幹線道路の整備にかかるアンケート調査結果

¹ 【農業振興地域】自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として指定されている区域をいう。島田市の場合、都市計画法の用途地域と大井川を除いた区域

重 点 的 取 組

新東名高速道路島田金谷IC周辺における新たな土地利用

新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地域の土地利用計画を策定し、交通結接点としての機能を活かした土地利用を促進します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------------|---|---|
| 交通拠点を活かした周辺基盤整備 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">● 国道1号、国道473号バイパスなど、広域幹線道路の整備促進に向けて国・県と連携し、早期の完成を目指します。【関連取組：1-2 広域幹線道路の整備促進】● 富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路等をつなぐ幹線道路を整備します。【関連取組：1-2 幹線道路の整備促進】● 新東名高速道路島田金谷IC周辺等について、農業振興地域の見直しにより、都市的土地区画整理事業等への転換を図ります。【関連取組：3-2 企業立地基盤の整備】● 東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置について、県及び周辺自治体と連携し、その実現に向けて取り組みます。● 富士山静岡空港周辺に新たな交流拠点の整備を進めるとともに、周辺エリアにおいて都市基盤整備を進めます。● 旧金谷中学校跡地周辺地域に、県の構想に合わせた交流人口拡大を図る施設の誘致を目指します。● 空港の新たな利活用を検討し、国・県及び周辺自治体とともに空港周辺地域の活性化を進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・ 国道1号島田金谷バイパス4車線化事業・ 国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）整備事業・ 幹線道路整備事業・ 島田金谷IC周辺地区調査事業・ 空港周辺プロジェクト推進事業・ 空港振興対策事業 |
| 新たな交流拠点の形成 | <ul style="list-style-type: none">● 大井川流域圏の交流拠点として、川根温泉ホテルを整備し、市民及び観光客の集客を図ります。【関連取組：3-4 観光資源の有効活用】● 川根温泉ホテルを核とした地域振興施策を推進することにより、地域間交流を図り、過疎地域の自立を促進します。 | <ul style="list-style-type: none">・ 川根温泉宿泊施設建設事業・ 川根温泉宿泊施設運営事業 |

協 働 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

- 交通拠点の周辺地域において、住民同士が将来のあるべき姿の検討を行います。（まちづくり協議会）
- 富士山静岡空港を活かしたまちづくり研修会を開催します。（空港対策に関する市民活動団体）
- 市内他企業との協働事業実施の可能性検討や、誘致候補企業の情報提供を行います。（企業懇話会）
- 空港周辺の環境美化や希少動植物の保全活動、地域活性化活動を行います。（自治会、環境の保全・創造に取り組むNPO法人など）

■富士山静岡空港利用者数の状況

単位：人

| | 利用者総数 | 内訳 | |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| | | 国内線 | 国外線 |
| 開港 1 年目 (H21.6.4～H22.6.3) | 634,973 | 418,742 | 216,231 |
| 開港 2 年目 (平成 22 年度) | 555,459 | 316,082 | 239,377 |
| 開港 3 年目 (平成 23 年度) | 411,880 | 266,413 | 145,467 |
| 開港 4 年目 (平成 24 年度) | 446,755 | 251,329 | 195,426 |



▲川根温泉ホテル 完成予想図

1-2 総合的な道路網の整備

めざす姿

利便性・快適性の高い道路整備により、ひとやものが活発に交流する地域社会の実現を目指します。

現状・課題

- 国道1号島田金谷バイパスの4車線化、国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）の整備、国道473号新東名島田金谷IC～国道1号大代IC間の4車線化、はばたき橋を含む県道島田吉田線などの国・県が整備する主要幹線道路を補完する幹線道路網の計画策定及び整備が求められています。
- 生活道路は、市民の生活に密接に関わっていますが、路線数が多く要望内容も多岐にわたっており、全てを実施するのは困難な状況であるため、緊急性・必要性を考慮した優先順位により整備を進める必要があります。
- 交通インフラ整備は「造る」から「守る」に転換しています。予防保全型の維持補修・老朽化対策により、利用者の安全・安心を確保することが求められています。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|---------------------------------------|-------|-------|-----|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 幹線道路（都市計画道路）整備率 (改良済+概成済※)／総延長×100 | 66% | 84% | 89% |
| 橋りょう長寿命化修繕工事実施数 | — | 3橋 | 51橋 |

※ 概成済…改良済区間のうち、都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員、または、4車線以上の供用道路で、改良済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間。

重点的取組

総合的な道路ネットワークの構築

市民生活の利便性向上や地域内経済の循環力を高めるため、広域幹線道路につながる地域内幹線道路を重点的に整備します。

生活道路の整備による快適な住環境づくり

生活道路の計画的な維持・修繕により、快適性の高い住環境整備につなげます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------------------|--|--|
| 広域幹線道路の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●国道1号島田金谷バイパス及び国道473号（新東名島田金谷IC～国道1号大代IC）の4車線化、国道473号金谷相良道路（倉沢IC～菊川IC）の整備促進を国・県へ働きかけます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●藤枝バイパス4車線化と東光寺ICフルインター化を国・県へ働きかけます。 | <p>道路建設促進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号島田金谷バイパス ・国道1号藤枝バイパス ・国道473号バイパス（金谷相良道路） ・国道473号（新東名島田金谷IC～国道1号大代IC） |
| 幹線道路の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活道路からの通過交通排除を目的に、色尾大柳線や谷口中河線等の整備を進めます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●新東名高速道路島田金谷ICへの連絡機能を強化するため、横岡新田牛尾線、二軒屋牛尾線を整備します。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●国道473号への連絡機能を強化するため、島竹下線を整備します。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●整備路線の優先順位の明確化のため、道路整備プログラムを策定し、効果的な道路整備を行います。 ●広域幹線道路と地域内幹線道路との連携を強化し、市民の利便性の向上に加え、ひとやものが活発に交流する総合的な道路ネットワークを構築します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合都市交通体系調査事業 ・道路整備プログラムの策定 ・東町御請線整備事業 ・横岡新田牛尾線改良事業 ・谷口中河線改良事業 ・色尾大柳線改良事業 ・道悦旭町線改良事業 ・島竹下線改良事業 ・県営道路整備事業 |
| 生活道路の整備・維持 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●優先度の高い生活道路から順に整備を実施します。 ●安全、安心な住民生活のため、道路側溝の整備、舗装の改修、狭隘道路の拡幅など、生活道路を整備します。 ●橋りょう及び道路附属物等の定期的な点検により、損傷の状況を正確に把握・評価し、保全の手法や経費、緊急度を踏まえた修繕計画に基づき、修繕工事を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路改良事業 ・道路維持修繕事業 ・橋りょう長寿命化修繕事業 ・法面・トンネル点検事業 ・道路照明灯修繕事業 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 道路整備事業の説明会に積極的に参加します。（市民）
- 道路及び周辺整備に係る課題の検討を行います。（自治会）
- 生活道路の危険箇所を発見したら、行政へ連絡します。（市民）
- 企業活動中などに発見した市道等の損傷箇所を「公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書」に基づき、行政へ情報提供します。（企業・事業所）

■市道整備状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実延長 (m) | 1,102,946 | 1,111,157 | 1,116,184 | 1,117,245 | 1,113,928 |
| 本数 | 3,587 | 3,586 | 3,605 | 3,617 | 3,614 |
| 舗装率 (%) | 73.3 | 73.1 | 73.5 | 73.7 | 73.9 |

■都市計画道路整備状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 改良済延長 (m) | 39,030 | 40,010 | 40,240 | 42,130 | 56,530 |
| 概成済延長 (m) | 21,600 | 22,700 | 22,700 | 22,120 | 20,930 |
| 小計 (m) | 60,630 | 62,710 | 62,940 | 64,250 | 77,460 |
| 計画延長 (m) | 91,580 | 91,580 | 92,090 | 92,090 | 92,100 |
| 整備率 (%) | 66.2 | 68.5 | 68.3 | 69.8 | 84.1 |

※ 平成 25 年 3 月 31 日現在

1-3 公共交通基盤の整備

めざす姿

公共交通網の充実により、交通空白地を解消し、通勤・通学、買い物や通院などの利便性を高めます。

現状・課題

- 少子化により、公共交通における通学需要が減少することが予測されます。また、運転免許保有率の高まりにより、路線バスの利用は減少していくことが見込まれます。
- コミュニティバス²の多くの路線では、利用者数が減少傾向にあるため、利用促進に向けた一層の取組の充実・強化が必要です。
- コミュニティバスの路線維持に係る財政負担は大きく、効率的な運行形態、運賃負担のあり方についての検討が必要です。
- 地理的な理由等により遠距離通学をしている児童・生徒のため、スクールバスを運行しています。川根地区や鍋島地区では児童・生徒以外の乗車も可能としており、地域住民の利便性の確保につながっています。
- 大井川鐵道は、通勤・通学などの沿線住民の利用の減少や、S.L.団体客の伸び悩みがみられるほか、設備や車両の老朽化が進んでおり、計画的な改修や更新を進めるとともに、路線維持のための増収対策や経営環境の転換が求められています。

めざそう値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|--------------------------------|-----------|-----------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| コミュニティバス利用者数 [*] （年間） | 394,770 人 | 374,254 人 | 375,000 人 |

* 平成 19 年の実績値には、川根地区スクールバスの児童・生徒の通学利用分を含む。

重点的取組

バス運行体系の見直し

路線ごとの利用状況を踏まえ、運行体系を見直し、地域のニーズに即した運行が実施されるよう努めます。

² 【コミュニティバス】地域住民の移動手段を確保するために、バス会社が運行する路線以外で、自治体などが運行するバスのこと。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--|--|--|
| バス運行体系の強化 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバスについて、運行形態や運賃負担のあり方、運行車両など、バス交通体系の全体的な見直しを行います。 ●民間の不採算バス路線に対する補助金について、利用状況等を勘案しながら、適宜、必要な見直しを行います。 ●遠距離通学が必要な児童・生徒のため、登下校時のスクールバスの運行を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行管理事業 ・コミュニティバス車両更新事業 ・バス路線運行維持助成事業 ・スクールバス運行事業 |
| デマンド型乗合タクシー ³ 導入の推進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●自宅から目的地まで、市民が相乗りで利用できるデマンド型乗合タクシーを導入し、移動手段のない人を対象とした効率的な運行システムの構築を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合タクシー運行事業 |
| 民間鉄道による移動手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●大井川鐵道と沿線自治体が協力し、沿線住民の日常的な利用促進とともに、観光振興など交流人口の増加による鉄道利用の拡大に取り組み、地域の公共交通の確保と観光資源としての活用を図ります。 ●大井川鐵道の設備や車両の老朽化対策として、国や県の補助制度を活用し、計画的な改修や更新が図られるよう調整を進めます。 | |

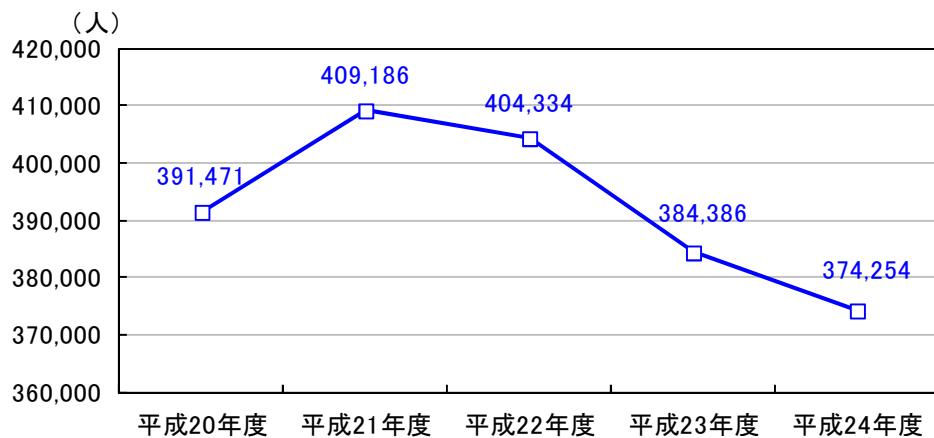
協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 日常生活の中で、コミュニティバスを積極的に活用します。（市民）
- 島田市地域公共交通会議及び島田市地域公共交通会議住民部会への参画を通じて、利用者にとって利用しやすい公共交通を維持・確保していくことに努めます。（市民）
- 高齢者の買い物や通院のサポートなど、地域が主体となって移動手段を確保する取組を進めます。（市民）

³ 【デマンド型乗合タクシー】交通手段に不便をきたしている地域の人に、予約により自宅や指定の場所から目的地まで乗合タクシーにより送迎するサービス

■コミュニティバス利用者数の状況



■大井川鐵道 市内主要駅の1日平均乗降客数

| | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 金谷駅 | 一般 (人) | 603 | 537 | 485 | 395 |
| | 定期券利用 (人) | 285 | 262 | 226 | 222 |
| | 計 (人) | 888 | 799 | 711 | 617 |
| 新金谷駅 | 一般 (人) | 812 | 865 | 811 | 697 |
| | 定期券利用 (人) | 86 | 95 | 82 | 68 |
| | 計 (人) | 898 | 960 | 893 | 765 |
| 五和駅 | 一般 (人) | 35 | 30 | 30 | 25 |
| | 定期券利用 (人) | 65 | 57 | 43 | 61 |
| | 計 (人) | 100 | 87 | 73 | 86 |
| 福用駅 | 一般 (人) | 24 | 22 | 24 | 22 |
| | 定期券利用 (人) | 57 | 58 | 56 | 68 |
| | 計 (人) | 81 | 80 | 80 | 90 |
| 家山駅 | 一般 (人) | 436 | 430 | 370 | 355 |
| | 定期券利用 (人) | 218 | 191 | 173 | 156 |
| | 計 (人) | 654 | 621 | 543 | 511 |
| 市内 11 駅 合計 | 一般 (人) | 2,052 | 2,011 | 1,841 | 1,604 |
| | 定期券利用 (人) | 824 | 777 | 690 | 690 |
| | 計 (人) | 2,876 | 2,788 | 2,531 | 2,294 |

1-4 住環境の整備

めざす姿

市民が安心して暮らせるよう、快適な居住環境を整備するとともに、住まいを必要とする人の住居を確保します。

現 状 ・ 課 題

- 「島田市公営住宅ストック総合活用計画」⁴及び「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯の状況や市民の生活実態の把握、住宅需要の推移、老朽化した市営住宅の維持管理など、社会動向を踏まえた住環境整備に係る事業の展開が求められています。
- 老朽化の進んだ市営住宅の建て替えを早急に行う必要があるものの、代替住宅の確保や財政面の課題により、進んでいないのが現状です。今後は、適正な供給戸数を把握するとともに、民間施設の活用も視野に入れた対応が求められています。
- 市内的人口が減少傾向を示しています。特に、川根地区をはじめ中山間地域においては、若年層の流出や高齢化が進む中、地域コミュニティを維持することが課題となっています。今後は市有財産を住宅地として活用するなど、定住促進に向けた取組を進める必要があります。
- 上水道管路における法定耐用年数40年を経過した老朽管の割合は22%を超えており、年次的な更新が必要です。また、耐震診断や補強工事が未実施である配水池の早期事業化が求められています。
- 簡易水道⁵施設や飲料水供給施設には、老朽化している施設が多数あり、更新を進める必要があります。しかし、維持管理経費が増大しているため、対応が難しい状況となっています。
- ライフスタイルの多様化や核家族化の進展などにより、墓地に対する考え方が変化する中、公設霊園の必要性が高まっています。

めざそく 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|--|------------------|------------------|------------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 新設住宅着工件数（年間） *持ち家、賃家、分譲住宅など | 627 戸 | 670 戸 | 720 戸 |
| 地区計画 ⁶ の指定 | 3 か所 (73.9ha) | 3 か所 (77.0ha) | 4 か所 (78.0ha) |
| 配水池耐震化率 *貯水量率：全体容量=17,988m ³ | 21.6% | 28.8% | 100.0% |

⁴ 【島田市公営住宅ストック総合活用計画】老朽化が見られる木造、簡易耐火構造の市営住宅などの建て替えや、高齢者や障害者に対応した設備改修など、平成 29 年度までの総合的な整備計画

⁵ 【簡易水道】給水人口が 101 人以上から 5,000 人以下の範囲を対象として供給する水道のこと。

⁶ 【地区計画】一定のまとまりを持った「地区」の用途地域の規制を強化、緩和すること目的に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う都市計画法に基づく制度

重 点 的 取 組

定住化の促進

地域の実情を踏まえ、若年層、勤労者及び高齢者の居住の安定と良好な住環境づくりに努めます。また、中山間地域においては、宅地化などによる市有財産の有効利用や民間活力を導入し、子育て世代や若者の定住化を促進します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-----------------|--|---|
| 公営住宅の整備 | <ul style="list-style-type: none">●「島田市公営住宅ストック総合活用計画」に沿った既存住宅の長期的活用により、住宅需要に応え居住の安定化を図ります。また、民間住宅（アパート等）を活用した借上げ方式による住宅供給について検討を進めます。●「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な住環境の維持管理、整備を行います。 | <ul style="list-style-type: none">・市営住宅維持修繕事業・市営住宅管理事業 |
| 中山間地域における定住化の促進 | <ul style="list-style-type: none">●中山間地域において、子育て世代や若者の定住化に向けた事業展開を図ります。●地域の住環境や地域の魅力を情報発信し、都市からの移住による人口増加を図ります。【関連取組：3-4 ニューツーリズムの推進】 | <ul style="list-style-type: none">・地域おこし協力隊⁷派遣事業・中山間地域空き家バンク⁸事業 |
| 居住環境の整備 | <ul style="list-style-type: none">●宅地の有効利用を図るため、建築基準法上の道路種別について明確にします。●地域の特徴を踏まえた適切な土地利用を進めるとともに、住民合意のもと、地区計画等により良好な環境を創出するよう働きかけます。●往還下土地区画整理事業の完了に向け、保留地の販売促進に努めます。●居住環境の改善に向けて、地区画整理事業等を検討します。●定住化を推進するため、良質な住環境の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・指定道路台帳整備事業・用途地域の適正化・地区計画の検討・往還下土地区画整理事業 |

⁷ 【地域おこし協力隊】過疎化が進む地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域力の維持を目的に平成21年から国が制度化

⁸ 【空き家バンク】空き家情報をインターネット等で移住・定住希望者に情報提供する事業

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|------------|--|--|
| 安全・安心な水の供給 | <ul style="list-style-type: none"> ●アセットマネジメント⁹（施設の資産管理手法）を取り入れた水道事業計画を策定し、合わせて料金改定を検討していきます。 ●優先度の高い路線から老朽管の更新を実施するとともに、適切な口径の検討と継手の耐震化を進めます。 ●主要配水池のほか、小規模配水池についても緊急性の高いものから優先的に耐震化を進めます。 ●稻荷浄水場に非常用発電装置を設置し、災害時の給水に備えます。 ●中山間地域の小集落にある飲料水供給施設について、補助や管理の方法などを検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽管更新事業（天神原・旗指配水区） ・建設改良事業（簡易水道） ・配水池耐震化事業 ・稻荷浄水場非常用発電装置整備事業 ・飲料水供給施設整備事業 |
| 霊園の整備及び管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●墓地需要の動向を踏まえ、公共性を有する墓地を市民に提供します。 ●既存の市営霊園について、適正な管理運営に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営霊園整備事業 ・市営霊園管理運営事業 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 地域おこし協力隊などと協力して、地域の魅力を情報発信します。（地域づくりを行うNPO法人など）
- 地域の居住環境の向上や改善に向けた検討を行います。（自治会・コミュニティ委員会）
- 水道耐震化プロジェクトに関する活動に参加・協力します。（市民・地域）
- 飲料水供給施設の定期的な見回りと維持管理に努めます。（地域）

⁹ 【アセットマネジメント】長期的かつ経営的な視点で、市の公共施設を管理・活用・処分する取組

■周辺市の新設住宅着工件数の状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 島田市 (戸) | 701 | 592 | 662 | 696 | 670 |
| 藤枝市 (戸) | 1,168 | 903 | 1,082 | 1,230 | 1,282 |
| 焼津市 (戸) | 1,335 | 1,084 | 1,044 | 1,105 | 847 |
| 牧之原市 (戸) | 612 | 216 | 200 | 235 | 167 |
| 掛川市 (戸) | 1,203 | 784 | 695 | 624 | 711 |

資料：静岡県新設住宅着工統計

■地区計画指定地区数及び面積

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地区数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 面積 (ha) | 73.9 | 73.9 | 77.0 | 77.0 | 77.0 |

■上水道の状況(島田市上水道)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 給水人口 (人) | 75,571 | 75,342 | 75,088 | 74,988 | 74,705 |
| 給水戸数 (戸) | 28,574 | 28,689 | 28,781 | 29,082 | 29,285 |
| 年間総配水量 (m³) | 10,774,920 | 10,724,691 | 10,701,705 | 10,532,993 | 10,403,057 |
| 年間有収水量 (m³) | 8,848,446 | 8,780,622 | 8,774,557 | 8,649,610 | 8,545,195 |
| 有収率 (%) | 82.1 | 81.9 | 82.0 | 82.1 | 82.1 |

■簡易水道の状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 給水人口 (人) | 6,206 | 6,096 | 5,974 | 5,877 | 5,738 |
| 給水戸数 (戸) | 2,130 | 2,114 | 2,102 | 2,100 | 2,094 |
| 年間総配水量 (m³) | 910,869 | 849,921 | 832,737 | 799,973 | 814,976 |
| 年間有収水量 (m³) | 706,870 | 687,391 | 674,489 | 650,993 | 640,082 |
| 有収率 (%) | 77.6 | 80.9 | 81.0 | 81.4 | 78.5 |

1-5

公園緑地の整備

めざす姿

市民が安らぎを感じ、快適に暮らせるよう、緑あふれる都市空間を創出します。

現状・課題

- 当市の公園緑地の整備状況は、平成25年3月末時点で138公園、面積は111.9haとなっています。そのうち、都市計画公園の整備率は、平成25年3月末現在、約20%となり、さらに整備を進めていく必要があります。
- 公園緑地は、避難場所としての機能を併せ持つ社会基盤であり、計画的な配置や整備が求められています。
- 公園の整備・管理については、地域とともに考え、地域が主体的な役割を果たすことができるようになります。しかしながら、公園の維持管理を行う地域住民の高齢化により、その実施が年々困難になってきています。
- 当市は、「ばらのまちづくり」を推進しており、今後も、ばらの丘公園を活用するなど、主要園芸作物であるバラを全国にPRしていくことが求められています。

めざそくう値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|--------------|---------|---------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 公園・緑地整備面積 | 110.0ha | 111.9ha | 112.0ha |
| 生け垣づくり補助累計件数 | 968件 | 1,090件 | 1,215件 |
| 公園愛護会団体数 | 43団体 | 46団体 | 49団体 |

重点的取組

ばらのまちづくりの推進

当市の特色ある園芸作物であるバラを活かし、緑化等を推進することで、「ばらのまち」として市内外にPRしていきます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|------------|---|---|
| 公園・緑地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災機能を併せ持ち、市民が親しみを持って利用できる公園・緑地の整備を計画的に進めます。 ●安全・安心な利用のため、138か所の公園を計画的かつ効果的に維持管理します。 ●施設ごとの管理方針、長寿命化対策実施時期等を踏まえ、計画的に15公園の施設の改築・更新を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園整備事業 ・公園管理事業 ・公園施設長寿命化事業 |
| 緑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりを行う者に対し、補助金を交付します。 ●市内主要箇所にばらの花壇等を設置するとともに、ばらの丘公園を活用し、栽培等に関する情報提供や、交流の場を提供します。 ●全国バラサミットの開催に向けて、ばらのまちづくりに対する市民の意識向上に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣づくり設置費補助事業 ・緑化活動推進事業 ・ばらのまちづくり推進事業 ・全国バラサミット開催事業 |
| 公園・緑地の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域の公園や緑地の美化を行う、「公園愛護会」の活動を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事業 |

協 働 の モ デ ル

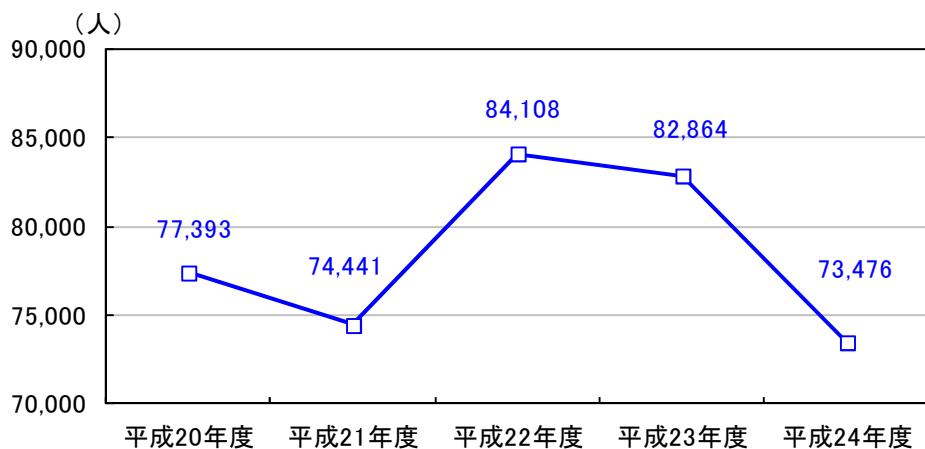
市民・地域・団体ができること

- 植栽や花壇の維持管理、公共施設へのプランターの提供、学校・福祉施設への草木の提供等を行います。（緑化団体）
- 平成27年度開催予定のバラサミットに向けた事前研修等へ関係企業などの社員が参加します。（企業・事業所）
- 都市公園の愛護活動、公園愛護デーにおける美化活動等を行います。（公園愛護会）

■都市計画公園整備状況

| | | 街区公園 | 近隣公園 | 総合公園 | 運動公園 | 風致公園 | 緑地 | 合計 |
|---------|---------|------|-------|-------|------|-------|--------|--------|
| 計画 | 箇所数 | 17 | 6 | 2 | 1 | 2 | 4 | 32 |
| | 面積 (ha) | 4.81 | 13.00 | 52.60 | 9.90 | 33.70 | 250.20 | 364.21 |
| 開設 | 箇所数 | 16 | 4 | 2 | 1 | 1 | 4 | 28 |
| | 面積 (ha) | 4.22 | 3.64 | 10.43 | 8.60 | 0.15 | 45.6 | 72.64 |
| 開設率 (%) | | 87.7 | 28.0 | 19.8 | 86.9 | 0.4 | 18.2 | 19.9 |

■ばらの丘公園入園者数



1-6 魅力ある景観の保全

めざす姿

潤いある自然や、伝統を感じさせる歴史的まちなみなど、恵まれた地域景観を守ります。

現状・課題

- 平成23年に景観行政団体に移行した当市は、平成25年度に策定した景観計画に基づき、良好な景観を保全・形成する取組を行っていきます。
- 牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会により、市内5か所が「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観30選」に選ばれるなど、市内の景観に注目が集まっています。
- 当市は、大井川、牧之原台地等の豊かな自然環境、蓬莱橋等の歴史資産、人々の営みによって育まれた田園・市街地が調和して形成されています。
- 当市ならではの景観は、先人から受け継いだかけがえのない財産であるため、将来の市民に継承できるよう、永く持続させることが求められています。
- 静岡県屋外広告物条例の許可基準に適合していない広告物の是正指導などを行い、良好な景観の保全に努めることが必要です。
- 全国的に、中山間地域においては高齢化や後継者不足により耕作放棄地¹⁰が増加し、里山ならではの景観が損なわれていく傾向にあります。

めざそうち

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|--------------|-------|-------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 景観計画重点地区の指定数 | — | — | 2地区 |

重点的取組

景観計画重点地区の指定による景観の形成・保全

島田市景観計画に基づき、景観計画重点地区の指定を行い、その地域ならではの良好な景観の形成・保全を図ります。

10 【耕作放棄地】1年以上作付けされず、今後数年も作付けする見込みのない土地

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------|---|--|
| 計画的な景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ●平成 25 年に策定した島田市景観計画に基づき、景観計画重点地区¹¹の追加指定に向けた取組を継続します。 ●景観計画重点地区、その他の地区における居住環境の向上を図るため、地区計画の指定について検討します。 ●県屋外広告物条例の改正許可基準の施行（平成 25 年 10 月）を機に、違反屋外広告物の是正指導に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画重点地区指定事業 ・県屋外広告物条例許可事務 ・違反屋外広告物是正指導事務 |
| 史跡景観等の活用・保全 | <ul style="list-style-type: none"> ●川越遺跡をはじめ、旧東海道石畳、諏訪原城跡、蓬萊橋、野守の池、大井川鶴山の七曲り、大茶園など、伝統ある歴史景観・魅力ある自然景観を地域資源として活用するとともに、当市固有の財産として、保全・継承に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・川越遺跡保存管理計画策定事業 |
| 農山村景観の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域における農林業の継続を支援し、里山の景観の維持に努めます。 ●茶畠と茶草場が連続する美しい景観の維持に努めるほか、耕作放棄地を再生させる取組を支援します。【関連取組：3-1 茶の生産基盤の強化と消費拡大】 | <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金交付事業 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 地域の景観の向上・改善に係る問題点を検討します。（自治会・コミュニティ委員会）
- 集落協定を市と結び、中山間地域の農地の維持に努めます。（農業者）

■耕作放棄地面積の状況

| 年度 | 発生 | | 解消面積 | | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | | | 営農再開 | | 保全管理 | | 計 | |
| | 件数 (件) | 面積 (ha) | 件数 (件) | 面積 (ha) | 件数 (件) | 面積 (ha) | 件数 (件) | 面積 (ha) |
| 平成 20 年度 | 107 | 6.8 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 平成 21 年度 | 8 | 0.7 | 14 | 1.2 | 1 | 0.1 | 15 | 1.3 |
| 平成 22 年度 | 216 | 13 | 55 | 3.7 | 81 | 5.6 | 136 | 9.3 |
| 平成 23 年度 | 185 | 12.5 | 73 | 6.2 | 79 | 4.1 | 152 | 10.3 |
| 平成 24 年度 | 262 | 22.3 | 48 | 4.9 | 42 | 1.8 | 90 | 6.8 |
| 計 | 778 | 55.3 | 190 | 16.0 | 203 | 11.6 | 393 | 27.7 |

11 【景観計画重点地区】景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて、重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区

1-7 地域情報化と電子自治体の推進

めざす姿

地域情報化を推進し、全ての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる電子自治体の実現を目指します。

現 状 • 課 題

- 高度情報化社会の進展により、多くの市民が、電子行政をはじめ、防災、教育、医療、社会保障、消費生活などあらゆる分野で ICT（情報通信技術）¹²の恩恵を受けています。
- スマートフォン、タブレット等の携帯情報端末や、ツイッター、フェイスブックなどの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）¹³の普及により、市民が情報を収集し、共有する環境が飛躍的に充実してきています。
- 光インターネットサービスの世帯カバー率が9割を超え、情報通信基盤整備は進んできていますが、一部中山間地域においては、採算性の問題等により基盤整備が遅れているのが現状です。
- インターネットを活用した情報提供や市民ポータルサイト¹⁴の活用による交流促進事業は、一定の成果を挙げているものの、携帯情報端末や SNS の普及といった昨今の潮流に合致していない部分もあるため、今後の検討が必要となっています。
- 「広報しまだ」「FM島田」などの多様な情報媒体が存在する中、基幹メディア（広報しまだ）単体で完結するのではなく、複数メディアを戦略的に連動・連携させ、メディアのネットワーク化により効果的な情報発信をする必要があります。

めざそうち

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|---------------------|---------|---------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 広報しまだ閲読率* | — | — | 80% |
| 市ホームページ総ページビュー数（年間） | 250 万件 | 310 万件 | 350 万件 |

* 平成 26 年度に広報アンケート実施予定（当市初）

12 【ICT（情報通信技術）】情報(information)と通信(communication)の技術(Technology)の略

13 【SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）】インターネット上で日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称

14 【市民ポータルサイト】地区の情報(イベント情報など)を知りたい時にインターネットにアクセスするときの入口となる市民が運営するウェブサイト

重 点 的 取 組

多様なメディアを活用した戦略的な情報発信

複数のメディアが連携したネットワークにより、効果的な情報提供を行います。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|---------------|--|--|
| 情報通信ネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none">●光インターネットなど超高速インターネットが利用できない地区で、通信事業者が行う通信設備等の整備を支援します。●FM島田は、コミュニティFM¹⁵の電波の特性から、市内全域をカバーできていないため、ネット環境を利用したサイマルラジオ¹⁶放送を行います。【関連取組：2-1 防災・災害時情報の伝達】 | <ul style="list-style-type: none">・地域情報基盤整備促進事業・超短波放送難聴対策事業 |
| ICTの活用促進 | <ul style="list-style-type: none">●コミュニティ施設などの地域の拠点で、ICT機器や通信網の整備を進め、だれもが、いつでも気軽にICTを利用できる環境を整備します。●生涯学習や地域社会の場で活用できることを目的に、初心者を対象とするパソコン講座を開催します。 | <ul style="list-style-type: none">・公民館施設管理運営事業・生涯学習推進事業 |
| 多様な情報発信の推進 | <ul style="list-style-type: none">●市ホームページなどで防犯、消費生活、教育など、生活に役立つ情報を提供し、市民のICT利用意欲の向上を図ります。●インターネット講習会など利用技術の習得の機会を提供し、ICTを活用できる人材を育成します。●FM島田において、行政情報及び島田市提供番組を放送します。 | <ul style="list-style-type: none">・電子自治体推進事業・超短波放送活用事業 |
| オンラインサービスの拡充 | <ul style="list-style-type: none">●インターネットを利用した図書予約や電子申請システムなどのオンラインサービスを拡充し、市民の利便性向上と地理的格差の解消を図ります。 | <ul style="list-style-type: none">・電子申請共同利用システム運用業務 |

¹⁵ 【コミュニティFM】市区町村内の一一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送(FM放送)

¹⁶ 【サイマルラジオ】日本各地のコミュニティFM局が放送する番組を、インターネットを通じて同じ時間帯に配信するサービス。通常の大手放送局より出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送を聴取することができる。

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------|---|---|
| 行政情報システムの最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域情報プラットフォーム¹⁷を活用した効率的な情報システムの導入など、行政情報システムの最適化を図ります。 ●データ保全・システム復旧に効果的な自治体クラウドなどの新しいシステムを導入します。【関連取組：2-1 災害に備えた情報通信環境の整備】 ●住民基本台帳ネットワークシステム¹⁸及び戸籍副本データ管理システム¹⁹の稼働により、大規模災害時においても迅速な対応ができるようにします。【関連取組：2-1 災害に備えた情報通信環境の整備】 ●戸籍情報システムや住民基本台帳ネットワークシステムの定期的な機器更新により、迅速かつ適正な運用を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システム運用業務 ・住民基本台帳ネットワークシステム等更新事業 |
| 戦略的広報の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●官民が連携して、広報紙、ホームページ、コミュニティFM、市民ポータルサイト、民間のフリーペーパーなど、多様なメディアを重層的に活用した情報発信を行うことにより、市民活動や観光・商工業等の活性化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報効果・戦略プラン策定事業 ・電子自治体推進事業・ |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

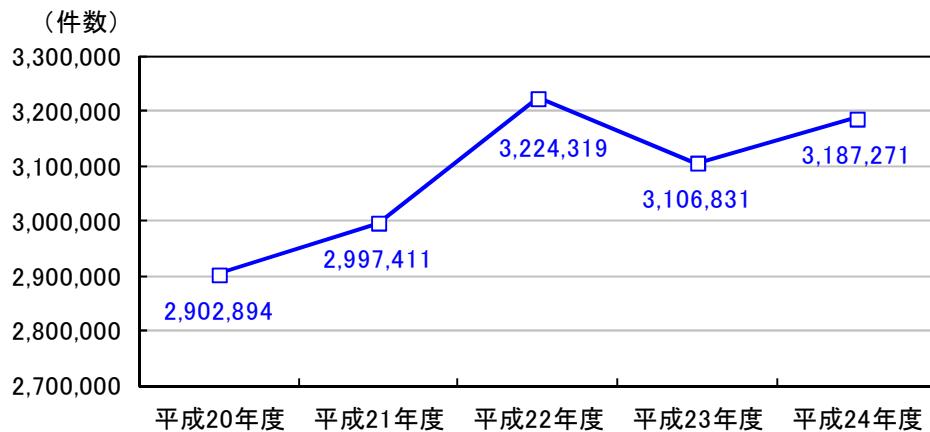
- 広報しまだの掲載内容をFM島田の行政番組で放送します。（FM島田）
- 広報しまだへの登場やFM島田への出演、さらに各種情報の提供、情報誌の発行などを行います。（NPO 法人、市民活動団体、ボランティア団体、地域コミュニティ委員会など）
- NPO法人や市民活動団体等が協働して行う、ICTを活用した情報発信活動を支援します。（報道機関、情報提供活動を行う NPO 法人など）

17 【地域情報プラットフォーム】自治体が持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通的な仕様

18 【住民基本台帳ネットワークシステム】都道府県または指定情報処理機関が、住民の居住関係を公証する目的で、住民基本台帳に記載された個人情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日等の情報と住民票コードを一括して一元的に管理・保有する全国的ネットワークシステムのこと。

19 【戸籍副本データ管理システム】大規模かつ広域の災害における戸籍データの完全滅失の防止を目的として、全国2か所に戸籍副本データ管理センターを設置し、業務日ごと更新された市区町村のデータを送信することで、戸籍システムの迅速な復旧を可能としたシステム

■島田市ホームページ総ページビュー数(年間)



■電子申請システム利用状況

単位：件

| 業務名 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 特定入所者負担限度額の認定 | 15 | 21 | 31 | 19 | 8 |
| 介護保険被保険者証再交付申請 | | | | 2 | 1 |
| 公文書の開示請求 | 2 | 1 | 1 | 7 | 14 |
| 住民票の写し交付予約申請 | 7 | 10 | 2 | 11 | 1 |
| 税証明交付申請 | 5 | 5 | 9 | 5 | 8 |
| 犬の死亡届 | 12 | 8 | 11 | 10 | 12 |
| 出会いの場イベント申込 | 60 | 53 | 48 | 155 | |
| しまだ楽習センター講座申込 | 165 | 447 | 347 | 389 | 413 |
| 社会教育課主催講座 ^{※1} 参加申込 | 24 | 29 | 36 | 58 | 43 |
| サタデー・サマーオープンスクール参加申込 | 58 | 150 | 147 | 150 | 152 |
| 看護専門学校オープンキャンパス参加申込 | | 11 | 60 | 72 | 39 |
| 座標値記録交付申請 | | 15 | 7 | 1 | 1 |
| 新型インフルエンザワクチン接種予約申請 | | 257 | | | |
| 健康づくり課主催講座 ^{※2} 参加申込 | | | 9 | 68 | 99 |
| 建設工事用業者カード登録 | | | 961 | | 851 |
| 合計 | 348 | 1,007 | 1,669 | 947 | 1,642 |

※1 社会教育課主催講座：いきいき子育て勉強会、3歳児をもつ親の講座、しまだガンバなど

※2 健康づくり課主催講座：いきいきママ教室、離乳食講習会など

第 2 章

市民が安全・安心に暮らせるまち

2-1 危機管理体制の強化

めざす姿

地震等の災害から市民の生命及び財産等を保護し、被害の軽減を図るため、危機管理体制を強化します。

現状・課題

- 地震や台風などの災害や、地球温暖化などを要因とした気候変動による異常気象、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模な感染症など、市民の生命及び財産を脅かすリスクが多様化しています。
- 災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、「島田市地域防災計画」や「島田市水防計画」などを策定しているほか、テロの脅威や武力攻撃に対応するため、「島田市国民保護計画」を策定しています。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持するため、BCP（事業継続計画）²⁰の整備が求められています。
- 県が策定した第4次地震被害想定に基づく防災対策の検証及び「島田市地域防災計画」の見直しが必要となっています。
- 原子力災害に備えて、国が決定した「原子力災害対策指針」に基づき策定した「島田市地域防災計画（原子力災害対策編）」を踏まえ、UPZ²¹（緊急時防護措置を準備する区域）における具体的な個別計画の策定や関係自治体との連携による対応が必要となっています。
- 行政による公助には限りがあるので、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という自助の意識と「自らの地域は皆で守る」という共助の意識を持つことが重要となっています。
- 自主防災組織を強化し、地域の連携を図ることで、地域の防災力を向上させる必要があります。
- 災害発生時に支援が必要な高齢者等へ、適切に対応できる体制づくりが求められています。
- FM島田は、災害発時の情報伝達手段として重要な役割を担っています。しかしながら、一部に難聴地区が残っているという課題を抱えています。

²⁰ 【BCP（業務継続計画）】災害・事故を受けても重要業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画

²¹ 【UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）】「原子力災害が発生した場合において、影響の及ぶ可能性がある区域」として、防災対策を段階的に実施するための目安となる範囲。静岡県では発電所から概ね31kmまでの区域を範囲として定める。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|--|----------|---------------|------------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 市民の地域防災訓練参加者数（年間） * 防災の日、地域防災の日に自主防災組織が実施する訓練への参加者数 | 43,057 人 | 50,444 人 | 55,000 人 |
| 防災リーダーの養成者数 | — | 44 人 (H25) | 250 人 |
| 避難所運営会議の開催数（年間） | 75 回 | 53 回 | 78 回 各避難所 2 回 |

重 点 的 取 組

市民の防災意識のさらなる向上

防災教室の開催や地域における防災訓練により、市民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減につなげます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------|---|--|
| 危機管理体制の強化 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に的確な対応ができるよう、市の組織に危機管理を専門に所管する部署を設け、防災体制を強化します。 ● 「島田市国民保護計画」に基づく市の対策本部の体制を早期に確立し、計画を市民に広く周知します。 ● 災害発生時に、市として実施すべき対応や優先的に継続する業務などをまとめた「BCP（業務継続計画）」を策定します。 ● 原子力災害に備えて、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を有する自治体と、安全対策の方策を検討します。 ● 他の自治体の被災者を受け入れ、支援するため、避難所の相互利用や「被災者支援システム」の構築について、近隣自治体との連携の中で検討します。 ● 新型インフルエンザや社会的に影響の大きい新たな感染症の発生に備え、国及び県の行動計画を参考に当市の行動計画を策定し、感染予防やまん延防止に努めます。 ● 被災時のボランティアの受け入れ体制の整備や活動拠点の提供など、ボランティア活動支援に努めます。 ● 畜産経営における経済的被害の大きい伝染病や、人畜共通伝染病などの発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、各種疾病的検査等を実施し、防疫対策に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・島田市国民保護計画の運用 ・業務継続計画策定事業 ・新型インフルエンザ等対策事業 ・災害ボランティア活動支援 ・家畜伝染病予防事業 |

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------------|--|--|
| 異常気象時の防災体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ●職員で構成する初期水防配備体制により、市域での水害発生の防止と被害の軽減を図ります。 ●毎年度、出水期前に消防団、自主防災会、防災関係機関の参加のもと、水防訓練を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期水防配備体制 ・水防訓練の実施 |
| 地域防災力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民の防災意識の啓発のため、防災教室を開催します。 ●地域の自主防災組織と連携した総合防災訓練、地域防災訓練を実施します。 ●自主防災組織の育成、充実を目的に、防災訓練の実施や資機材等の整備に要する経費を支援します。 ●災害時の防災拠点施設である第一次指定避難所に適正な資機材、備蓄品の配備を行います。 ●市独自の講座開設により、地域で活躍する防災リーダーを養成します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練、地域防災訓練の実施 ・防災用施設資機材整備事業 ・自主防災組織育成事業 ・地域防災リーダー養成事業 |
| 災害時要援護者に対する支援体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ●「島田市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者の把握や支援体制の強化を図ります。 ●自主防災組織と民生委員・児童委員の協力を得て、災害時要援護者台帳の整備を進め、その活用を図ります。 ●避難所運営会議等を通じて、要援護者の受け入れ体制の整備について助言します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者対策事業 |
| 防災・災害時情報の伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に必要な情報伝達機器等を計画的に整備します。 ●FM島田を活用した防災対策に関する情報を市民に提供し、防災意識の向上を図ります。 ●災害時には、防災行政無線、広報車、FM島田、衛星携帯電話など、さまざまな通信手段を用いて、情報の伝達に努めます。 ●FM島田を通じて、災害時における災害情報を放送します。情報収集及び発信体制について、FM島田と連携し強化を図ります。 ●当市のホームページの緊急情報及び防災情報のコーナーにおいて情報提供を行います。災害発生時には、安否情報や被害状況等の掲載に特化した「災害モード」に切り替え、転送速度の遅い回線でも閲覧可能な情報量で発信します。 ●Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）²²からの情報を迅速に市民に伝達するとともに、Jアラート（全国瞬時警報システム）²³により、国から市民に直接緊急情報を伝えます。 ●関係機関との情報共有や連携・協力により、避難や救援を円滑に行い、被害の最小化に努めます。 ●FM島田の難聴地区への対策として、サイマルラジオ²⁴放送を行います。【関連取組：1-7 情報通信ネットワークの充実】 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線整備事業 ・同報無線屋外受信子局更新事業 ・デジタル式同報系防災行政無線整備事業 ・超短波放送活用事業 ・公式ホームページ管理業務 |
| 災害に備えた情報通信環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の業務継続に必要な情報通信環境の整備を行います。災害の規模により、求められるシステムや機器の構成が大きく異なるため、それぞれの災害状況を想定したBCP（業務継続計画）を整備します。【関連取組：1-7 行政情報システムの最適化】 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ機器等の安全対策業務（防災対策等） |

²² 【Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）】行政専用ネットワーク(LGWN)を利用して、首相官邸の危機管理センターと全国の都道府県・市区町村との間でメッセージを送受する、国と地方公共団体での緊急情報通信を行うシステム

²³ 【Jアラート（全国瞬時警報システム）】津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動するシステム

²⁴ 【サイマルラジオ】コミュニティFM局が放送する番組を、インターネットを通じて同じ時間帯に配信するサービス

協 働 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

- 災害発生時及び緊急時には、ボランティアスタッフとして、情報収集や復旧活動を行います。（市民）
- 家畜伝染病などの発生時には、速やかに行政機関に連絡し、被害の拡大防止に努めます。（農業者）
- 正しい防災知識を一人ひとりが持つため、防災訓練に積極的に参加するなど、防災に関する自助の意識を高めます。（市民）
- 避難所運営会議の開催や防災訓練の実施により、市民の自助・共助による防災体制を整備し、災害時に備えます。また、災害時には必要な情報の提供・共有を図ります。（自治会・自主防災組織）
- 災害時における要援護者に対する支援体制を確立するため、「避難行動要支援者の個別計画」の整備を進めます。（自治会・自主防災組織）
- 運営する市民ポータルサイトにおいて、災害情報の集約及び発信を行います。（情報提供活動を行うNPO法人）

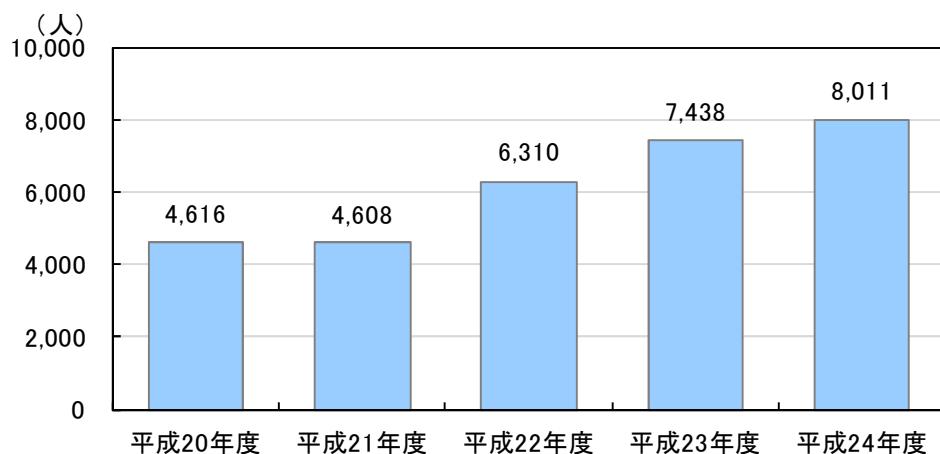
■ 避難所箇所数

単位：か所

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 第一次指定避難所 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 |
| 第二次指定避難所 | 31 | 31 | 31 | 31 | 29* |
| 第三次指定避難所 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |

* 中央児童センターの取壊、五和幼稚園の民営化による減少

■ 災害時要援護者台帳への登録者数



2-2 地震、風水害、土砂災害対策の充実

めざす姿

地震、風水害、土砂災害の発生時における被害の軽減を図ります。

現状・課題

- 住宅・土地統計調査（平成 20 年度）によると、昭和 55 年以前に建築された木造住宅は市内に 10,360 棟あり、耐震性がないものは 7,825 棟となっています。倒壊の危険性のある住宅の居住者が危険性を認識できるよう、「わが家の専門家診断」の実施と補強工事を促すことが急務となっています。
- 大規模な災害に備え、緊急輸送路・避難路の整備が求められています。
- 橋りょうの耐震化及び電線類の地中化により、市民の安全・安心を確保することが求められています。
- 市民が利用する公共施設の中には、耐震性の劣る施設があるため、耐震化などの対策が必要となっています。
- 当市の市街地は、大井川の扇状地に位置し、多くの河川が市域を流れ、日々、水の恩恵を受けている反面、降水量が多くなると水害の危険性が高まります。
- 主要河川は、それぞれの河川整備計画等に基づき、国・県により計画的に改修が進められてきています。しかしながら、中小河川となる住宅地内の排水路は未整備箇所が多く、降雨量の多い時には溢水等の被害が危惧されています。
- 都市型の浸水被害を防ぐため、計画的な都市下水路の整備が望まれています。また、雨水浸透施設の設置者に費用の一部を助成する制度があるものの、その利用は少なく、補助金交付件数は年間 10 件を下回っています。
- 市域の大部分が山間地であるため、土砂災害が発生すると、道路の寸断等により集落が孤立する危険性が高まります。このような地域では、住民が避難する時期などの情報や災害に対する情報提供が十分でないため、引き続き、危険性について周知・啓発を進めることが必要です。
- 砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業における実施箇所などの維持管理対策が求められています。
- かけ地近接等危険住宅移転事業により、昭和 49 年から計 135 戸が移転していますが、依然として多くの危険住宅が存在しています。危険住宅の居住者には高齢者が多く、住み慣れた地域から他の土地への移転が困難な状況にあるため、移転に向けた啓発を行うことが必要です。
- 伐採、間伐などの手入れ及び植林がされていないことなどから、下草等が育たなくなり、表土の流出による土砂災害が起こりやすくなっています。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|---------------------------|-------|-------|--------|
| | 平成19年 | 平成24年 | 平成29年 |
| 民間住宅の耐震化率 | 64.9% | 76.3% | 90.0% |
| 橋りょうの耐震化実施数 *緊急輸送路・避難路 | 2橋 | 5橋 | 10橋 |
| 雨水幹線整備率 *都市下水路含む | 47.8% | 50.9% | 51.8%* |
| がけ地近接等危険住宅移転事業による移転戸数 | 132戸 | 135戸 | 140戸 |

* 流域面積 H29 (801.4ha/1,546ha=51.8%)

重点的取組

住宅などの耐震化の推進

想定される東海地震を含めた南海トラフ巨大地震による人的被害の軽減を図るため、耐震性が劣る住宅などの耐震化を推進します。また、地震発生時におけるブロック塀の倒壊を防止し、避難時の安全確保に努めます。

排水路の整備

水害の防止や軽減を目的に、排水路の整備を重点的に実施します。

施策の方針

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|---------------------------|---|--|
| 住宅耐震化の推進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化と道路沿いの危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを進めます。 ●耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進します。 ●住宅等の耐震化の重要性を市民に啓発します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業 ・家具転倒防止事業 |
| 緊急輸送路・避難路の安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の緊急輸送路・避難路を確保するため、橋りょうの耐震化や電線類の地中化等の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう耐震化事業 ・電線共同溝整備事業 |
| 公共施設の耐震化の実施 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性の劣る公共施設は、耐震化工事を実施し、利用者の安全を確保します。 ●避難所となる小中学校の屋内運動場の安全対策を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設耐震化事業 ・小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業 |

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------|---|---|
| 風水害対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●風水害に関する情報を提供するとともに、平時から、堤防の決壊及び川からの溢水などを図示した洪水ハザードマップ²⁵の活用を住民に啓発します。 ●水害による浸水被害を最小限に抑えるため、主要河川の改修や中小河川及び排水路の整備を計画的に進めます。 ●浸水被害を防止するため、雨水の流出を抑制する施設の普及に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ作成 ・河川改修事業 ・排水路整備事業 ・都市下水路整備事業 ・雨水浸透施設設置事業費補助事業 |
| 土砂災害防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●平時から、かけ崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害危険区域を図示した土砂災害ハザードマップの活用を住民に啓発します。 ●静岡県が指定する土砂災害（特別）警戒区域などの情報を住民に提供します。 ●出水期前に土砂災害の危険のある地域の住民参加のもと、毎年度、土砂災害訓練を実施します。 ●安心して生活できる地域づくりを目指し、砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ります。 ●危険ながけに近接する建物所有者に対し、危険住宅の除去経費及び新たな住宅の建設（又は購入）に要する費用の一部を補助することで、危険住宅の移転を促進します。 ●土石流や山崩れ、落石などの山地災害によって被災した森林の復旧工事を行い、被害の拡大を防止します。 ●土砂災害が発生する恐れのある地区で、治山事業を実施し、災害発生の未然防止に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップ作成 ・土砂災害訓練の実施 ・急傾斜崩壊対策事業 ・かけ地近接等危険住宅移転事業 ・公共土木施設災害復旧事業 ・林業用施設災害復旧事業 ・治山事業 |

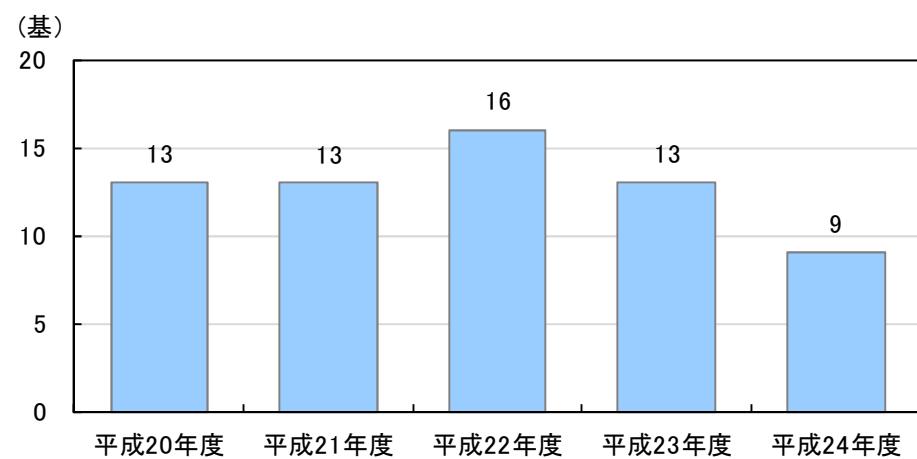
協 動 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 避難場所・避難経路、緊急連絡先、持ち出し物資、備蓄食料、家族間の安否確認方法などに関する事項を確認します。（市民）
- 住宅等の耐震診断や耐震補強、家具転倒防止などを行います。（市民）
- 環境美化活動等により、河川環境の整備に努めます。（自治会・町内会等）
- 住宅敷地及び事業敷地において雨水浸透施設の積極的な活用を図ります。（市民・事業所等）
- 災害に強い安全な地域づくりを進めるため、防災意識を高めるとともに、土砂災害に対する防災訓練を実施します。（地域）

25 【ハザードマップ】災害時被害等の予測を地図で表したもの

■雨水浸透施設設置費補助金による雨水浸透ますの設置数



2-3 消防・救急・救助体制の充実

めざす姿

火災等の災害から市民を守るために、消防・救急・救助体制の充実を図り、安全・安心なまちづくりを目指します。

現 状 ・ 課 題

- 消防救急の広域化や消防救急無線のデジタル化に向けて関係自治体との協議を進めながら、複雑・多様化する災害に的確に対応できる組織体制の確立を図る必要があります。
- 一定の消防力を常に確保するため、迅速な消防救急活動ができる人材の育成が急務となっています。
- 重症者の救命率向上のため、市民に対する応急手当の周知を図る必要があります。また、救急搬送が必要な患者へ迅速に対応するため、救急車の適正利用への理解が求められます。
- 消防施設や消防車両の計画的な更新・整備が必要となっています。
- ひとり暮らしの高齢者の増加等により、火災発生の際には高齢の死傷者が後を絶たない状況となっています。火災発生の未然防止や被害軽減のために、火災予防の啓発活動がこれまで以上に求められています。
- 一般住宅や共同住宅では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、普及率の伸び悩みが課題となっています。
- 当市の消防団員数は、条例定数が955人に対し、現団員数は859人（平成25年4月1日現在）と大きく不足しており、新規入団者の確保が課題となっています。

め ざ そ う 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|--|---------------|--------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 救急救命士実働人員数 | 14人 | 18人 | 21人 |
| 救急講習年間受講者数（住民が受講した一般講習、普通・上級救命講習及び普及員講習） | 2,932人 | 2,930人 | 3,000人 |
| 住宅用火災警報器の普及率 | 54% (H21) | 74.4% | 100% |
| 消防団員数 | 861人 (H20) | 870人 | 900人 |

重 点 的 取 組

広域化による消防力の強化

消防の広域化を実施し、スケールメリットを活かした消防力の強化を図ります。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|------------|--|---|
| 消防組織体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">● 消防力の強化による市民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化のため、広域消防運営計画を作成し消防救急広域化を実施します。● 消防救急デジタル無線について、消防救急広域化と合わせた共同整備を実施します。● 消防職員の育成を図るため、専門知識・技術習得の研修へ職員を派遣します。● 火災をはじめとする多様な災害に対応できるよう、消防施設の整備・修繕や、消防車両の計画的な更新などを進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・ 消防体制整備事業・ 消防救急広域化協議会事業・ 消防総合情報システム整備事業・ 消防救急デジタル無線整備事業・ 消防職員育成事業・ 消防施設整備事業・ 初倉分遣所耐震化事業・ 消防車両・資機材等の整備事業 |
| 救命・救急体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">● 市民に対し、応急手当の必要性、知識・技術を広く啓発し、救命率の向上を図ります。● 救急車の適正利用について、啓発活動を行います。 | <ul style="list-style-type: none">・ 救急講習等（応急手当普及啓発活動）事業 |
| 火災予防の啓発 | <ul style="list-style-type: none">● 春・秋の火災予防運動などにおける、火災予防に対する啓発活動を行い、火災の発生件数・損害額等の軽減を図ります。● 火災時の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた啓発活動を行います。 | <ul style="list-style-type: none">・ 火災予防推進事業・ 住宅用火災警報器設置推進事業 |
| 消防団機能の強化 | <ul style="list-style-type: none">● 消防団員を確保するため、消防団広報紙やフェイスブック²⁶等により消防団活動を周知するとともに、事業所などの協力体制を構築し、機能別団員²⁷制度を導入します。また、基本団員や女性団員の確保に努めます。● 資機材の計画的な更新や整備を行います。● 消防署との合同訓練・消防学校研修・普通救命講習及び普及員講習の受講等のさまざまな訓練実施により、機能強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none">・ 消防団活動事業・ 消防団資機材整備事業・ 消防施設整備事業（消防ポンプ車更新など） |

26 【フェイスブック】世界最大級のソーシャルネットワーキングサービス。全世界の人と、実名で情報をやり取りできる。

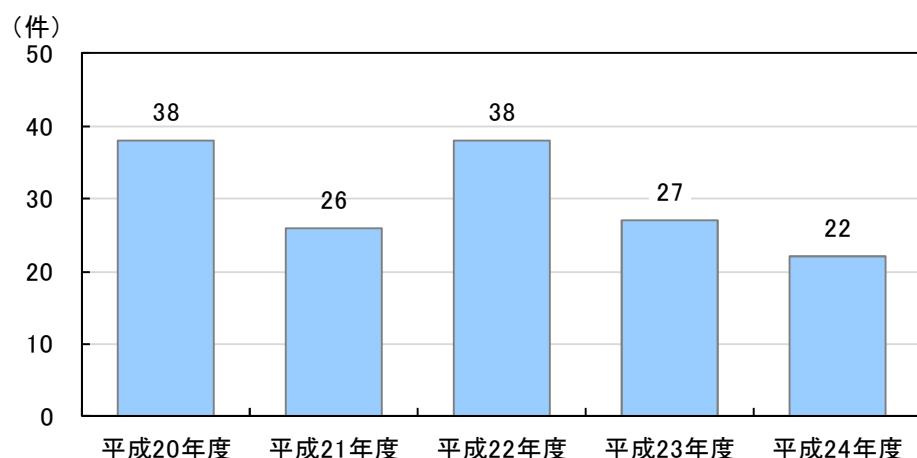
27 【機能別団員】通常の消防団員とは異なり、特定の活動のみに参加することで一般の消防団員を補完する役割を担う団員をいう。例えば、消防団を引退した方がその豊富な経験を活かして、応急手当の普及指導やラッパ隊での吹奏などの活動に携わること。

協 働 の モ デ ル

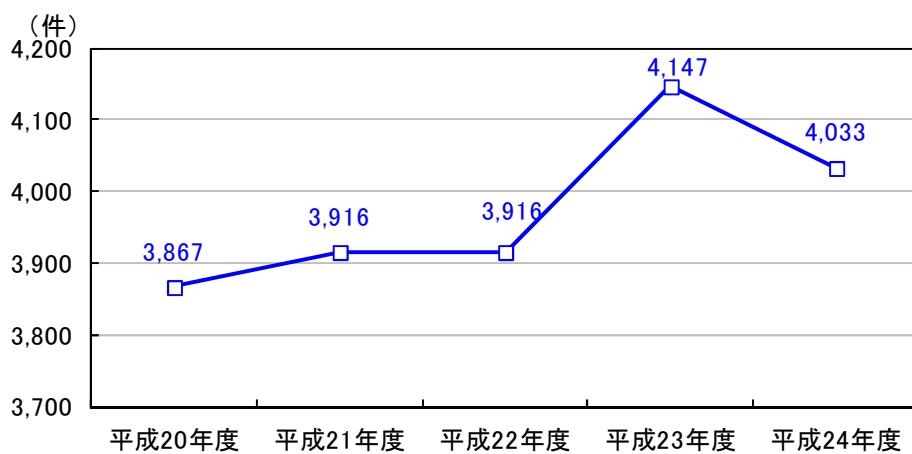
市民・地域・団体ができること

- 救急講習会及び応急手当普及員の養成・教育を消防本部とともに実施し、普及啓発活動を行います。（市民による救急蘇生普及島田市連絡協議会）
- 防火に関する正しい知識を身につけ、火災発生の防止に努めます。（幼年消防クラブ）
- 危険物の安全管理に努め、危険物に起因する災害の防止を図ります。（島田・北榛原地区危険物安全協会）
- 消防団の活動を理解し、消防団員の確保対策に協力します。（自治会・町内会、企業・事業所）

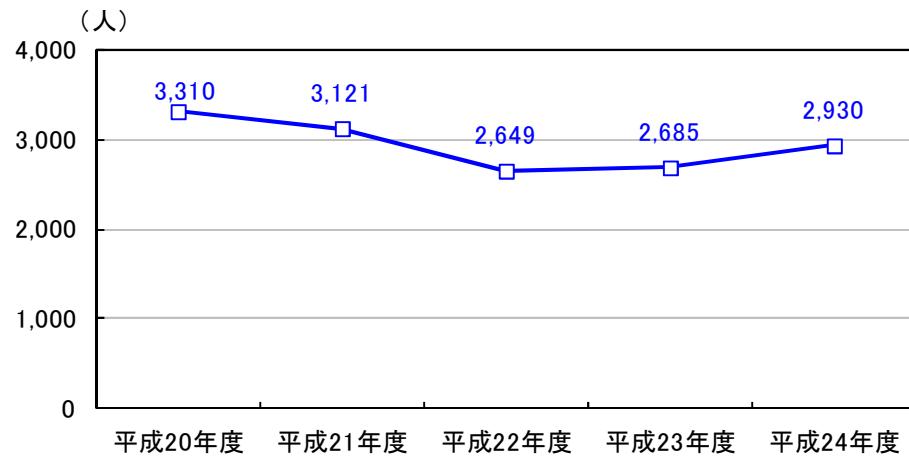
■火災発生件数



■救急出動件数



■救急講習年間受講者数(島田市消防本部管内)の状況



■消防団員数の状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 消防団員数 (人) | 861 | 887 | 875 | 885 | 870 |

※各年度 4 月 1 日現在

2-4 地域防犯体制の強化

めざす姿

市民・地域・関係機関が一体となり、犯罪のない安全・安心な地域づくりを進めます。

現状・課題

- 当市における刑法犯認知件数は、平成23年度が667件、平成24年度で621件となっており、減少傾向で推移していますが、窃盗など市民に不安を感じさせる犯罪が依然として存在しています。
- 市民の安全かつ平穏な生活を確保し、当市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「島田市暴力団排除条例」を制定しました。（平成25年1月1日施行）
- 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------------|-------|-------|--------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 年間犯罪発生件数（刑法犯認知件数） | 883件 | 621件 | 550件以下 |
| 防犯まちづくり講座開催回数（年間） | 20回 | 13回 | 24回 |
| 地域の見守りネットワーク数（自治会） | 16自治会 | 20自治会 | 30自治会 |

重点的取組

地域における防犯意識の向上

防犯まちづくり講座の開催などにより、地域での防犯意識の向上や連帯感の強化を図ります。

施策の方向

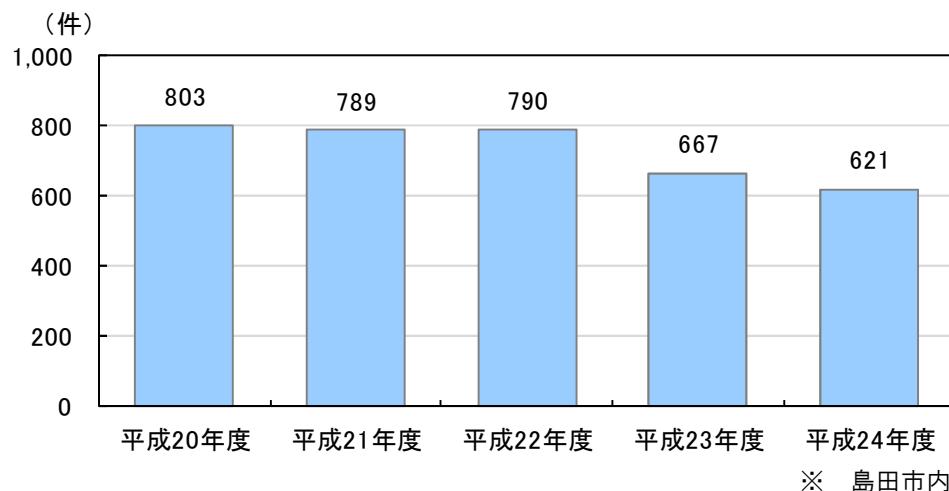
| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------|---|--|
| 犯罪情報の共有化 | ●警察等の関係機関との連携により、同報無線による犯罪被害防止の注意喚起を行うとともに、FM島田などを活用した犯罪情報の共有のための体制を整備します。 | ・同報無線による広報 ・FM島田による広報 |
| 地域防犯体制の整備 《重点プロジェクト》 | ●地域で活動する地域防犯団体の育成・強化を図ります。 ●防犯に対する意識啓発や子どもの安全・安心を確保するため、「防犯まちづくり講座」を開催します。 ●青色回転灯装着車により、児童の下校時における見守りを中心に、市内の防犯パトロールを実施します。 ●「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」を通じて、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指します。 | ・防犯まちづくり支援事業補助金交付事業 ・防犯まちづくり講座の開催 ・防犯パトロールの実施 ・「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」開催事業 |
| 防犯設備の充実 | ●夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯を設置する自治会又は町内会に対し助成を行い、地域住民と連携した防犯環境の整備を推進します。 | ・防犯灯設置費補助金交付事業 |

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 中学校区等を単位として防犯会議を組織し、パトロールや啓発活動を行います。（地区安全会議）
- 防犯組織を設置し、パトロールや啓発活動を行います。（自治会・町内会など）

■犯罪発生状況(刑法犯認知件数)



■防犯まちづくり講座 開催回数及び受講者数

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 講座回数（回） | 18 | 26 | 32 | 31 | 13 |
| 受講者数（人） | 846 | 1,017 | 1,106 | 1,158 | 375 |

2-5

交通安全対策の充実

めざす姿

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故のない安全な地域づくりを進めます。

現状・課題

- 毎年掲げられる県下統一スローガンのもと、交通安全講習会等の交通安全に関する取組を積極的に行ってています。
- 市内の交通事故発生件数・負傷者数・死者数には減少はみられない状況です。引き続き、交通事故発生の傾向を捉え、年齢・車両運転時・自転車乗車時・歩行時・時間帯・地区に応じた広報・啓発・教育の一層の推進が求められています。
- 高齢者が犠牲者となる割合が高くなっています。事故防止のため、既存の歩道整備や交差点改良等を進める必要があります。
- 放置自転車対策の実施により、市内における放置自転車数は減少傾向にありますが、引き続き駐輪指導や撤去作業を推進する必要があります。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|--------------------|---------|---------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 交通事故（人身事故）発生件数（年間） | 857 件 | 824 件 | 750 件以下 |
| 交通事故死者数※（年間） | 7 人 | 7 人 | 4 人以下 |
| 地域交通安全講習会の開催回数（年間） | 28 回 | 15 回 | 48 回 |

※ 「第9次島田市交通安全計画」（平成 23 年度～27 年度）

重点的取組

市民の交通安全意識の向上

交通安全講習会の開催等により、交通ルールの遵守、交通マナーの向上など、市民一人ひとりの意識を高めます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------------|--|---|
| 交通安全運動の推進と意識の向上 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●四季の交通安全運動を中心に、交通安全意識の普及啓発、広報等による事故発生抑止活動を積極的に展開します。 ●各地域において、交通安全講習会を開催し、交通安全意識の向上を図ります。 ●飲酒運転の根絶に努めるとともに、子どもを交通事故から守り、増加傾向にある高齢者の事故防止を図るため、積極的に啓発活動を実施します。 ●夜間の歩行者を交通事故から守るため、反射材を身に付けるよう啓発します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・島田市交通安全対策協議会の運営 ・地域交通安全講習会の開催 |
| 交通安全施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●安全で円滑な交通機能を確保し、車両及び通行人の安全確保を図るため、交通安全施設（道路照明灯・道路反射鏡・道路標識・ガードレール等）の設置・維持管理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備事業 |
| 安全な交通環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会などからの要望を調査し、関係機関と連携して道路の危険箇所の改良を図るとともに、警察に対し地域の実情に応じた適正な交通規制による交通環境改善の働きかけに努めます。 ●車両や歩行者の多い島田駅周辺放置自転車規制区域²⁸や六合駅・金谷駅周辺において、駐輪指導や放置自転車²⁹の撤去を実施し、円滑な交通の確保と周辺環境の保全を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺放置自転車対策事業 |

協 動 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

- 市が行う交通安全広報・啓発活動に協力し、市民の交通安全意識の向上に努めます。
(静岡県交通安全協会島田地区支部・島田市交通指導員会)

²⁸ 【島田駅周辺放置自転車規制区域】「島田市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき指定された公共の場所で、自転車等の放置の禁止、放置に対する警告、撤去及び撤去した自転車等の保管や処分等の措置について規定された区域

²⁹ 【放置自転車】道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の場所にあって、自転車等の持ち主が、直ちに移動させることができない状態の自転車

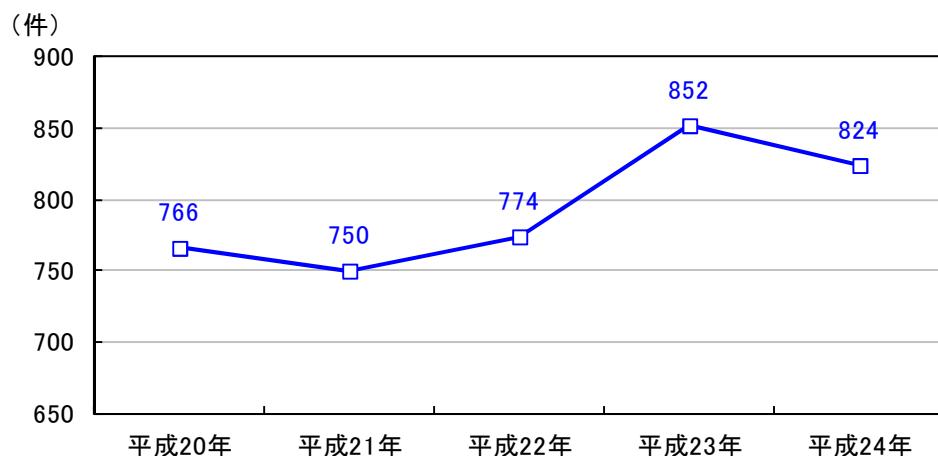
■高齢者運転免許証返納件数

| | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------|---------|---------|---------|
| 返納件数（件） | 352 | 391 | 232 |

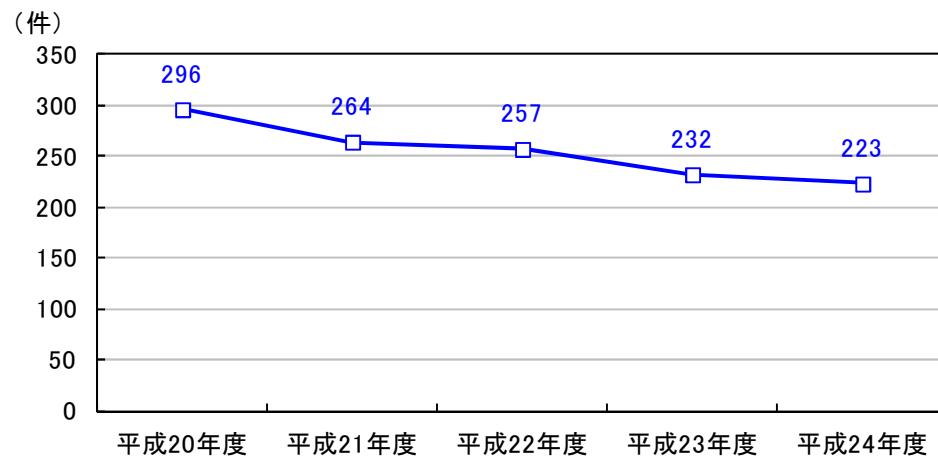
※ 島田警察署管内 曆年の数値

※ 平成 25 年は 9 月末日現在

■交通事故発生件数の状況



■放置自転車撤去台数の状況



2-6 消費生活対策の充実

めざす姿

市民一人ひとりが消費者として、自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することで、消費生活の安定と向上を図ります。

現状・課題

- 国際化、高齢化、高度情報化が進む中で、消費を巡る問題は多種多様となっており、消費者が事業者と対等な立場で問題解決に臨むためには、消費者側に不足している知識・情報や交渉力の補完を図ることが必要です。
- 国においては、平成21年度に消費者庁が発足し、消費者行政が一本化されたことで、消費者を脅かす問題・事故等に対する迅速な対応が図られています。また、平成24年度には消費者教育推進法が施行され、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する教育に取り組む方針が打ち出されています。
- 複雑かつ巧妙になっている悪質商法や振り込め詐欺などについては、高齢者を中心に被害が絶えないことから、被害を未然に防止するため、高齢者見守りネットワークに協力する関連団体との連携により、出前講座や広報などによる啓発を強化していくことが必要です。

めざそうち

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|---------------------------|-------|-------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 消費者被害防止啓発講座開催件数（年間） | 44回※ | 23回 | 40回 |
| 消費生活用製品安全法に基づく立入検査実施数（年間） | 4店 | 3店 | 6店 |
| 家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施数（年間） | 12店 | 6店 | 10店 |

※ 市町合併に際しての事業PRにより、金谷地区老人会の受講希望がこの年に集中したことによるもの。

重点的取組

市民の消費活動における自立支援

消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図り、消費活動における自立を促します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|---------------------------|--|---|
| 消費者意識の啓発と高揚 | ●関係機関と連携することで、消費生活に関する情報収集体制の充実を図るとともに、広報紙やFM島田、ホームページなどにより情報を的確に提供します。 | ・消費者活動団体支援事業 ・消費生活モニター事業 ・消費生活展実施事業 |
| 消費生活相談体制の充実 《重点プロジェクト》 | ●複雑化、専門化する消費生活に関する相談に対応できるよう、相談・指導体制の充実を図ります。 ●高齢者を振り込め詐欺をはじめとした悪質商法から守るために、消費生活講座の充実を図るとともに、高度化する消費者トラブルに対応するため、相談員の研修の充実に努めます。 | ・消費生活相談事業 ・消費者被害防止講座事業 |
| 販売店等への立入検査及び指導 | ●消費者の生命又は身体に関する危害の発生を防止するため、消費生活用製品安全法に定められた製品を販売する店舗に対する立入検査を実施し、消費者の安全を確保します。 ●家庭用品の性能、品質等の表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づき、店舗に対する立入検査を実施し、消費者の安全を確保します。 | ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 消費生活展や啓発キャンペーンなどの事業運営に協力するとともに、それぞれの団体が主体的に消費者支援のための啓発事業に取り組みます。（消費者団体）
- 主要生活物品価格調査を行います。学習会や研修等を実施し、モニター会議において集約した意見・要望を県や市に提出します。（消費生活モニター）
- 「消費者被害防止啓発講座」を開催します。（自治会・町内会など）

■市民相談・定例市民相談・特設市民相談 受付件数

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 行政相談 (件) | 60 | 55 | 25 | 41 | 40 |
| 民事・家事相談 (件) | 1,116 | 1,104 | 796 | 874 | 845 |
| 交通事故相談 (件) | 41 | 60 | 45 | 46 | 41 |
| 消費生活相談 (件) | 650 | 645 | 574 | 517 | 559 |
| 合計 (件) | 1,867 | 1,864 | 1,440 | 1,478 | 1,485 |

■消費生活相談の内、インターネットのサイト利用料やネット通販に関するもの(再掲)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 相談件数 (件) | 5 | 15 | 74 | 68 | 89 |

第 3 章

産業がいきいきと活発なまち

3-1 農林業の振興

めざす姿

地域で生産される農産物や木材が、安定的に供給・消費されるよう、地域農林業の振興を図ります。

現 状 ・ 課 題

- 当市では、茶をはじめ、さまざまな農作物が生産されていますが、従事者の高齢化や後継者不足、一部農地の遊休化の進行などの課題があるため、担い手の育成・確保を行うとともに、農地の保全対策と基盤整備のほか、経営改善と農地の利用集積を促進し、農業生産を維持することが求められています。
- 国外産農産物の輸入増加に対し、価格面で対抗しきれない可能性があり、農家を圧迫することが懸念されます。
- 食の安全・安心等への意識の高まりにより、農産物の地産地消が求められるとともに、環境保全・景観形成など農地や森林が持つ多面的な機能に対して、社会的な期待が高まっています。
- 当市は古くから、スギやヒノキなどの優良な大井川流域産材の産地ですが、高齢化や担い手不足、輸入材との競合による木材価格の低迷など、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。生産活動が停滞し、手入れ不足の森林が増加しており、森林の荒廃が進んでいます。

め ざ そ う 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-------------------------------|--------------------------|-----------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 認定農業者数 | 402 人 | 384 人 | 424 人 |
| 人・農地プラン ³⁰ 経営体掲載数※ | — | 22 経営体 | 100 経営体 |
| 担い手への農用地利用集積割合 | 37. 8% | 37. 4% | 41. 5% |
| 森林間伐面積（年間） *補助分 | 118. 75ha (平成 20 年度末) | 108. 20ha | 135. 00ha |

※ 平成 24 年度事業開始

³⁰ 【人・農地プラン】高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」について、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していく計画

重 点 的 取 組

地産地消とブランド化の推進

地元で生産される新鮮で安心な地場農産物の消費拡大を目指します。

また、茶を中心とした地場農産物について、6次産業化³¹を進めるなど付加価値を高めることで、ブランド力の強化と安定供給・販路拡大に努めます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|------------------------------|---|--|
| 地域農業の振興 | <ul style="list-style-type: none">●茶、レタス、施設園芸農産物など地域の特性を活かした生産性の高い農業を育成します。●農家の所得向上のため、さまざまな農作物を組み合わせて栽培する複合経営の推進を図り、地域農業の振興を支援します。●基幹作物である茶の一層の産地化と、バラをはじめとする花き栽培農家の育成を図ります。●県の機関や大井川農業協同組合との連携を密にし、地域における営農を支援します。 | ・農業経営複合化支援事業 |
| 茶の生産基盤の強化と消費拡大 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●茶園の区画整理や茶改植の推進による品質と生産性の向上、品種茶の普及等を図ります。●防霜施設や茶加工施設の機能強化により、生産性の向上を図ります。●法人化による経営基盤の強化を図ります。また、中山間地域において、自然条件等を活かし、特徴ある茶を生産する経営体の育成を図ります。●島田市茶業振興協会と連携し、島田茶、金谷茶、川根茶のPRに努めます。●県内唯一の「お茶の郷」の博物館機能を活かしながら、「茶のまち」としてのブランド化を推進し、消費拡大に努めます。●市内で伝統的に継承され、世界農業遺産に登録された茶草場農法³²を、茶業の活性化や地域振興につなげます。 【関連取組：1-6 農山村景観の保全】 | ・茶改植事業費補助事業 ・強い農業づくり交付金事業 ・農業基盤整備促進事業 ・中山間地農業振興整備事業 |
| 効果的な農業経営への支援 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●効率的な農業経営のため、茶農協などの法人化を支援します。●新規就農者、女性農業者の支援や青年農業士の育成により、担い手の確保に努めます。●制度資金³³などによる支援を行うことで、地域農業の担い手である認定農業者³⁴等の確保に努めます。●人・農地プランを隨時更新し、経営体に対して金利負担軽減措置等の支援を行います。 | ・青年就農給付金事業 ・担い手育成支援事業 ・がんばる認定農業者支援事業 ・経営体育成支援事業 |

31 【6次産業化】農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組

32 【茶草場農法】現在、静岡県など、ごく一部だけで続けられている、茶園周辺で刈り取ったススキやササなどを、茶畠に有機肥料として投入する農法。この投入する草を刈り取る採草地を茶草場といい、貴重な動植物が育まれ、生物多様性が保全されている。

33 【制度資金】農業を営む人の生産活動などを資金面から支援するため、融資を受けた資金への利子助成を行うこと。

34 【認定農業者】田畠の拡大や機械化など5年間の農業経営改善計画を市町村に提出し、認められた農業経営者や農業生産法人

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-----------------------------|--|---|
| 農業生産基盤整備の推進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良事業（農地の区画整理など）を推進するとともに、省力化のための機械・施設を導入することで、農業の生産性を高め、高品質な農産物の生産を推進します。 ● 維持管理の省力化や管理費用の削減にも配慮した生産施設整備を推進します。 ● 地元負担の少ない県営事業による茶園基盤整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県単独農業農村整備事業 ・空港隣接地域農業振興事業 ・県営土地改良事業 ・県営茶園基盤整備事業 |
| 地産地消とブランド化の推進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農産物・林産物における生産、製造・加工、流通及び消費の連携を強化するとともに、商業、工業等との異業種連携による6次産業化を進める中で、島田市ならではの商品の開発やブランド化を推進します。 ● 農業祭や野菜栽培講習会等のイベントの開催や観光と連携した農産物の魅力の発信により、産地ブランドの育成を支援し、販路拡大を推進します。 ● 朝市団体等における相互の連携を図るとともに、生産者と消費者の交流を深め、生産物への消費者ニーズの反映に努めます。 ● 児童・生徒への食育の推進により、安全・安心な地場農産物に対する理解を深めるとともに、直売所での販売、学校給食や飲食店での利用等により、地場農産物の活用を促進します。【関連取組：4-5 食育の推進、6-1 安全・安心な学校給食の提供】 ● 朝市マップの配布や島田市ホームページへの掲載により、イベント等の情報発信を行います。 ● 島田茶・金谷茶のイメージキャラクターを、茶袋やのぼり旗等の宣伝資材に活用し、茶のブランド化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物消費拡大事業 ・食育推進事業 |
| 農地保全と都市化との調整 | <ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地対策として、担い手への農地集積などにより地域の農地を保全することで、営農の効率化を図るとともに、他の作物への転作などの解消対策を進めます。 ● 農地については、本来の機能にとどまらず自然環境保全や景観形成、災害防止などの機能も有することから、都市的利用の際には、農業的利用とのバランスを考慮し、保全するよう努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業 |
| 安全・安心な農林産物の生産と環境保全型農業の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な防除と施肥管理等を行うよう指導するとともに、持続性の高い環境保全型農業を行う農業者を支援します。 ● リサイクルの推進などによる環境負荷の少ない農業への転換を促進し、持続性の高い環境保全型農業を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支援対策事業 |
| 生産性の高い林業の実現 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模かつ分散する森林施業の集約化を推進します。 ● 林道と作業道等が一体となった路網の整備及び高性能林業機械の導入により、低コスト生産システムの構築を推進します。 ● 環境に配慮した林業の実現のため、持続可能な森林システムの構築を目指す森林技術者を育成します。 ● 良質な大井川流域産材を利用した住宅の建築を推進します。 ● 公共事業等において、率先して大井川流域産材の利用を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備地域活動支援事業 ・森林施業補助事業 ・林道開設・改良・舗装事業 ・県営林道整備事業 ・間伐材搬出奨励補助事業 ・木材需要促進対策奨励金支給事業 ・公共建築物等木材利用推進事業 |

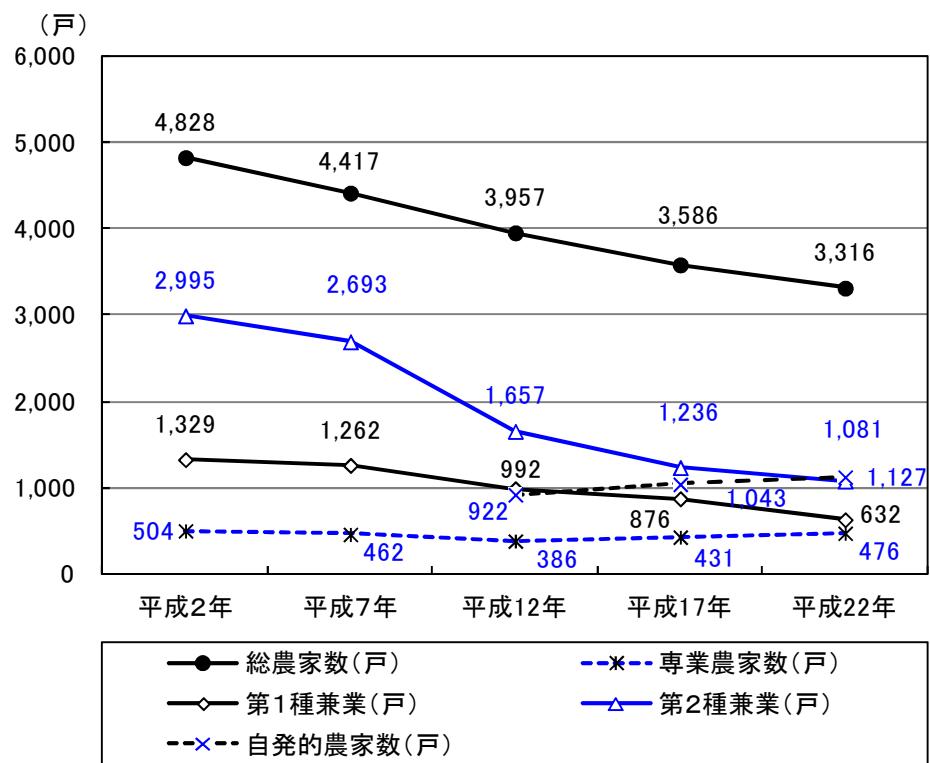
| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|---------------------|---|--|
| 森林の保全 《重点プロジェクト》 | ●多面的機能を持つ森林の保全のため、間伐事業や林道、施業道整備等を促進し、その適切な管理に努めます。 【関連取組：5-3 農地、森林の保全と多面的な機能の活用】 | ・森林保全整備事業 ・竹林対策推進事業 ・林道開設・改良・舗装事業 ・県営林道整備事業 |
| 鳥獣被害対策の推進 | ●鳥獣が好む環境である耕作放棄地等の減少を図るとともに、猟友会と協力し、広域かつ迅速な捕獲活動を行い、被害軽減に努めます。 ●地域の合意形成により、地域ぐるみで鳥獣被害対策に対処し、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりへの取組を支援します。 | ・鳥獣対策事業 ・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業 |

協 働 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

- 農業・農作物と関わりを深めます。（市民）
- 安全・安心な農産物の提供に努めます。（農業者）
- お茶サーバーの設置など、地域が一体となったお茶のPR や消費拡大を進めます。（企業・事業所）
- 市内産のお茶のPR やブランド化を推進し、茶業の振興を図ります。（島田市茶業振興協会）
- 地場産を取り入れた商品や料理の販売を積極的に行います。（小売店・飲食店）
- 森づくり団体等が実施する森林保全事業や緑の募金活動などを支援します。（島田市緑化推進協議会）
- 大井川流域産材の需要拡大を図ります。（建築業者、製材業者、林業者、林業事業体）
- 有害鳥獣による被害に対し、関係機関による情報共有と連携強化を図りながら、効果的な被害防止対策を実施します。（島田市鳥獣被害防止対策協議会）
- 「100 年の森づくり」プランに基づき、間伐や作業道の整備、むらづくりに取り組む活動を推進します。（森林保全活動を行うNPO法人）

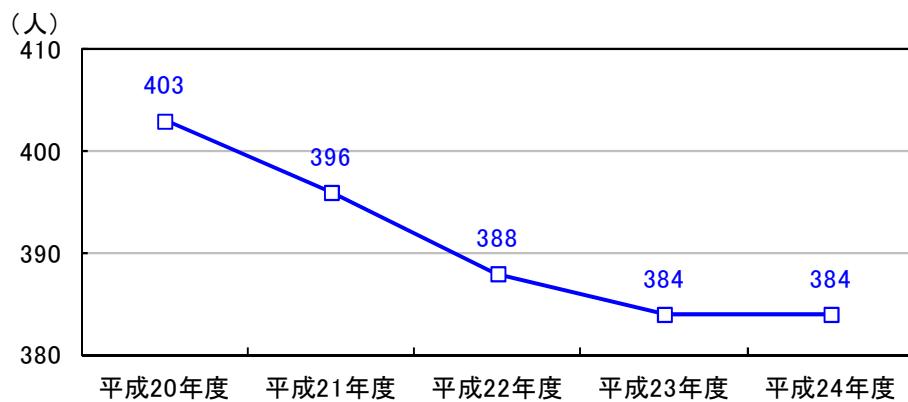
■農家数の状況



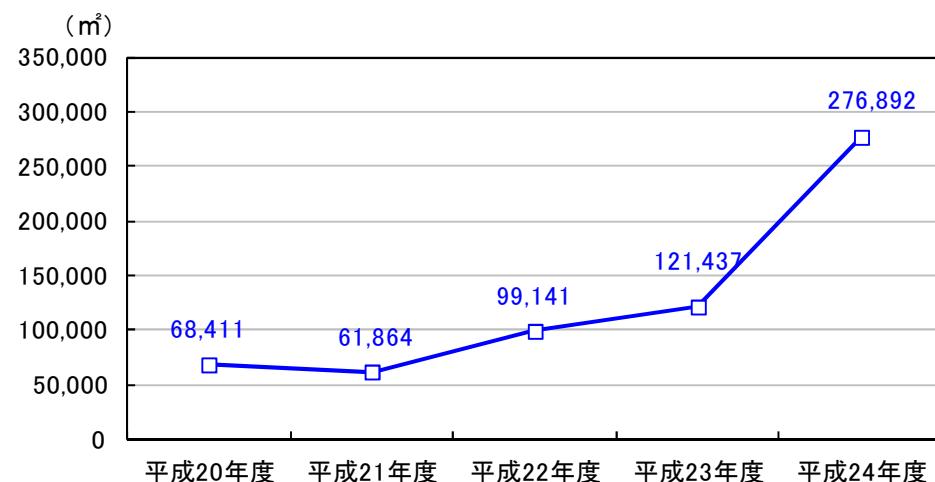
■用途別経営面積の状況

| | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 |
|-------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 総面積 (ha) | 3,389 | 3,280 | 2,937 | 2,785 | 2,682 |
| 田 (ha) | 980 | 880 | 654 | 549 | 524 |
| 畠 (ha) | 52 | 48 | 53 | 50 | 39 |
| 茶園・果樹園 (ha) | 2,354 | 2,346 | 2,222 | 2,186 | 2,119 |
| その他 (ha) | 3 | 6 | 8 | — | — |

■認定農業者数の状況



■耕作放棄地面積の状況



3-2 工業の振興

めざす姿

地域産業の振興や企業誘致の促進により、若者から高齢者まで多くの人が、いきいきと働くことができる雇用の場を確保します。

現状・課題

- 当市では、豊かな水資源と交通アクセスの良さを活用し、紙・パルプ、機械、医薬品、食料品等の工場が立地しています。
- 東日本大震災以降、沿岸部に立地している企業が内陸部への移転を検討しており、新たな工業用地の確保が必要になってきています。
- 中小企業を取り巻く経済状況は、依然として厳しい状態であるため、設備投資等の負担が難しくなっています。
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正を受け、各事業所において65歳までの雇用を確保する措置を講ずることが義務付けられるなど、高齢者が社会の担い手として活動することが期待されている一方、若年層における就労意識、就労環境の変化は、ニート³⁵やフリーター³⁶を生み出す要因となっています。これらの変化に対応した雇用対策と就労環境の整備を進めていく必要があります。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|---------------|-------|-------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 地域産業振興事業費補助件数 | 16件 | 42件 | 115件 |
| 企業立地促進事業費補助件数 | — | 2件 | 15件 |

³⁵ 【ニート】学生でなく、現在働いていない、働くための職業訓練をしていない人

³⁶ 【フリーター】一般的に、高校や大学を卒業後、臨時のアルバイトなどで収入を得ている若者をいう。

重 点 的 取 組

地域の特性を活かした新規企業の誘致

富士山静岡空港や新東名高速道路などの交通結節機能による利便性や、豊富な水資源、温暖な気候、強固な地盤、多彩な地場産品などの当市が持つ優位性を活かし、新産業の創出や新規企業の誘致に取り組みます。

雇用の創出による地元での就労の促進

雇用の確保について地元企業に働きかけるとともに、セミナーの開催や相談体制の整備などの支援を行うことで、若者の就労を促進します。

施 策 の 方 向

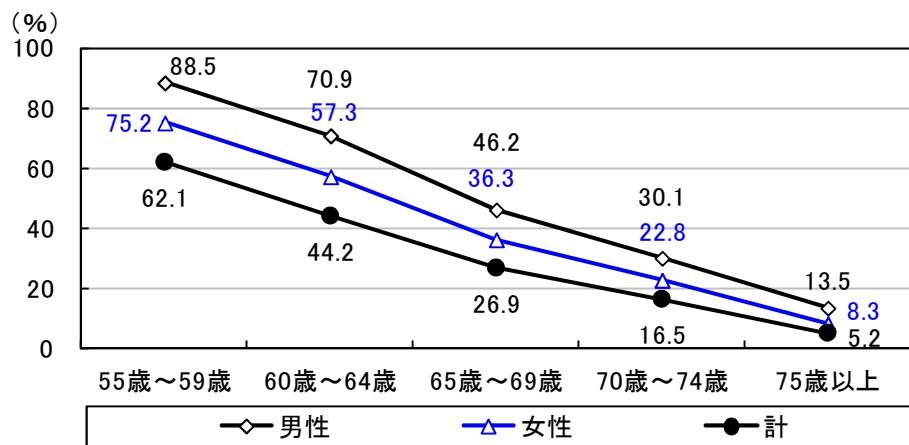
| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------|--|--|
| 地域産業の振興 | <ul style="list-style-type: none">●機械設備整備や環境改善施設整備、研究開発事業などへの補助により、地域産業を支える中小企業の経営基盤の強化を支援します。●中小企業の事業経営に必要な資金調達に対し、金融機関、商工会議所、商工会等と協力して支援します。●起業や経営改善に関するセミナーや、セミナーに参加した企業や個人を対象とした個別相談会等を開催する産業支援センター的な機能を設置します。●起業意欲のある女性、若者、シニアの事業活動を支援します。 | <ul style="list-style-type: none">・地域産業振興事業費補助事業・小口資金利子補給事業など・産業支援事業 |
| 企業立地基盤の整備 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●工業系用途地域内の未利用地の整備を進めるとともに、新東名島田金谷IC周辺等において、新たな工業用地整備を進めます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】●企業ニーズに合った立地環境の創出を図るため、企業立地意向や業界の動向について情報収集に努めるとともに、市の情報を効果的に発信するなど、積極的な企業誘致活動を展開します。 | <ul style="list-style-type: none">・島田金谷IC周辺地区調査事業・工業用地アクセス道路整備事業・企業誘致事業・企業立地促進事業費補助事業 |
| 雇用の創出 | <ul style="list-style-type: none">●高齢者の豊かな経験と能力を活用する就労の場や能力再開発訓練・研修の場を提供しているシルバー人材センターへの支援を行います。【関連取組：4-3 高齢者の自立と社会参加の促進】●就労に悩む若者の自立のためのセミナーや若者就労支援サポーターの養成研修会を開催します。●若者、高齢者などの就労機会を確保するため、ハローワーク、商工会議所、商工会等で組織する雇用対策協議会などにより、相談体制の整備や就労情報の相互提供を進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者雇用促進事業・就労に悩む若者の自立のためのセミナーの開催・個別相談会の開催 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 機械設備整備、環境改善施設整備、研究開発事業などを進め、地域産業の振興に努めます。（企業・事業所）
- 高齢者の雇用の機会を創出します。（島田市シルバー人材センター）
- 行政と連携し、就労に関するセミナーや相談会を開催します。（島田商工会議所、島田市商工会、NPO法人など）

■高齢者就労率(全国)の状況



資料：平成23年度総務省労働力調査

3-3 商業・サービス産業の振興

めざす姿

商業活動の活性化及び商業機能の充実により、商店街や個店のにぎわいを創出します。

現 状 ・ 課 題

- 消費者の購買動向が多様化しています。郊外型大規模店やコンビニエンスストアは、豊富な品揃えや立地の良さにより成長し、家に居ながら利用できるネットショッピング³⁷は規模を拡大しています。
- 中心市街地を含めた各地域の商店街は、消費者ニーズに応える商品販売や魅力ある空間づくりが求められています。しかし、商店主の高齢化や後継者不足等による廃業で空き店舗が増加し、厳しい状況に置かれています。
- 中心市街地における土地区画整理事業実施地区においては、未利用地の利用促進、老朽施設の建て替え、空き店舗への誘致等により、魅力ある商業空間・景観を形成し、にぎわい・活力の再生につなげていく必要があります。
- 図書館、こども館等を併設したJR島田駅周辺の新ショッピングビル「おび・りあ」や地域交流センター歩歩路、おび通りなどの利活用により、買い物客の回遊性向上や商店街のにぎわいの創出を図るなど、中心市街地の活性化を促進する取組が必要です。

め ざ そ う 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 地域ブランド ³⁸ 商品の認定数 | — | — | 10 件 |
| 中心市街地（本通り二丁目交差点）の歩行者数 (年間) | 2,616 人/日 | 1,517 人/日 | 2,000 人/日 |

重 点 的 取 組

商店街や個店の魅力づくりのための支援

起業や経営改善に関するセミナーを開催するなど、商店街や個店の経営力向上につながる支援を行います。

³⁷ 【ネットショッピング】カタログの代わりにホームページを見て商品などの申し込みをインターネットで行い、購入すること。

³⁸ 【地域ブランド】市場での優位性や地域のアピールにより、他の地域の品物等と差別化を図るため、食や特産品、産業など地域資源の「付加価値」を高めること。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------|--|--|
| 商業の活性化 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●商店街のにぎわいを創出するための事業を支援します。 ●島田産業まつりの開催を支援します。 ●起業や経営改善に関するセミナーや個別相談会を実施します。 ●経営基盤の安定・強化を図る小売業者・サービス業者に対する融資制度の充実を図ります。 ●商工会議所、商工会、商業者団体等と連携し、島田市ならではの逸品を「しまだブランド」として認証する制度の創設に向けて取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい商店街支援補助事業 ・島田産業まつり補助事業 ・産業支援事業 ・島田市中小企業事業資金利子補給事業 ・島田商工会議所補助事業 ・島田市商工会補助事業 ・島田市ブランド認証事業 |
| 中心市街地の活性化 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●商店街や個店の魅力づくりについて、商業者、まちづくり関係者等の意見を聴きながら、活力あるまちづくりを目指します。 ●商店街が中心となって実施する「島田夏まつり」の開催を支援します。また、民間団体が中心となって開催する「しまだ元気市」を支援します。 ●中心市街地におけるまちなみ景観に合致する建物の改修に対し、財政的な支援を行います。 ●中心市街地において、市街地再開発事業等による都市機能の集約を検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・島田夏まつり補助事業 ・島田市景観形成事業費補助事業 |

協 働 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

- 情報共有や情報発信等を行うことで、魅力ある個店づくりを支援します。（商店主、島田商工会議所、島田市商工会）
- 行政と連携し、起業や異業種交流、経営改善に関するセミナーを実施します。（島田商工会議所、島田市商工会）
- （仮称）中心市街地活性化プロジェクトや（仮称）まちづくり協議会を創設し、中心市街地のにぎわいを創出します。（商店主、企業・事業所、地域など）

3-4 観光の振興

めざす姿

観光振興の原点はまちづくりにあるという基本認識のもと、観光資源の創出や掘り起こしにより、まちの魅力を明確にし、観光を通じた地域の活性化を目指します。

現状・課題

- 観光客のニーズは多様化しており、とりわけ体験・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行の需要が高まっています。
- 富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通など、当市における交通アクセスの充実は、観光客の利便性の向上につながっています。
- 市内の観光案内板は、合併前に設置されたものが大半を占めているため、今後は統一感や外国人対応も考慮したサイン整備³⁹が必要です。
- 観光資源の重層化による魅力の創出と強化に向けて、市内だけでなく、近隣自治体や観光関連団体とさらなる連携を図ることが重要です。
- 当市の観光施設は、個々には魅力ある施設が多いものの、滞在・回遊に結びついていないため、点から線、線から面への施策の展開を図る必要があります。
- 当市を訪れる観光客のほとんどは、日帰りとなっています。官民一体となり、滞在につなげられる観光地づくりが必要です。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|------------------------------|------------------------|-----------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 観光交流人口 ⁴⁰ ※1 (年間) | 268.6 万人 (204.3 万人) | 244.5 万人 | 300 万人 |
| 島田市内宿泊客数 (年間) | 80,262 人 | 113,817 人 | 148,000 人 |
| 田代の郷温泉「伊太和里の湯」利用者数※2 (年間) | — | 205,423 人 | 220,000 人 |
| 川根温泉及び川根温泉ホテル利用者数 (年間) | 373,960 人 | 328,652 人 | 350,000 人 |

※1 括弧内は3年に一度開催される島田大祭への来訪者数を除いた数字

※2 施設整備基本構想における想定入館者数 130,000 人

³⁹ 【サイン整備】道路案内標識、観光看板、観光案内図の整備

⁴⁰ 【観光交流人口】観光を目的にその地域に訪れる人

重 点 的 取 組

ニューツーリズム⁴¹の推進による交流の拡大

体験・交流型の要素を取り入れた着地型観光を推進するとともに、その広域化を図り、多様な観光ニーズへの対応や交流人口の拡大を図ります。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-----------------------|--|--|
| 観光を支える人材の育成 | ●当市を訪れる観光客の案内役として活動し、島田・金谷・川根の各地区でPRを行う観光ボランティアガイド ⁴² を育成します。 | ・島田市観光協会補助事業 |
| 観光拠点の整備 | ●田代の郷温泉「伊太和里の湯」、川根温泉「ふれあいの泉」の施設改修・修繕を行います。【関連取組：4-5 茶や温泉等を活用した健康づくり】 ●田代の郷温泉「伊太和里の湯」を起点とした千葉山周辺のハイキングコースや金谷地区八高山ハイキングコースの整備を進め、健康志向の観光ニーズに対応します。 | ・田代の郷温泉管理運営事業 ・川根温泉管理運営事業 ・千葉山周辺観光施設整備事業 ・八高山ハイキングコース整備事業 |
| サイン整備の推進 | ●観光客を交通拠点から観光拠点へ円滑に誘導するため、サイン整備を進めるとともに、観光拠点間のネットワーク化に努めます。 | ・観光サイン整備事業 |
| 観光情報の発信 《重点プロジェクト》 | ●富士山静岡空港の海外就航先で観光プロモーションを実施し、外国人観光客の誘致につなげます。 ●新東名高速道路の開通で、アクセス性が向上した中京圏を視野に入れた観光プロモーションを重点的に行います。 ●島田市の代表的な行事である島田大祭・茶まつり、金谷茶まつり、島田髪まつりなどの情報発信を強化します。 ●島田市観光パンフレットのリニューアルを行い、最新情報の発信に努めます。 | ・島田大祭開催事業費補助事業 ・金谷茶まつり開催事業費補助事業 ・観光パンフレット更新事業 |
| ロケーション活動支援の充実 | ●ロケーション情報の提供、撮影許可申請のサポート・代行、宿泊施設や食事に関する情報提供、物品レンタルの紹介・手配、エキストラの確保等について、官民一体となって取り組むことにより、映画・ドラマを通じた当市のPRにつなげます。 ●島田商工会議所フィルムサポート島田運営委員会 ⁴³ の活動を支援します。 | ・島田市観光協会補助事業 |

⁴¹ 【ニューツーリズム】従来の物見遊山的な観光旅行に対し、これまで観光資源としては気付かれなかった地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルステーリズム、ユニバーサルツーリズム、産業観光等が挙げられる。

⁴² 【観光ボランティアガイド】観光ガイドブックに載っていない情報や見どころを案内するボランティア

⁴³ 【フィルムサポート島田運営委員会】地域活性化の一環として映画・テレビドラマ等への協力を目的に、島田商工会議所青年部がその活動の一つとして、平成18年に「フィルムサポート島田」を立ち上げた。

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------------------|--|---|
| 観光資源の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●本市を代表する歴史的観光資源である「SL」と新金谷駅構内の「SL転車台」を活用した観光客の誘致を進めます。 ●SLや市内外の観光施設を活かした滞在型のプログラムを作成するとともに、大井川流域の拠点に川根温泉ホテルを位置付け、観光のネットワーク化を図ることで集客につなげます。【関連取組：1-1 新たな交流拠点の形成】 ●新たな視点から大井川流域の歴史や文化に触れることができる、「まちかど博物館」などのエコミュージアム⁴⁴構想を展開します。 ●観光ニーズに対応した新たな地域資源の発掘を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川流域観光客誘致事業 ・川根温泉宿泊施設建設事業 ・川根温泉宿泊施設運営事業 |
| 広域連携型観光の振興 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●静岡県観光協会、中部地区観光協議会、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会、3市1町観光連携など、広域連携による観光振興を推進し、当地域の知名度向上と観光客誘致に向けた観光施策の展開を図ります。 ●体験・滞在型観光の確立や教育旅行の誘致を図るとともに、広域内に点在する魅力ある観光資源をテーマ別に分類・整理することで観光力の向上に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中部地区観光振興協議会事業 ・富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会事業 ・3市1町広域観光連携協議会事業 |
| ニューツーリズムの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様な観光ニーズに対応する体験・交流の要素を取り入れた着地型観光を推進し、地域の魅力を活かした観光施策を展開します。 ●ニューツーリズムの推進体制の整備や人材の育成に努めます。 ●体験・交流の場の中心的役割を担う、山村都市交流センターさま、野外活動センター山の家の機能を充実します。 ●事業者や近隣自治体と連携し、中山間地域の地域資源を活かした農業体験やグリーンツーリズム⁴⁵等の事業を実施します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】 ●地域おこし協力隊派遣制度の活用により、都市部から過疎地域に人材を派遣し、地域の魅力を発信するとともに、交流を促進します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】 ●田舎暮らし体験、農業体験、農林家民宿、フォトロゲイニング⁴⁶などにより、中山間地域における交流を促進します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光プロモーション事業 ・農林家民宿等モデル事業 ・中山間地域交流促進事業 |

⁴⁴ 【エコミュージアム】地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、復元、展示すること。

⁴⁵ 【グリーンツーリズム】農山村に滞在し、農林業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を通じて楽しむ余暇活動のこと。

⁴⁶ 【フォトロゲイニング】地図をもとに、時間内にチェックポイントを回り、得点を集めるスポーツ。チェックポイントに到達した記録として、写真一覧と同じ風景を撮影する。

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 地域イベントを企画・運営し、地域の活性化を図ります。（青年団、青年サークルなど）
- 島田市ならではの伝統行事（島田大祭・帯まつり、金谷茶まつり、島田鼈まつりなど）を後世へ継承します。（市民・地域・島田市観光協会、各種まつり保存会など）
- 映画・ドラマのロケーションを誘致することで、当市のPRにつなげます。（島田商工会議所フィルムサポート島田運営委員会）
- 地域資源を活かした体験交流型観光を推進するとともに、ガイドの養成などニューツーリズムに対応することで、滞在型交流人口の拡大につなげます。（地域づくりを行うNPO法人、株式会社川根町温泉など）

第 4 章

**だれもが健やかで幸せに暮らせる
健康・福祉のまち**

4-1 地域福祉の推進

めざす姿

気付き合い、認め合い、支え合い、世代を超えて健やかに安心して暮らすことのできる地域社会を実現します。

現 状 • 課 題

- 少子高齢化の進展により、核家族、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者が増加しており、このような家族形態の変化に対応した支援が求められています。
- 地域における人間関係の希薄化により孤独死、自殺、ひきこもり⁴⁷等の問題が、全国的に顕在化しています。
- 東日本大震災を契機として、地域福祉活動の重要性が再認識されており、地域における絆や人とのつながりを強化する取組が求められています。
- 景気の後退による雇用環境の悪化を受け、失業や卒業後の就職先が見つからないなどの理由により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が増加しています。

めざそく 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------------------------|---------|---------|-------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 地区社会福祉協議会 ⁴⁸ 等の設置数※ | — | 7 か所 | 20 か所 |

※ 島田市地域福祉計画と島田市社会福祉協議会で策定した島田市地域福祉活動計画に基づく活動主体数の累計

重 点 的 取 組

地域福祉の支援体制の整備

住民の生活により近い地域で福祉を実現するため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等によって構成される地区社会福祉協議会（地区社協）の設立を、社会福祉協議会との連携により推進します。

⁴⁷ 【ひきこもり】社会参加の場面がなく、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態

⁴⁸ 【地区社会福祉協議会】地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的にさまざまな活動を展開する任意の団体

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|------------------|--|--|
| 地域福祉の支援 | ●「島田市地域福祉計画」に基づき、島田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の活動主体となる「地区社会福祉協議会」の組織率の向上を目指し、支援体制の充実を図ります | ・島田市社会福祉協議会補助事業 ・相談支援事業 ・日本赤十字事業 ・小地域福祉活動組織設立推進事業 |
| 小地域福祉活動の推進 | ●地区社協などが各地域において把握した福祉の課題やニーズなどの情報を、社会福祉協議会、行政が共有し、連携して地域ぐるみの支え合いや助け合いの活動の充実を図ります。 | ・高齢者生きがいづくり事業 ・つどいのひろば事業 ・地区社協活動支援事業 |
| 生活保護及び生活困窮者の自立支援 | ●生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施し、自立促進のための就労支援などに取り組みます。 ●生活に困窮し、真に必要な人に、相談などの適正な支援を行うとともに、生活困窮者の自立を支援します。 | ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・住宅支援給付事業 |

協 働 の モ デ ル

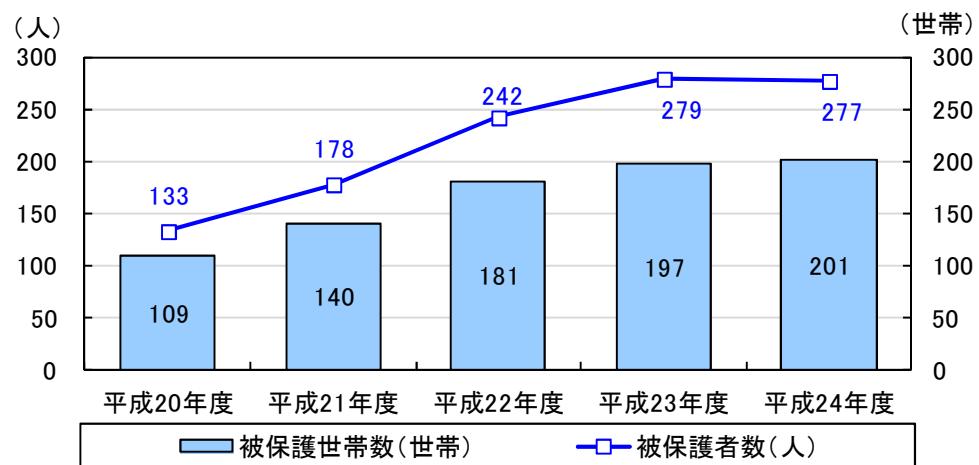
市民・地域・団体ができること

- 地域活動を行う各種団体が連携し、地域住民とのパイプ役となり、住民の福祉需要に対して必要な支援を行います。（自治会、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア団体など）
- 地域において、課題解決に向けた活動が継続的にできる組織・体制の整備を進めます。（NPO法人、ボランティア団体など）

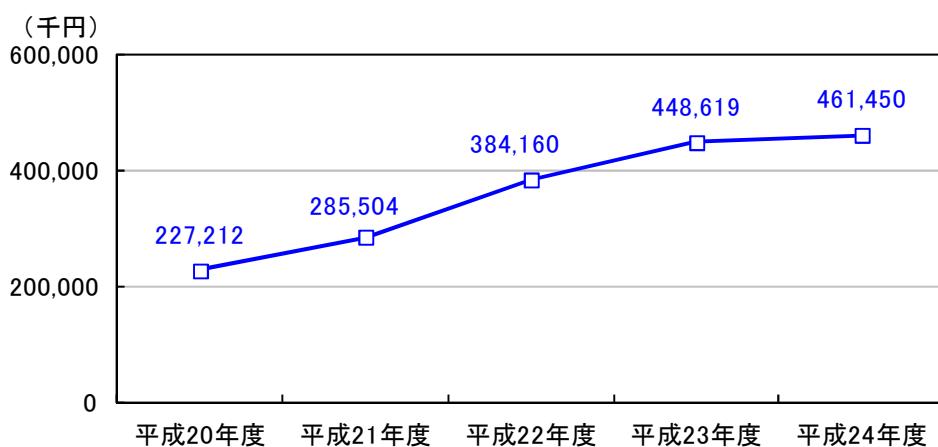
■地区社会福祉協議会一覧

| 名称 | 設立年月 |
|------------------|---------|
| 御仮屋町社会福祉協議会 | 平成21年1月 |
| 第三小学校区地区社会福祉協議会 | 平成21年3月 |
| 道悦島地区社会福祉協議会 | 平成22年1月 |
| 岸町社会福祉協議会 | 平成22年4月 |
| 身成地区社会福祉協議会 | 平成24年8月 |
| 阿知ヶ谷東光寺地区社会福祉協議会 | 平成25年3月 |
| 東町地区社会福祉協議会 | 平成25年3月 |

■生活保護対象被保護者数及び被世帯数の状況



■生活保護費決算額の状況



4-2 子ども・子育て支援の推進

めざす姿

子育てを地域全体で支援し、子どもを安心して産み育てられる環境をつくります。

現状・課題

- 社会環境の変化によって、保護者のニーズは多様化しています。保育の量的拡大をはじめ、幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供、地域での子ども・子育て支援のさらなる充実などが求められています。
- 出生及び児童の転入の際には、市役所の窓口での手続きが多く、複数の課に関連することから、窓口における市民サービスの向上と市民の負担軽減が求められています。
- 女性の社会進出等により、特に、低年齢児の保育ニーズが高まっています。当市においても待機児童が発生しており、その解消に向けた体制の整備が必要となっています。
- 全幼稚園の民間移行や認定こども園⁴⁹の開園に伴い、今後、幼稚園と保育園とのさらなる連携が必要となっています。
- 放課後児童クラブ⁵⁰は、地区によって定員超過がみられるとともに、クラブが設置されていない地区もあり、ニーズへの対応が十分とは言えません。また、今後の対象年齢拡大に対応したクラブ整備が必要となっています。
- 子育て家庭の抱える課題は多岐にわたっており、ひとり親家庭への自立支援、子育て不安の解消、児童虐待の防止など、きめ細かな支援を行うことが必要となっています。
- 療育相談が増加しており、相談支援のさらなる充実が求められています。また、こども発達支援センター「ふわり」などにおける療育機能の充実を図っていくことが必要となっています。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 赤ちゃん訪問実施率 | 98% | 98% | 100% |
| 認可保育園定員数 | 1,605 人 | 1,670 人 | 1,700 人 |
| 放課後児童クラブ定員数・箇所数 | 470 人 13 か所 | 595 人 15 か所 | 770 人 16 か所 |

49 【認定子ども園】待機児童の解消等を目的に、小学校就学前の子どもに対し、幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設。都道府県が条例により認定する。

50 【放課後児童クラブ】保護者が仕事等で昼間家庭にいない低学年児童を放課後の時間帯や夏休み等の長期休暇期間に預かる施設

重 点 的 取 組

地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」や「一時預かり保育」「延長保育」「地域子育て支援拠点事業」などの充実を図ります。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|-------------------------|---|--|
| 子育て家庭への支援 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●子育て制度の周知や子育てに関する悩みの相談を受ける「子育てコンシェルジュ」を配置する等により、子育て世代を支援します。●子ども・子育てに関わる市の組織を再編し、市民にわかりやすい名称や事務分担とします。●出生及び児童の転入時に市役所で行う手続きについて、ワンストップ化⁵¹を実施し、利便性の向上に努めます。●子育て支援センターーや子育て支援団体の活動を通じて、親同士の交流を促進し、保護者の子育て力の向上を図ります。●生後2か月程度の時期に、保健師等が家庭訪問を行い、母子の心身の状態などを確認するとともに、適切な育儿・保健指導を行います。●出産前後の母親からの依頼を受け、育児センターが家庭訪問による育児相談・援助を行うなど、子育て世代が安心して生活できるよう支援します。●重度の障害をもつ子どもとその保護者に対し、家族の介護負担や精神的負担を軽減し、適切な生活を送れるよう支援します。●講座開設により、家庭の教育力を高めるための親教育を推進し、親と子、家族同士の良好な関係構築を支援します。●地域において、育儿の援助を受けたい人と行いたい人が、互いに助け合えるよう、ファミリー・サポート・センターを運営します。 | <ul style="list-style-type: none">・こども医療費助成事業・子育て支援センター事業・乳児家庭全戸訪問事業・育児センター派遣事業・日中一時支援事業・子育て学習推進事業・居宅介護事業・短期入所事業・ファミリー・サポート・センター運営事業 |
| 子育て環境の整備 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●国の子ども・子育て支援新制度⁵²に基づき、幼児教育・保育・子育て支援について質の充実を図ります。●かわね保育園の民営化を推進します。●保育園児の受け入れ数の拡大や保育の質の確保に努めます。●幼稚園と保育園の連携を推進するとともに、認定こども園の整備を支援することにより、待機児童の解消を図ります。●放課後児童クラブの対象年齢拡大に対応するとともに、運営強化を図ります。●放課後の安全・安心な居場所として放課後子ども教室を設置・運営します。 | <ul style="list-style-type: none">・民間保育所助成事業・認定こども園助成事業・放課後児童クラブ管理運営事業・放課後児童クラブ施設整備事業・放課後子ども教室推進事業 |

⁵¹ 【ワンストップ化】さまざまな行政手続きを一度に行える窓口サービスの総合化

⁵² 【子ども・子育て支援新制度】次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する制度

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|----------------|---|---|
| 子どもの発達支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●個々の発達状況に適した療育等の支援を行うとともに、専門的な知識や技術を有する人材を育成するなど、幼稚園・保育園などの受け入れ体制を強化します。 ●こども発達支援センターに相談支援専門員を配置し、サービス利用計画の作成や利用状況の検証を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業 ・指定障害児童相談支援事業 |
| 養育に不安がある家庭への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育てに強い不安を抱える保護者や不適切な養育状態にある家庭などに対し、妊娠期から相談、訪問、援助を行い、子育て不安の解消や母子の健康状態の確保、虐待の予防・防止につなげます。 ●乳幼児健康診査や相談、予防接種未受診者に対する勧奨を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室運営事業 ・島田市養育支援訪問事業 ・就学援助事業 ・乳幼児相談事業 |
| 母子保健体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●安心して出産・育児が行えるよう妊産婦の健康診査や相談・保健指導を実施します。 ●乳幼児に対する健康診査や相談の実施により、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、栄養等の育児指導などを行い、健康保持を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査事業 ・乳幼児健康診査事業 ・母子保健事業 ・特定不妊治療費助成事業 ・フッ化物応用歯科保健普及事業 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 子ども・子育て会議の委員として、当事者の立場から意見し、市の子育て支援施策の検討や事業の評価等に参画します。（市民、子育てに関する市民活動団体など）
- 関係機関等との連携により、地域における児童等の見守りを行い、虐待の予防・防止に努めます。（民生委員・児童委員）

■出生数・率(人口千対)の状況

| | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 島田市 出生数（人） | 876 | 790 | 815 | 788 | 792 |
| 島田市 出生率（人口千対） | 8.7 | 7.9 | 8.2 | 7.9 | 8.0 |
| 静岡県 出生率（人口千対） | 8.8 | 8.6 | 8.6 | 8.4 | 8.4 |
| 全 国 出生率（人口千対） | 8.7 | 8.5 | 8.5 | 8.3 | 8.2 |

■合計特殊出生率の状況

| | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 島田市 出生率（人口千対） | 1.45 | 1.39 | 1.43 | 1.42 |
| 静岡県 出生率（人口千対） | 1.44 | 1.43 | 1.54 | 1.49 |
| 全 国 出生率（人口千対） | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 |

■保育園入所児童数

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 定員数（人） | 1,640 | 1,650 | 1,670 | 1,670 | 1,670 |
| 入所児童数*（人） | 1,821 | 1,838 | 1,823 | 1,792 | 1,782 |
| 充足率（%） | 111.0 | 111.4 | 109.2 | 107.3 | 106.7 |

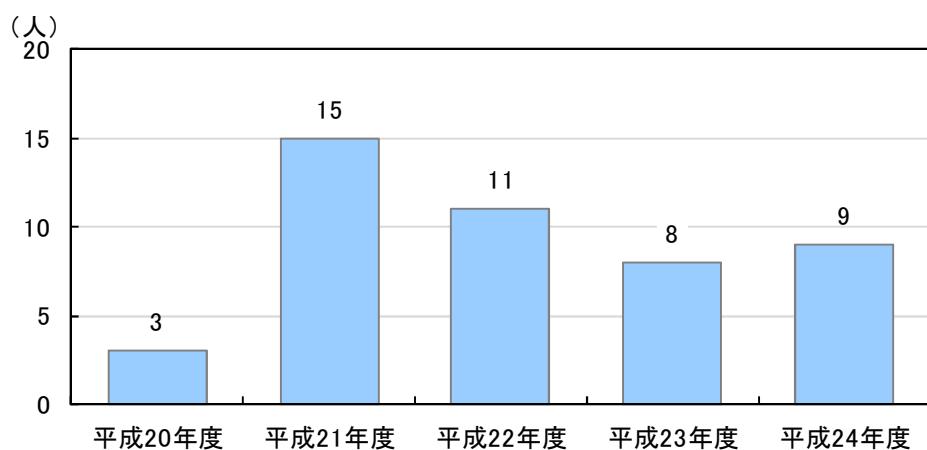
* 各年 3 月 1 日現在

■幼稚園数と園児数の状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 定員数 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 幼稚園数 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 2,058 |
| 幼稚園園児数（人） | 1,613 | 1,563 | 1,522 | 1,563 | 1,567 | |

* 園児数については、各年 5 月 1 日現在

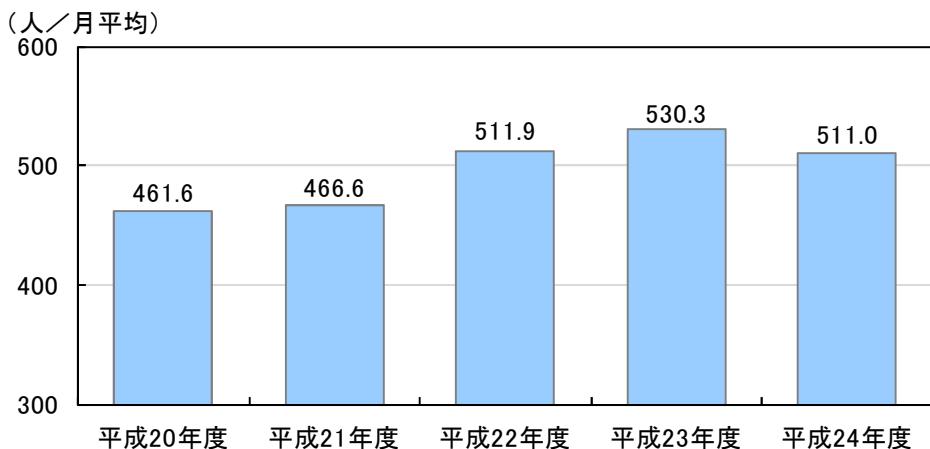
■待機児童数の状況(各年度4月1日現在)



■公立保育園民営化の状況

| | 平成 16 年度 | 平成 20 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 公立保育園名 | 島田市立第四保育園 | 島田市立第二保育園 | 金谷中央保育園 |
| 民営化後保育園名 | ゆたか保育園 | 大津保育園 | 金谷中央保育園 |
| 移管日 | 平成 16 年 7 月 1 日 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |

■放課後児童クラブ登録者数(月平均)の状況



■家庭児童相談室相談件数

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 性格・生活習慣 (件) | 55 | 89 | 60 | 24 | 34 |
| 知能・言語 (件) | 77 | 126 | 49 | 17 | 6 |
| 学校生活等 (件) | 16 | 13 | 24 | 25 | 22 |
| 非行 (件) | 6 | 16 | 13 | 7 | 10 |
| 家族関係 (件) | 83 | 142 | 189 | 224 | 217 |
| 環境福祉 (件) | 55 | 39 | 28 | 55 | 13 |
| 障害 (件) | 31 | 41 | 30 | 16 | 6 |
| その他 (件) | 10 | 6 | 18 | 36 | 41 |
| 合計 (件) | 333 | 472 | 411 | 404 | 349 |

■1歳6か月児健康診査受診状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対象者 (人) | 872 | 911 | 814 | 842 | 823 |
| 実施者※ (人) | 863 | 911 | 801 | 837 | 815 |
| 受診率 (%) | 99.0 | 100.0 | 98.4 | 99.4 | 99.0 |

※ 前年度未実施者で2歳未満の受診者を含む

■3歳児健康診査受診状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対象者 (人) | 899 | 839 | 934 | 863 | 820 |
| 実施者※ (人) | 871 | 835 | 901 | 866 | 822 |
| 受診率 (%) | 96.9 | 99.5 | 96.5 | 100.4 | 100.2 |

※ 前年度未実施者で4歳未満の受診者を含む

4-3 高齢者福祉の推進

めざす姿

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

現状・課題

- 当市の高齢化率は26.7%（平成25年4月1日現在）となっています。今後もさらに高齢化が進むことが予測されます。高齢化に伴い、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、さらには認知症高齢者も増加しているため、支援体制の整備が求められています。
- 要介護認定者数は3,924人（平成25年4月1日現在）となっており、年々、増加しています。また、市内の特別養護老人ホームの待機者が多い状況からも、施設サービスの提供体制は十分とは言えません。高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉施設の整備や各種介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- 団塊の世代をはじめとした、元気で豊富な経験と知識を持った高齢者の活力を地域社会で活かすとともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう支援することが必要です。高齢者の医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要となります。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--|-------|--------------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 要介護（要支援）認定率※1 | 12.2% | 14.1% | 14.0% |
| 居場所づくり事業 ⁵³ 実施箇所数 | — | — | 40か所 |
| 地域高齢者見守りネットワークづくり事業 ⁵⁴ の協力事業所数 | — | 20事業所 | 117事業所 |
| 特別養護老人ホームへ入所の必要性が高い待機者数※2（年間） | 50人 | 68人 | 30人 |
| げんきアップシニア把握事業（二次予防事業対象者 ⁵⁵ 把握事業）実施者割合※3 | — | 65歳以上高齢者の44% | 65歳以上高齢者の53% |

※1 65歳以上の高齢者（第1号被保険者）のうち要介護・要支援認定者が占める割合

※2 特別養護老人ホーム入所希望者のうち、家族の状況等の理由により入所の必要性が高い人の実人数

※3 生活機能の評価を行う基本チェックリストの実施者

⁵³ 【居場所づくり事業】外出の機会が減り、閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所を活用し、気軽に集まり交流することで、互いに見守り合い支えあう体制を構築する。（平成26年度開始予定）

⁵⁴ 【地域高齢者見守りネットワークづくり事業】行政や地域、民間事業所などが連携し、地域における高齢者の見守りと日常的な支え合い活動のネットワーク化を図る。（平成23年度事業開始）

⁵⁵ 【二次予防事業対象者】介護保険の第1号被保険者のうち、要介護（支援）認定を受けた者以外の者であって、生活機能の低下により、要介護状態となるおそれが高いと認められるもの

重 点 的 取 組

多世代交流の場の創設

高齢者を含めたさまざまな世代が気軽に交流を深められる場を創設し、地域の互助関係の構築につなげます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|------------------------------|--|--|
| 高齢者福祉サービスの充実 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や家庭で暮らせるよう、各種高齢者福祉サービスを実施します。●地域で生活する高齢者を総合的に支えていくための拠点となる地域包括支援センター⁵⁶の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none">・在宅福祉サービス・家族介護支援サービス・地域包括支援センター相談事業・地域高齢者見守りネットワークづくり事業 |
| 高齢者の自立と社会参加の促進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●外出の機会が少なくなり、閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所で、気軽に集まり交流し、互いに見守り合える居場所をつくります。●シルバー人材センターが行う高齢者の豊かな経験と能力が活かせる就労機会の提供や、高齢者の生きがいを高める活動に対して、引き続き支援します。【関連取組：3-2 雇用の創出】 | <ul style="list-style-type: none">・居場所づくり事業・高齢者生きがい活動支援通所事業・高齢者就労機会確保事業・地域ふれあい事業・小地域福祉活動 |
| 介護保険サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none">●介護保険事業計画に基づき、適正なサービスが提供されるよう、提供体制の充実や安心して利用できる環境づくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none">・介護基盤緊急整備事業・介護給付適正化事業 |
| 介護予防の促進 | <ul style="list-style-type: none">●介護予防に関するサポーター等の人材を育成します。●二次予防事業対象者を把握し、地域包括支援センターの保健師等が個別の相談を実施するとともに、気軽に参加できる軽運動教室や学習などによる介護予防事業を推進します。 | <ul style="list-style-type: none">・一次予防事業（げんきアップシニアサポーター養成講座） (一般高齢者普及啓発事業)・二次予防事業（げんきアップシニア把握事業） (通所型介護予防事業) (訪問型介護予防事業) |

協 働 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

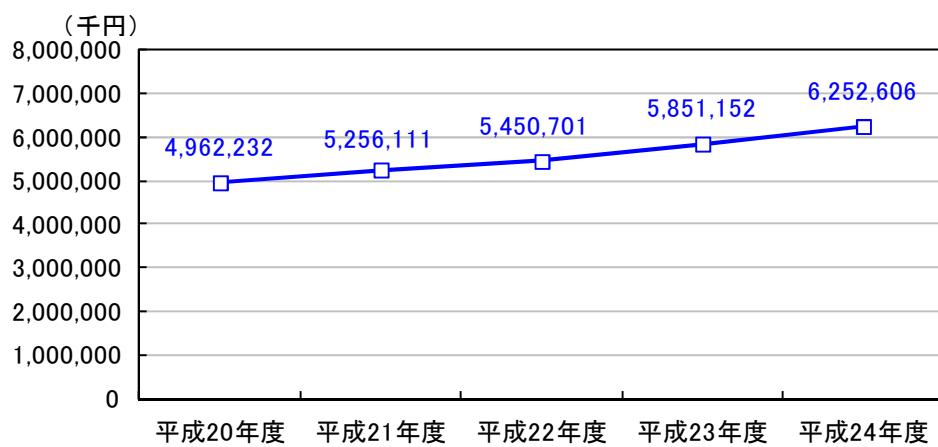
- 地域の高齢者の生活状態を把握し、相談に応じるとともに、助言や情報提供等の援助を行います。（民生委員・児童委員）
- 高齢者の生きがい活動・健康活動・地域（奉仕）活動を実施するとともに、介護予防活動や友愛活動（高齢者の見守り等）を進めていきます。（単位老人クラブ）
- 地域における高齢者の見守り体制の充実を図るとともに、支援体制のネットワークを拡充します。（民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、高齢者支援活動を行う市民活動団体、企業・事業所など）

⁵⁶ 【地域包括支援センター】高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・保健・医療・福祉の幅広い相談に応じ、助言や支援を行う総合相談窓口。介護保険法に基づき、市に設置されている。

■介護認定の状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要支援 1 (人) | 257 | 254 | 229 | 252 | 262 |
| 要支援 2 (人) | 363 | 327 | 346 | 374 | 409 |
| 要介護 1 (人) | 664 | 647 | 709 | 784 | 930 |
| 要介護 2 (人) | 506 | 567 | 684 | 740 | 767 |
| 要介護 3 (人) | 485 | 495 | 559 | 568 | 617 |
| 要介護 4 (人) | 494 | 492 | 489 | 511 | 549 |
| 要介護 5 (人) | 415 | 447 | 442 | 443 | 390 |
| 計 (人) | 3,184 | 3,229 | 3,458 | 3,672 | 3,924 |
| 65 歳以上高齢者数 (人) | 25,590 | 25,951 | 26,029 | 26,256 | 27,163 |

■介護保険給付費決算額の状況



4-4 障害者福祉の推進

めざす姿

障害の有無にかかわらず、地域に住む全ての人が互いに理解を深め、支え合い、自分らしく生きることのできる社会を実現します。

現状・課題

- 国における障害者制度は、大きな変革が進められており、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に切り替わるなど、障害者に関する各種法律の改正が行われています。法律では、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去などが必要であるとしています。この法律の趣旨を踏まえ、平成25年3月に「島田市障害者計画」を策定し、関係各課が横断的に連携を図り、多岐にわたる障害者施策を円滑に推進していくことが必要となっています。
- 少子高齢化などの社会の状況変化に対応し、地域に住むだれもが、必要な支援を受けられるようにしていくことが重要です。行政だけでなく、地域住民や事業者、関係機関が連携し、障害のある人も社会の一員として暮らしていけるよう、支援の充実を図っていくことが求められています。
- 障害者雇用については、受け入れ体制の整備・充実、相談支援など就労につながる支援が求められています。

めざす値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|------------|-----------------|--------|--------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 相談支援件数（年間） | 7,295件 (H20) | 8,272件 | 9,300件 |
| 障害者雇用率* | 1.66% | 1.44% | 2.00% |

* ハローワークしまだ管内

重点的取組

社会参加の促進による生きがいの創出

障害のある人の自立や社会参加を促進することで、生きがいを持ち、地域の一員として豊かな生活が送れるよう、支援体制を整備します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|---------------------------|--|--|
| 障害福祉サービスの充実 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人のニーズを的確に捉え、障害の特性や程度に応じた障害福祉サービスの提供を実施します。 ● 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、気軽に利用できる相談・生活支援体制の強化を図るとともに、権利擁護施策の推進や虐待防止対策の強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス 　　居宅介護事業 　　重度訪問介護事業 　　同行援護、行動援護事業 　　短期入所事業 　　生活介護、療養介護事業 　　児童デイサービス事業 　　共同生活介護事業 　　共同生活援助事業 　　施設入所支援事業 　　自立訓練事業 |
| 生活環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人が積極的に外出できるよう、移動手段の確保や、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。 ● ユニバーサルデザイン⁵⁷の考え方に基づいた、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。【関連取組：7-3 ユニバーサルデザインの推進】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備事業 　　人にやさしいまちづくり推進事業 ・ 障害者移動支援事業 　　重度障害者タクシー料金助成事業 　　障害福祉サービス等利用通所交通費助成事業 　　視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業 ・ 外出支援事業 |
| 雇用と就労の充実 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人がその能力や適性に応じて、企業等で働くよう雇用環境を整備し、障害のある人の就労を積極的に支援します。 ● 就労が困難な障害のある人に対しては、障害の特性に配慮した就労場所の確保を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス 　　就労移行支援事業 　　就労継続支援事業 |
| 社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動やさまざまな行事等において、障害の特性に応じた配慮や移動に対する支援により、障害のある人が気軽に参加できる環境づくりを進めます。 ● 障害のある人の社会参加を促進するため、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業 　　社会参加促進事業 ・ 視覚障害者支援事業 　　（録音図書資料の整備） |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加するとともに、地域の中でお互いに支え合う組織づくりや仲間づくりを推進します。（市民）
- 障害のある人もない人も、生活者としてそれぞれの地域で安心して充実した生活を送れるような社会を構築していきます。（地域）

⁵⁷ 【ユニバーサルデザイン】年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるデザイン

■相談支援の状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 福祉サービスの利用等に関する支援 | 659 | 1,870 | 2,913 | 3,017 | 3,638 |
| 障害や症状の理解に関する支援 | 656 | 396 | 766 | 490 | 532 |
| 健康・医療に関する支援 | 986 | 267 | 463 | 414 | 611 |
| 不安の解消・情緒安定に関する支援 | 1,248 | 716 | 951 | 940 | 1,192 |
| 保育・教育に関する支援 | 1,313 | 48 | 86 | 99 | 145 |
| 家族関係・人間関係に関する支援 | 331 | 173 | 276 | 629 | 442 |
| 家計・経済に関する支援 | 329 | 101 | 102 | 182 | 211 |
| 生活技術に関する支援 | 328 | 179 | 153 | 324 | 577 |
| 就労に関する支援 | 656 | 161 | 356 | 353 | 293 |
| 社会参加・余暇活動に関する支援 | 784 | 77 | 65 | 83 | 52 |
| 権利擁護に関する支援 | 5 | 23 | 53 | 40 | 74 |
| その他 | 0 | 51 | 586 | 450 | 505 |
| 合計 | 7,295 | 4,062 | 6,770 | 7,021 | 8,272 |

■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付の状況

単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 身体障害者手帳 | 3,442 | 3,457 | 3,290 | 3,291 | 3,270 |
| 療育手帳 | 583 | 644 | 639 | 668 | 718 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 325 | 354 | 391 | 404 | 438 |

■障害者就労支援の状況

| | 就労移行支援事業 | | 就労継続支援事業 | | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | A型 | | B型 | |
| | 実利用人数 (人) | 延利用日数 (日) | 実利用人数 (人) | 延利用日数 (日) | 実利用人数 (人) | 延利用日数 (日) |
| 平成 20 年度 | 20 | 3,070 | 22 | 3,315 | 34 | 5,291 |
| 平成 21 年度 | 29 | 4,178 | 21 | 3,787 | 110 | 24,678 |
| 平成 22 年度 | 33 | 6,105 | 31 | 4,913 | 128 | 25,702 |
| 平成 23 年度 | 36 | 3,833 | 28 | 5,066 | 159 | 33,744 |
| 平成 24 年度 | 33 | 6,105 | 32 | 5,552 | 203 | 48,592 |

4-5 健康づくりの推進

めざす姿

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、社会全体で健康づくりのための環境を整備することで、健康寿命の延伸を図ります。

現状・課題

- 国の「第2次健康日本21⁵⁸」及び県の健康増進計画において、健康寿命⁵⁹の延伸、健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底などの重要性が示されています。
- 都道府県の医療計画に盛り込むべき内容として、これまで重点的に取り組まれてきた「がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病」の四大疾病に加え、新たに「精神疾患」が加わり五大疾病となったことから、こころの健康への取組の強化が必要となっています。
- 当市における主な死因として、全国と同様に三大生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）による割合が増えている一方で、がん検診の受診率が国の目標を下回っているため、受診率の向上に向けた取組が必要となっています。
- 糖尿病予備群が増加傾向にあるため、糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けた食生活の改善や運動習慣の定着などの対策が求められています。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度 | — | 47.1% (H25) | 58% |
| 1日3皿（約210g）以上野菜をとる市民の割合 | — | 成人期6.1% 高齢期5.0% (H25) | 24% |
| 大腸がん検診受診率 | 23.6% (H20) | 31.5% | 40% |

⁵⁸ 【第2次健康日本21】平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正したもの

⁵⁹ 【健康寿命】平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHOが提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの

重 点 的 取 組

生活習慣病の発症予防と重症化予防

地域の場、地域の力を活用し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|-----------------|---|--|
| 健康の保持増進 | <ul style="list-style-type: none">●「島田市健康増進計画」に基づき、個人の生活習慣の改善及び地域の力（ソーシャルキャピタル⁶⁰）を活用した生活習慣病の発症予防・重症化予防を図ります。●子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自らの健康状態に関心を持ち、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの取組ができる環境を整えます。●こころの健康をはじめとする、社会生活を営むために必要な機能の維持向上を図ります。●生涯おいしく食べ、元気に過ごせるように、歯科疾患の予防と子どもの頃から歯の健康に関する意識の向上を図ります。●がんのリスクを高める要因である喫煙等の生活習慣の改善を促進するとともに、がん検診の定期的な受診を促すことで、がんの予防と早期発見に努めます。 | <ul style="list-style-type: none">・生活習慣病対策事業・健康診査事業・健康づくり事業・健康まつり事業・地域自殺対策緊急強化事業・歯科保健事業・がん検診事業 |
| 食育の推進 | <ul style="list-style-type: none">●「島田市食育推進計画」に基づき、市民一人ひとりが正しい食生活を実践するよう働きかけ、生活習慣病等の予防・改善につなげます。●家族が食卓を囲んで、ともに食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進します。●耕作放棄地を市民農園として再生することなどにより、農業を通じて食に対する市民の関心を高められるようにします。●授業や学校給食を通じて、児童・生徒が正しい食習慣を身につけ、食の大切さを理解できるよう、食育を推進します。【関連取組：3-1 地産地消とブランド化の推進、6-1 安全・安心な学校給食の提供】 | <ul style="list-style-type: none">・食育推進事業・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業・学校給食運営事業 |
| 感染症予防の充実 | <ul style="list-style-type: none">●医療機関と連携し、感染症予防体制の強化を図ります。●感染症の予防に関する正しい知識の普及を図り、まん延防止に努めます。 | <ul style="list-style-type: none">・予防接種事業・感染症予防事業 |
| 茶や温泉等を活用した健康づくり | <ul style="list-style-type: none">●当市の特色である茶や温泉の効用を活かした事業を支援し、市民の健康増進を図ります。【関連取組：3-4 観光拠点の整備】 | <ul style="list-style-type: none">・田代の郷温泉管理運営事業・川根温泉管理運営事業 |

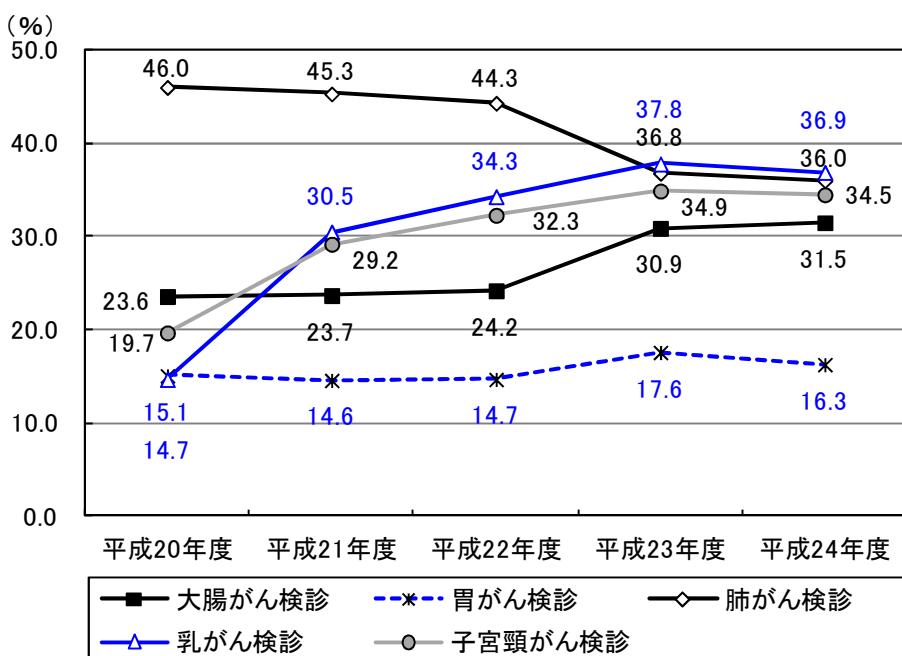
60 【ソーシャルキャピタル】人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 健康相談事業や各種健康講座において、指導者としての役割を果たします。（保健委員、健康づくりに関するボランティア団体など）
- 「出前健康講座」などを活用し、生活習慣病等についての情報発信に努めます。（保健委員、健康づくりに関するボランティア団体など）
- 行政と連携し、地域の健康づくり事業を企画・実施し、健康づくりに関する啓発に努めます。（保健委員）
- 従業員に対して、定期的な健康診断や職場におけるメンタルヘルス対策を行うよう努めます。（企業・事業所）
- 「具だくさん島田汁」のPR等による食育推進活動や地域住民の食生活改善に向けた取組を行います。（島田市健康づくり食生活推進協議会）
- 院内掲示などにより、市の健康づくりに関する取組や健康診査の案内等の周知に努めます。（医療機関）

■がん検診受診率の状況



■65歳からの平均自立期間(お達者度)と平均余命

| | | 65歳からの平均自立期間 | | | 65歳からの平均余命 | | |
|---|-------|--------------|------------|-------|------------|------------|-------|
| | | 平成 22年度 | 平成 21年度 | 変化 | 平成 22年度 | 平成 21年度 | 変化 |
| 男 | 島田市 | 17.69 | 17.41 | +0.28 | 19.03 | 18.58 | +0.45 |
| | 静岡県平均 | 17.53 | 17.30 | +0.23 | 19.04 | 18.75 | +0.29 |
| 女 | 島田市 | 20.96 | 21.00 | -0.03 | 23.63 | 23.48 | +0.15 |
| | 静岡県平均 | 20.77 | 20.68 | +0.09 | 23.88 | 23.72 | +0.16 |

資料：平成22年静岡県市町別65歳の平均自立期間

4-6 地域医療の充実

めざす姿

市民の健康と命を守るために必要な医療の提供体制を確保します。

現状・課題

- 少子高齢化の進行や疾病構造の変化、医師・看護師等の不足、医療制度改革などの医療に係る行政課題に対し、市民、行政、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉・介護事業関係者等が一体となって、その解決、改善に取り組む必要に迫られています。島田市民病院は、平成23年度に県から地域医療支援病院の承認を受けており、今後も急性期を担う地域の基幹病院として、病院と診療所の役割分担を明確にし、医療連携の強化を図っていく必要があります。さらに、行政は、こうした課題に対して市民の理解を深め、医療関係機関との連携や、医療と介護の連携強化等を推進し、地域医療における予防から在宅、看取りまでの医療提供体制の構築に向けた牽引役となって取り組むことが求められています。
- 救急医療は安易な受診が後を絶たない状況であり、救急医療が適切に行われるためには、医療関係者の努力や設備の充実のみならず、市民の理解と協力が不可欠となっています。
- 災害医療においては、島田市地域防災計画の医療救護計画に基づき、各種医療関係機関や地域の自主防災会との連携による医療救護体制を整備し、災害時に円滑な救護が行えるよう備える必要があります。
- 昭和54年4月に開院した島田市民病院本館は、施設・設備の老朽化や狭隘化が目立ってきています。大規模災害時の対応等を踏まえ、新島田市民病院の建設に向けた取組を進めることができます。
- 新島田市民病院の建設に向け、病院経営のさらなる効率化・健全化が求められています。
- 島田市民病院の病院情報システム⁶¹の更新時期が迫っており、安全で質の高い医療の提供や医療情報の共有化、業務の効率化を実現できる新たなシステムの構築が必要です。
- 島田市民病院では、医師・看護師の不足が常態化しています。必要な医療を市民に提供できる体制を整備するため、医師・看護師を早急に確保する必要があります。

⁶¹ 【病院情報システム】主な機能として、電子カルテが挙げられ、従来、医師・歯科医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組み

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|--|--------------------|--------------------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 新島田市民病院建設にかかる進捗率※ | 5 % | 10% | 50%※ |
| 診療所等から島田市民病院への紹介率 島田市民病院から診療所等への紹介率 | 38. 12% 46. 48% | 59. 54% 80. 93% | 65%以上 80%以上 |
| 島田市立看護専門学校卒業生の看護師国家試験合格率 | 100% | 100% | 100% |

※ 建設に係る各種計画等（基本構想、基本計画、基本設計、実施設計）を策定済。平成 29 年度以降、建設着工を目標とする。

重 点 的 取 組

医師会等との連携による地域医療の充実

病院、診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民活動団体等と行政機関との連携を強化し、少子高齢化社会における地域医療の提供体制を確保していくとともに、市民への啓発活動の実施により、“地域の医療は住民自らが支え守る”意識の醸成・定着を図ります。

新島田市民病院建設に向けた取組の推進

地域の基幹病院である新島田市民病院の建設に向け、今後の地域医療のあり方を考慮しつつ、規模や機能、時期、建設場所等に関する計画を早急に策定し、具体的な建設に向けた取組を進めます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|---------------------------------|--|---|
| 地域医療連携の強化 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関、福祉・介護事業者等との連携を強化するとともに、市民が医療体制の現状を正しく理解し、医療現場の負担が軽減されるよう、適正受診やかかりつけ医・かかりつけ薬局の必要性などについて啓発を行います。 ●島田市民病院と診療所との連携を強化するため、診療所向けパンフレットの作成、定期的な診療所訪問、病診連携懇話会の開催などを実施します。 | ・地域医療連携推進事業 |
| 救急医療体制の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ●志太・榛原地域の病院及び医師会の連携・協力により、初期救急医療体制⁶²及び第2次救急医療体制⁶³の維持に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・志太・榛原地域救急医療センター運営事業 ・志太・榛原地域第2次救急医療施設運営事業 ・救急医療協力促進事業 ・休日急患診療所事業 |
| 災害医療体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ巨大地震等の災害に備え、医療関係機関等との連携を図り、適切な医療救護体制の整備に努めます。 | ・防災医療救護施設整備事業 |
| 在宅医療の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●終末期に自宅やケア付き住宅などの住み慣れた場所で安心して医療を受けられる体制の整備に努めます。 | ・在宅医療連携拠点事業 |
| 島田市民病院における医療体制の充実 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●大井川流域の中核的医療機関として、継続的・安定的に医療を提供できるよう設備等の充実を図ります。 ●質の高い医療サービスを提供するため、病院経営の効率化・健全化に努めます。 ●地域の基幹病院である島田市民病院の建て替えについて、規模や機能、建設時期、建設場所等に関する計画を策定し、建設に向けた取組を進めます。 ●医療従事者の労働環境及び居住環境の改善や医学生・看護学生への修学資金制度の運用などにより、医師・看護師等の確保に努めます。 ●島田市立看護専門学校において、学習環境の整備と学習内容のさらなる充実を図り、島田市の医療を支える看護師を養成します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院情報システム更新事業 ・島田市民病院の健全経営 ・新島田市民病院建設事業 ・医師住宅再整備事業 ・医学生・看護師修学資金貸与事業 |

協 働 の モ デ ル

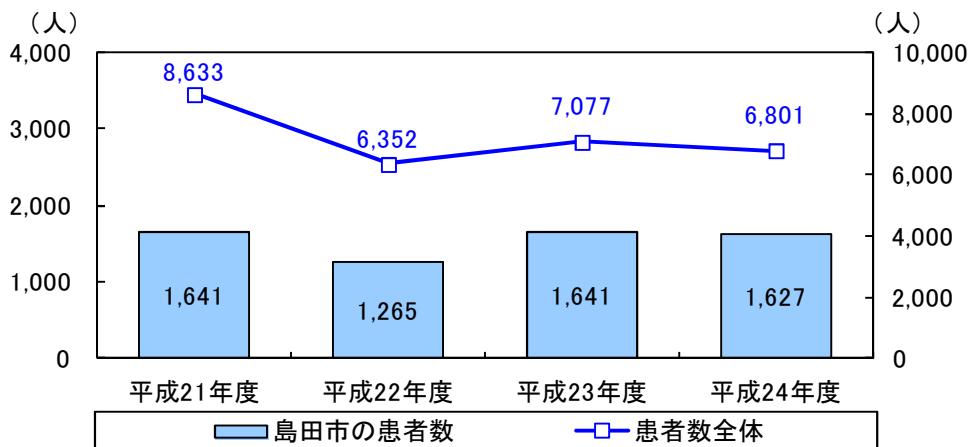
市民・地域・団体ができること

- 島田市民病院との病診連携を積極的に進め、医療サービスの向上を図ります。（診療所）
- 救急医療の実態を理解するとともに、適正な受診及び救急車の適正な利用に努めます。（市民）
- 医療学習会、シンポジウムの開催や医療関係者へ感謝の意を伝える活動を通じて、地域医療の支援や啓発活動を行います。（地域医療を支援する活動を行う市民活動団体）

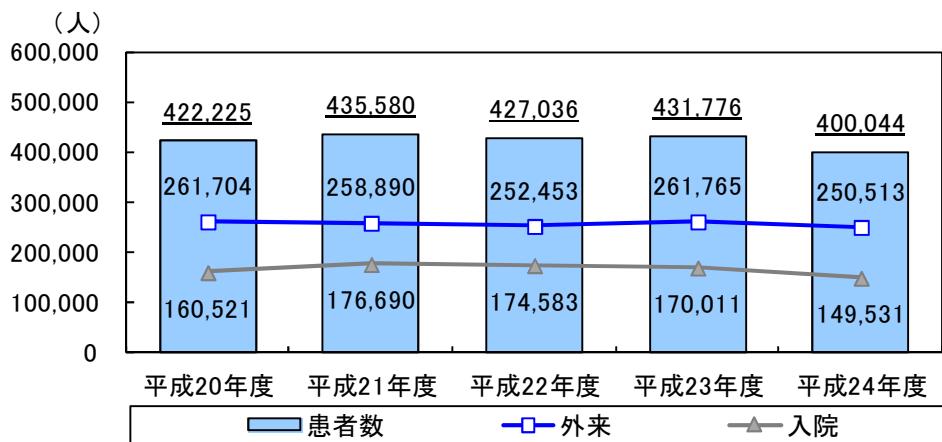
62 【初期救急医療体制】軽症患者の外来医療を担う救急医療体制

63 【第2次救急医療体制】入院が必要な重症患者に対応する救急医療体制

■第1次救急医療患者数の状況(志太・榛原救急医療センター患者数)



■島田市民病院患者数の状況



■病院事業債現在高の状況

単位：千円

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 前年度末現在高 | 3,692,174 | 3,337,262 | 3,061,179 | 3,122,980 | 3,060,119 |
| 借入額 | 353,000 | 486,000 | 504,000 | 435,000 | 340,000 |
| 償還額 | 707,912 | 762,083 | 442,199 | 497,861 | 561,994 |
| 年度末残高 | 3,337,262 | 3,061,179 | 3,122,980 | 3,060,119 | 2,838,125 |

■看護専門学校卒業生及び国家試験合格者数

単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 卒業生 | 37 | 36 | 34 | 41 | 35 |
| 国家試験合格者数 | 37 | 36 | 34 | 41 | 35 |

めざす姿

被保険者が安心して医療を受けられるよう、健全な事業運営を実現します。

現状・課題

- 高齢化の急速な進展と生活習慣病等の増加、医療の高度化により、年々、医療費が増加しています。多受診、重複受診の抑制指導に努め、医療費の適正化を進める必要があります。
- 国民健康保険事業の健全運営にとって、医療費の支出削減と財源の確保が課題となっています。
- 生活習慣病を早期に予防し、医療費を抑制するため、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導⁶⁴の実施を推し進めていく必要があります。

めざそくう値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|------------|----------------|---------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 特定健康診査受診率 | 33.5% (H20) | 37.8% | 55% |
| 国民健康保険税収納率 | 93.2% | 93.3% | 95% |

重点的取組

国民健康保険税の収納率の向上

国民健康保険事業を健全に運営するため、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に向けた取組を進めるほか、収納率の向上のための対策を講じていきます。

⁶⁴ 【特定健康診査及び特定保健指導】「高齢者の医療の確保に関する法律」の成立により、生活習慣病を予防するという観点で、平成20年4月から医療保険者に義務付けられることになった健康診査・保健指導のこと。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内容 | 事務事業 |
|--------------------|---|---|
| 特定健康診査及び特定保健指導等の実施 | <ul style="list-style-type: none">●生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見や発症予防のため、健康診査及び保健指導を実施します。●受診しやすい健康診査体制の整備や未受診者への受診勧奨の実施により、受診率、実施率の向上に努めます。 | <ul style="list-style-type: none">・特定健康診査事業・特定保健指導事業・未受診者受診勧奨事業 |
| 医療費の適正化 | <ul style="list-style-type: none">●市民だれもが安心して医療を受けられるよう、適正な医療受診の啓発を行うとともに、レセプト⁶⁵の点検の強化に努め、医療費の適正化に努めます。 | |
| 国民健康保険税の収納率の向上対策 | <ul style="list-style-type: none">●国民健康保険税の収納率の向上を図るため、納税相談や電話・文書による催告を行います。また、担税能力があるにもかかわらず、納付に応じない滞納者には差押えによる滞納処分を実施するなど、国民健康保険事業の健全な運営につなげます。 | |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

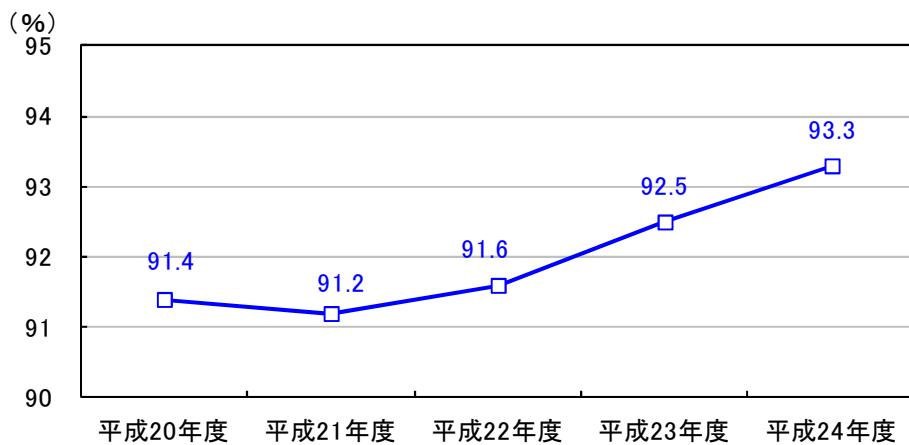
- 定期的な健康診断や生活習慣病についての啓発を実施し、従業員の健康管理に努めます。（企業）
- 特定健康診査を受診し、自身の健康状態を把握します。（市民）

⁶⁵ 【レセプト】医療機関が保険者（市町村国保や健康保険組合等）に請求する診療報酬明細書で、医療費を計算するための処置、検査など診療内容や薬などが書かれたもの

■特定健康診査受診状況

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対象者数 | 18,398 | 18,570 | 18,583 | 18,651 | 18,625 |
| 受診者数 | 6,164 | 5,890 | 5,790 | 6,420 | 7,036 |
| 受診率 (%) | 33.5 | 31.7 | 31.2 | 34.4 | 37.8 |

■国民健康保険税(現年度分)収納率の状況



第 5 章

自然と共生する資源循環型のまち

5-1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進

めざす姿

市民一人ひとりが環境負荷の低減に向けて取り組み、持続的な発展ができる地域社会の構築を目指します。

現状・課題

- 温暖化や酸性雨、開発途上国での公害など、地球規模の環境問題が発生し、深刻な影響を及ぼしています。家庭における省エネルギー対策の実施など、環境への負荷を低減するまちづくりを進める必要があります。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション21）⁶⁶の取得事業者数は、静岡県内で4番目に多いものの、近年では新規の取得事業者数は減少傾向にあります。さらに更新を断念する事業者もあるため、更新に向けた支援が求められています。
- 地球温暖化への影響や東日本大震災以降のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギー⁶⁷の導入促進の気運が高まっています。当市が持つ豊富な水、長い日照時間に伴う日射量、温泉資源などを活用し、今後一層、再生可能エネルギーを利用した発電に取り組む必要があります。
- 再生可能エネルギーを利用した発電の課題として、発電余剰電力の蓄電ができる環境が整っていないことが挙げられます。エネルギーの地産地消、災害時の電力確保の観点から、蓄電システムの構築を進める必要があります。
- 市有温泉では温泉付随ガスとしてメタンガスを空気中に放出しています。温室効果ガス⁶⁸と呼ばれるメタンガスをエネルギー変換することで既存温泉施設の約50%以上の電力を貢献する可能性があることから、発電システムの構築は電力の自給自足の観点からも有効な手段と考えられます。
- 企業や事業者による産業型公害が減少する一方、日常生活や通常の社会活動の中で、利便性や快適性を求めるこにより生まれる都市・生活型公害が顕在化しています。

⁶⁶ 【環境マネジメントシステム（エコアクション21）】各事業者は環境経営のためのシステム（環境マネジメントシステム）を組織内に構築運用し、環境に配慮した取組を行っている。エコアクション21は、環境省が策定したガイドラインに基づく中小企業でも取組やすい認証・登録制度

⁶⁷ 【再生可能エネルギー】再生可能エネルギーとは、「エネルギー源として永続的に利用することができるもの」で太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスがこれにあたる。

⁶⁸ 【温室効果ガス】温室効果ガスは社会経済活動により生まれたもの、主に二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロンガス

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-------------------------------|---------|---------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 家庭版環境マネジメント事業参加世帯数 | — | 862 世帯 | 1,350 世帯 |
| エコアクション 21 認証取得事業者数 | 22 事業者 | 72 事業者 | 83 事業者 |
| 太陽エネルギー利用設備導入助成利用者の発電容量 | 1.2Mw | 3.9Mw | 4.3Mw |
| 島田市の大規模発電施設における、再生可能エネルギー発電容量 | 2.0Mw | 2.0Mw | 7.0Mw |

重点的取組

再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーを積極的に導入し、災害などの緊急時にも活用できるようにしていきます。

施策の方向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------|--|---|
| 地球温暖化防止活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭における地球温暖化防止に向けた取組を促進する家庭版環境マネジメント事業を推進します。 ●市の取組として、エコアクション 21 の認証・登録を継続的に行い、持続可能な社会の構築に向けた環境活動を進めています。 ●中小事業者のためのエコアクション 21 登録・認証制度の普及及び継続に向けて、支援を目的としたセミナーを開催します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション 21 の運用 ・自治体イニシアティブ・プログラム⁶⁹によるエコアクション 21 認証取得支援 |

⁶⁹ 【自治体イニシアティブ・プログラム】自治体の呼びかけにより、域内でエコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が効率よくエコアクション21に取り組むためのプログラム

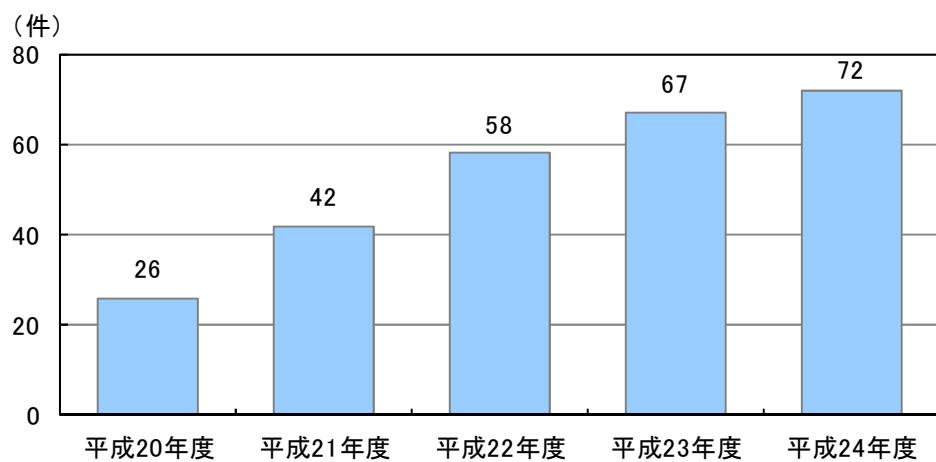
| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|----------------|--|--|
| 再生可能エネルギーの利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭における温室効果ガス排出量を削減するため、太陽光発電システムの導入を助成します。 ●遊休地や公共施設の屋根を活用した太陽光発電システムの導入を進めます。 ●市内の豊富な水資源を活用した小水力発電⁷⁰の導入促進に努めるほか、豊富な森林資源を活用したバイオマス発電⁷¹や風力発電について調査・研究を進めます。 ●再生可能エネルギーを災害時にも活用できるよう、蓄電システムの構築・導入を図ります。 ●民間事業者に対して、積極的な新エネルギー導入を働きかけます。 ●湧出する温泉付隨ガスについて、ガスコーチェネレーション⁷²など、利活用に向けた調査・研究を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽エネルギー利用促進事業 ・公共施設屋根貸し事業 ・温泉付隨ガス調査研究事業 |
| 公害の防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●公害の環境監視指導をさらに充実させ、公害苦情に迅速に対応します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定、分析 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 地球温暖化に关心を持ち、正しい知識を身に付けます。（市民、企業・事業所）
- エコアクション21認証を取得します。（企業・事業所）
- 太陽光・風力発電等再生可能エネルギーの導入を進めます。（市民、企業・事業所）
- 小水力発電の導入について調査・研究を行います。（企業、環境の保全・創造に取り組むNPO法人など）
- 家庭生活などに起因する生活型公害については、地域や住民間で解決します。（市民）
- 事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の未然防止を図ります。（企業・事業所）

■エコアクション21登録事業者数の状況(更新しない事業者含む)

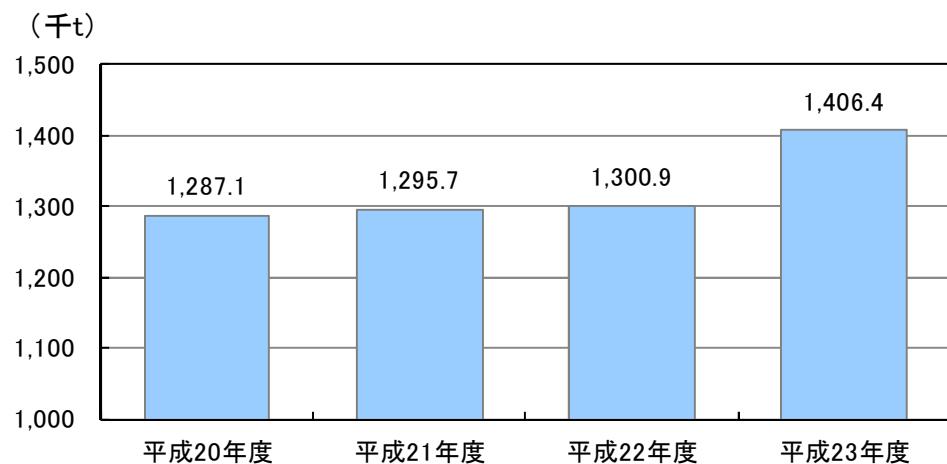


⁷⁰ 【小水力発電】中小河川や農業用水路、上下水道施設などの既設の水路における水流の勢いや落差を利用して発電する小規模な水力発電

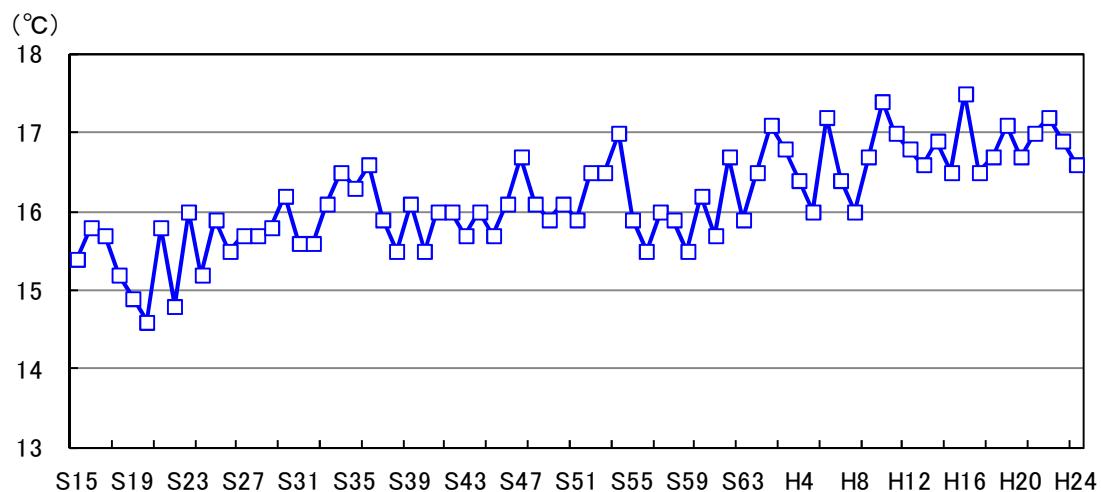
⁷¹ 【バイオマス発電】木質資源、下水汚泥、家畜糞尿、食物残渣等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源を、燃焼し、発生する熱エネルギー やガスを利用しての発電

⁷² 【ガスコーチェネレーション】環境負荷の少ない天然ガス等を燃料に用いて、必要な場所で電気をつくり、同時に発生する廃熱を蒸気・給湯・暖房・冷房などに有効利用するシステム

■市全体温室効果ガス排出量の状況



■年間平均気温の推移(静岡地方気象台)



■公害苦情件数の推移

| 年 度 | 合計 件数 | 典型 7 公 害 | | | | | | | その他の 件数 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----|----|----------|----|------------|
| | | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 土壤 汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | |
| 平成 20 年度 | 50 | 24 | 6 | 0 | 5 | 0 | 0 | 9 | 6 |
| 平成 21 年度 | 63 | 32 | 10 | 0 | 12 | 0 | 0 | 8 | 1 |
| 平成 22 年度 | 48 | 27 | 7 | 1 | 5 | 0 | 0 | 8 | 0 |
| 平成 23 年度 | 47 | 30 | 5 | 0 | 5 | 1 | 0 | 6 | 0 |
| 平成 24 年度 | 46 | 28 | 7 | 0 | 5 | 1 | 0 | 5 | 0 |

5-2

循環型社会の推進と生活環境の保全

めざす姿

廃棄物の発生の抑制や再資源化を進めるとともに、再利用できない廃棄物は適正に処分することにより、循環型社会の構築を進めます。

現状・課題

- 資源が少ないわが国においては、ごみの発生抑制、再使用、再生利用など、適正処理による資源循環型社会の確立に向けた取組が重要となっています。
- 市民一人ひとりが、「もったいない」の意識を持ち、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの排出に対する3R（リデュース、リユース、リサイクル）⁷³を総合的に推進していく必要があります。
- 生活用品活用バンク事業は、物を大切にする心を育て、省資源・省エネルギー・ごみの減量化などの意識の啓発につながります。市民の間で、生活用品の積極的な再利用が図られるよう支援していくことが必要です。
- 田代環境プラザで焼却・溶融された家庭ごみは重量比約5%の灰となり、一般廃棄物最終処分場において埋め立て処理されています。昭和63年に供用開始した最終処分場は、残容量が少なくなっています。過去に埋め立てたビニールプラスチックを掘り起こして溶融処理することにより、処分場の延命化を図っています。
- 当市の平成24年度末汚水処理人口普及率は33.8%にとどまっています。人口減や財政状況を踏まえた静岡県生活排水処理長期計画の中で、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等を効率的に実施することが求められています。

めざそく

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|-----------------------|----------|----------|----------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 1人当たりのごみ排出量（年間） | 972g／人・日 | 916g／人・日 | 893g／人・日 以下 |
| 古紙、ペットボトル、トレイ等のリサイクル率 | 26.9% | 22.8% | 30.6% |
| 汚水処理人口普及率 | 29.05% | 33.81% | 39.83% |

⁷³ 【3R（リデュース、リユース、リサイクル）】リデュース…減らす、リユース…再利用、リサイクル…再資源化

重 点 的 取 組

ごみの排出抑制とリサイクルの促進

ごみの排出抑制やりサイクルを推進し、市民一人ひとりの、「資源を無駄にしない」意識の醸成を図ります。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------|---|---|
| 資源循環型社会の形成 | <ul style="list-style-type: none">●ごみの発生を抑えるため、マイグッズ運動（マイバック、マイボトル、マイはしなど）を推進します。●不用になった衣類の回収を行います。また、家庭で使わなくなった物品の再利用を図るため、生活用品活用バンク事業を推進します。●ごみ処理過程で生成される腐葉土や堆肥、スラグ・メタル⁷⁴を有効利用することで、再資源化への市民の意識を高めます。●古紙、アルミ缶等の資源ごみを集団回収する団体を支援し、その取組を促進します。●廃プラスチックの掘り起こしにより、最終処分場の延命化を図りながら、新たな処分場用地の確保等を含め、処分のあり方について検討を進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・生活用品活用バンク事業・田代環境プラザ管理運営事業・リサイクル事業・資源化促進事業・処分場管理運営事業・新処分場候補地選定調査事業 |
| 公共水域の水質汚濁の防止 | <ul style="list-style-type: none">●公共下水道の計画的な整備を行い、普及率の向上を図ります。●公共下水道事業認可区域外においては、合併処理浄化槽への付け替えをさらに支援し、生活排水による水質汚濁を防止します。 | <ul style="list-style-type: none">・公共下水道汚水管渠整備事業・合併処理浄化槽設置費補助事業 |
| 汚水処理施設の維持管理 | <ul style="list-style-type: none">●し尿や家庭雑排水を処理する浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地汚水処理場の適切な維持管理に努めます。●浄化センターでは、「下水道長寿命化計画」により計画的な改修を実施します。その他の施設についても、必要に応じて設備・機器の更新や修繕等を進めます。●川根地域のクリーンピュア川根⁷⁵において、施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設運営の見直しについて検討していきます。 | <ul style="list-style-type: none">・島田浄化センター維持管理事業・クリーンセンター運営事業・クリーンセンター長寿命化事業・住宅団地汚水処理場運営事業・下水道長寿命化事業・川根地区広域施設組合運営事業 |

⁷⁴ 【スラグ・メタル】可燃ごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガス、コークスを使って1,200℃以上の高温に加熱し、溶融・固化してできる人工砂をスラグという。うち、鉄分を含むものがメタル

⁷⁵ 【クリーンピュア川根】川根地域（島田市川根町地区及び川根本町）のし尿を処理する一部事務組合（川根地区広域施設組合）が管理する施設

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 生活用品活用バンク事業の開設（火・木曜日）、利用希望者への対応、統計データ作成等を行います。（島田市消費者グループ）
- グリーストラップ（油水分隔阻集器）の設置・保守管理を徹底します。（飲食店など）
- 浄化槽の保守管理を徹底します。（市民、企業・事業所など）
- 油を流さない、洗剤を使いすぎないなど、環境に配慮した排水に心がけます。（市民）

■生活用品活用バンク事業の実績

単位：件

| | 譲ってください登録件数 | 譲ります登録件数 | 成立件数 |
|----------|-------------|----------|------|
| 平成 20 年度 | 342 | 199 | 131 |
| 平成 21 年度 | 398 | 378 | 188 |
| 平成 22 年度 | 387 | 394 | 220 |
| 平成 23 年度 | 421 | 392 | 227 |
| 平成 24 年度 | 292 | 247 | 133 |

■公共下水道供用面積の状況

| | 供用面積 (ha) | 供用開始 区域内人口 | 人口（市全体） (人) | 普及率 (%) |
|-----------|-----------|---------------|----------------|---------|
| 平成 20 年度末 | 176.10 | 9,927 | 102,642 | 9.7 |
| 平成 21 年度末 | 179.43 | 10,124 | 102,179 | 9.9 |
| 平成 22 年度末 | 183.46 | 9,858 | 101,756 | 9.7 |
| 平成 23 年度末 | 187.91 | 10,055 | 101,271 | 9.9 |
| 平成 24 年度末 | 193.06 | 10,420 | 101,693 | 10.2 |

※ 平成 24 年度末は外国人を含む

5-3 自然環境の保全と活用

めざす姿

水や緑の恵みが身近に感じられる空間を整備するなど、自然環境を保全・活用し、市民の健康で文化的な生活を確保します。

現 状 • 課 題

- 南アルプスを源流とし、市の中央を流れる大井川やその支流からもたらされる豊かな水資源は、私たちの生活や農業、工業などの社会経済活動になくてはならないものです。
- 北部の広大で豊かな森林、南部の大井川の流れによって生まれた肥沃な扇状地や牧之原台地で形成される当市は、長い間、自然豊かな水と緑の恩恵を享受しており、これらを将来へ引き継いでいかなくてはなりません。
- 中山間地域では、高齢化・後継者不足に加え、主要作物である茶の市場価格の低迷等によって、農地の維持が困難になってきています。また、木材価格の低迷、山村地域の過疎化により手入れ不足の森林が増加しています。適切な管理により、農地や森林の公益的機能が発揮されるよう取組を進めが必要です。
- 中小河川や水路などの整備が進む中、かつて見られた水辺のある景観が減少しつつあるため、河川、水路整備において自然環境の保全や景観の復元が求められています。
- 平成14年度に大井川長島ダム流域連携協議会が設立され、大井川流域圏の各自治体の連携により、水源地域の自然環境の理解や保全につながる取組が進められています。
- リニア中央新幹線の整備計画の中で、南アルプスを横切り大井川源流部直下を貫く長大トンネルの掘削が予定されています。希少な動植物からなる原生的な生態系の変化や、私たちが大切にしている大井川の水への影響について注視していく必要があります。

めざそく 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------------|----------------|-------|-------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| リバーフレンドシップ同意書締結団体数 | 7 団体 | 16 団体 | 20 団体 |
| 森林整備面積（年間） | 278ha (H20) | 238ha | 285ha |

重 点 的 取 組

河川の環境保全活動への支援

環境保全のため、地域やボランティア団体等が行う河川や水路の清掃活動等を支援します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------------|--|---|
| 自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ●水と緑の大切さを市民に啓発し、水資源や木材資源（紙）を大切にする意識の形成に努めます。 ●水辺を利用した住環境の整備を進め、自然環境の保全・活用及び公衆衛生の向上に努めます。 ●昔ながらの水辺の形態を維持・復元し、河川景観を保全します。 ●笛間川や伊久美川などの自然豊かな水辺環境を大切に守っていきます。また、伊太谷川源流部に位置し、自然環境と開発が併存する田代の郷整備事業地内においては、生物多様性の保全を進めます。 ●長島ダムに関連する流域自治体が協力し、大井川や森林等の水源地域の保全について市民の理解を深めるとともに、多くの市民が自然に触れ合う機会を創出します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川愛護活動支援 ・リバーフрендシップ事業 ・河川改修事業 ・大井川長島ダム流域連携協議会運営事業 |
| 農地、森林の保全と多面的な機能の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等直接支払交付金などの国等の補助制度の活用や農業委員会との連携により、耕作放棄地の解消・発生の抑制を図ります。 ●条件不利地の耕作放棄地については、山林等への転換について検討します。 ●森林が持つ水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能の維持・回復を目的に、間伐などの森林施業を促進するとともに、林道・作業道の整備を推進します。【関連取組：3-1 森林の保全】 | <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金交付事業 ・森林施業補助事業 ・間伐材搬出奨励事業 ・森林保全整備補助事業 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 堤防の除草作業や桜の剪定・消毒等を行います。（自治会・町内会）
- 河川の環境整備において、整備方針などの事業実施に対する考え方を行政と共有します。（大井川河川環境整備推進委員会）
- リバーフрендシップ協定により、県管理河川の除草、清掃を行います。（自治会・町内会）
- 私たちの生活環境に深く関わる大井川源流部の自然環境に关心を持ちます。（市民）

76 【リバーフрендシップ協定】地域の川の草刈りなどにより河川美化活動を行っている団体が、県と市と協働して川を守っていくという協定

■田代の郷整備事業地付近で見られる主な猛禽類(平成 24 年調査)

| 種類 | 観測場所 | 備考 |
|------|------------|----------------------|
| クマタカ | 千葉山～高山 | 環境省レッドブック 絶滅危惧 I B 種 |
| オオタカ | 千葉山～高山、相賀 | 環境省レッドブック 準絶滅危惧種 |
| サシバ | 相賀、伊太田代、尾川 | 環境省レッドブック 絶滅危惧 II 類 |
| ハチクマ | 相賀、伊太田代 | 環境省レッドブック 準絶滅危惧種 |

■森林整備面積の状況

単位 : ha

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 県事業による整備面積 | 159 | 154 | 140 | 133 | 130 |
| 市補助金による整備面積 | 119 | 98 | 127 | 56 | 108 |
| 計 | 278 | 252 | 267 | 189 | 238 |

5-4 環境教育の充実

めざす姿

地球温暖化などの環境問題について、子どもから大人までが関心を深められるよう、環境教育・学習を充実し、主体的に取り組むことができる人材を育成します。

現状・課題

- 現在の環境問題は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」といった私たち自身の生活のあり方に起因しています。家庭や学校、職場などの日常生活のあらゆる場面において、市民一人ひとりが地球全体のことを考えながら、環境保全に向けて積極的に行動していく必要があります。
- 環境保全活動を推進していくため、次世代を担う小中学生への環境学習の推進や、地域で活躍する環境リーダーの育成など、市・学校・職場など多様な場において、環境問題について学ぶ機会を増やす必要があります。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--|--------|--------|--------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| アース・キッズ事業 ⁷⁷ 参加者数（年間） | 31人 | 259人 | 300人 |
| 田代環境プラザ・ソーラーパークしまだ※（メガソーラー発電所）見学者数（年間） | 1,852人 | 1,630人 | 2,000人 |

※ ソーラーパークしまだ 平成26年1月供用開始

重点的取組

家庭における地球温暖化防止

子どもが環境リーダーとなって、家庭において地球温暖化防止につながる取組を推進します。

⁷⁷ 【アース・キッズ事業】市・県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターが連携・共同で実施し、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組む、小学校高学年を対象としたプログラム

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------|---|--|
| 環境教育・学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもがリーダーとなり、家庭において地球温暖化防止に取り組むプログラムであるアース・キッズ事業を実施し、環境教育・学習を推進していきます。 ●伊太地区に整備されたメガソーラー、小水力発電所、ごみ焼却熱発電（バイオマス）を環境教育に活用していきます。 ●田代環境プラザ、島田浄化センター、クリーンセンターなどの見学者を対象に、環境保全意識の啓発に努めます。 ●学校・行政・NPO 法人などが連携しつつ、体系的な計画を立案し、環境学習講座の開催や自治会・学校単位で実施する出前講座等の機会を増やすことで、市民一人ひとりの意識向上につなげます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アース・キッズ事業 ・エコチャレンジ DAYs 事業（しまだ環境チャレンジ！） ・環境フェア開催事業 ・環境学習講座開催事業 |
| 環境に関する情報の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者が必要としている環境情報を広報紙、ホームページ等の媒体を用いて、効果的に発信します。 | |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 環境に関する出前講座や環境人材バンクによる人材派遣を積極的に活用します。（市民）
- 講演会やセミナー等に参加するなど、従業員に対する環境教育、環境学習を進めます。（企業・事業所）
- 学校・行政との連携により、市民を対象とした講習会、環境学習講座等を開催し、環境教育を推進します。（環境の保全・創造に取り組むNPO法人・市民活動団体など）
- 工場や施設の見学を受け入れ、市民への環境教育、環境学習を行います。（企業・事業所）

■アースキッズ事業参加者数の状況

単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 参加者数 | 262 | 187 | 275 | 192 | 259 |

■伊太地区再生可能エネルギーの発電所による発電容量の状況

| 発電所名 | 概要 | 最大発電容量 |
|---------------|-------------------|---------|
| 島田市田代環境プラザ発電所 | ごみ焼却熱を利用したバイオマス発電 | 1,990Kw |
| ソーラーパークしまだ | 市遊休地におけるメガソーラー発電 | 1,500Kw |
| 大井川用水伊太発電所 | 国営大井川用水を利用した小水力発電 | 893Kw |

第 6 章

**人を育て、歴史を大切に新しい文化を
創造するまち**

6-1 学校教育の充実

めざす姿

「個に焦点をあてた教育」と「地域や保護者から信頼される学校づくり」を通して、子ども一人ひとりの「豊かな心、確かな学力、健やかな体」の育成を図ります。

現 状 • 課 題

- 国際化や情報化、少子化の進展など子どもを取り巻く環境が加速度的に変化し、教育に対する期待や要望が多種多様化している中、学校と地域と家庭が連携し、「特色ある学校づくり」「開かれた学校づくり」「信頼される学校づくり」に取り組んでいます。
- 地域によっては児童数の減少が顕著であるため、今後の教育方法や学校施設のあり方について、検討を進めていく必要があります。
- 全ての教育活動において「心を育てる」ことを重点として、各校の特色を活かした「和文化教育⁷⁸」や「文化活動事業」を推進し、児童・生徒の豊かな心と地域への愛着を育む教育が進められています。
- 学校教育のために経験や知識を活かしたい人材の活用により、地域学習を充実させ、子どもと地域が関わりを深められる取組が求められています。
- 市内の幼稚園は全て民間が運営しています。私学の独自性を踏まえつつも、当市の幼児教育に対する考え方を各園に示し、理解や協力をていくことが必要です。
- 子どもたちの食生活の乱れが指摘されている中、安全・安心な学校給食の提供を通じて、食に対する正しい知識を身に付ける食育に関する取組を進める必要があります。

め ざ そ う 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-----------------------------|---------------|---------------|--------------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 静岡県が示している耐震基準に対する学校施設の耐震化率※ | 80.4% | 82.4% | 90.0% |
| 授業がよくわかると思う児童・生徒の割合 | 小学校、中学校合算 78% | 小学校、中学校合算 85% | 小学校 90% 中学校 80% |
| 小学校パソコン教室における児童用パソコン配備数 | 291 台 | 291 台 | 540 台 (1人1台) |
| 学校給食における島田市産農産物の使用割合（重量） | — | 32% | 40% |

※ 公立学校施設中長期改修計画の目標：平成 32 年度末耐震化率 100%

⁷⁸ 【和文化教育】日本文化の心を知り、他を思いやる心、感動する心など「豊かな心」を育てることをねらいとして、地域の伝統文化や特色を学ぶこと。

重 点 的 取 組

信頼される学校づくり

改修が必要な校舎が増える中、地域や保護者に信頼される学校づくりのため、健全な児童・生徒の成長に必要な教育方法や施設整備等について検討を進めます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------|---|--|
| 教育施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が、安全・安心な学校生活を送れるよう、学校施設の整備や教材の充実を図ります。 ●中長期改修計画に基づいて、学校施設の計画的な改修や修繕を実施します。 ●児童・生徒の減少傾向を踏まえ、今後の教育方法や学校施設のあり方等について検討を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備事業 川根小校舎改築事業 初倉小・神座小校舎耐震補強事業 島四小校舎・屋内運動場改築事業ほか |
| 教育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●心・学力・体を育む創意工夫がある教育活動を推進し、子どもたちの個性、能力の育成に力を入れていきます。【関連取組：6-2 読書活動の推進と読書機会の提供の充実】 ●自国の文化・伝統を大切にする和文化教育をさらに充実するとともに、異文化を理解し尊重する、国際感覚をもった人材を育てます。 ●特別な支援を必要とする児童・生徒に適切な教育を行う体制を強化します。 ●保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携をさらに図り、個に応じた指導を推進していきます。 ●研究指定校を設置するなど、小中連携による「個に焦点をあてた教育」を推進します。 ●教育方法研究委員会を市の研修推進の母体と位置づけ、教職員の学習指導力向上により、学校の教育力を高めます。 ●地域の教育力向上を図るため、学校、家庭、地域が参加する青少年健全育成事業などの取組を充実します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育活動奨励事業 ・夢ふくらむ文化活動推進事業 ・就学援助事業 ・就学奨励事業 ・学校支援地域本部事業 |
| 情報・コミュニケーション教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●教育用コンピュータ、校内LAN⁷⁹などのICT（情報通信技術）環境の充実により、国際化・情報化に対応できる教育環境を整備します。 ●ALT（外国语指導助手）の活用により、国際理解教育・外国语教育を通して、新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。 ●教員の事務負担を減らすため、出席管理、成績処理、指導要録等のソフトを導入し、校務事務の電算化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ整備事業 ・国際理解教育推進事業 ・校務支援システム整備事業 |

79 【校内LAN】学校内のパソコンやプリンタをネットワークで接続したシステム

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|---------------|--|---|
| 安全・安心な学校給食の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食において、地元農産物の利用率を高めることにより地産地消を進めます。【関連取組：3-1 地産地消とブランド化の推進】 ●特色ある献立の導入や生産者との交流などにより、食への関心を高め、食育の推進を図ります。【関連取組：4-5 食育の推進】 ●調理場における衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーに対応した学校給食を提供します。 ●学校給食共同調理場の再編整備後は、2調理場体制による効率的な運営を行うとともに、南部調理場については、計画的に改修を行っていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食運営事業 ・学校給食共同調理場整備事業 |

協 働 の モ テ ル

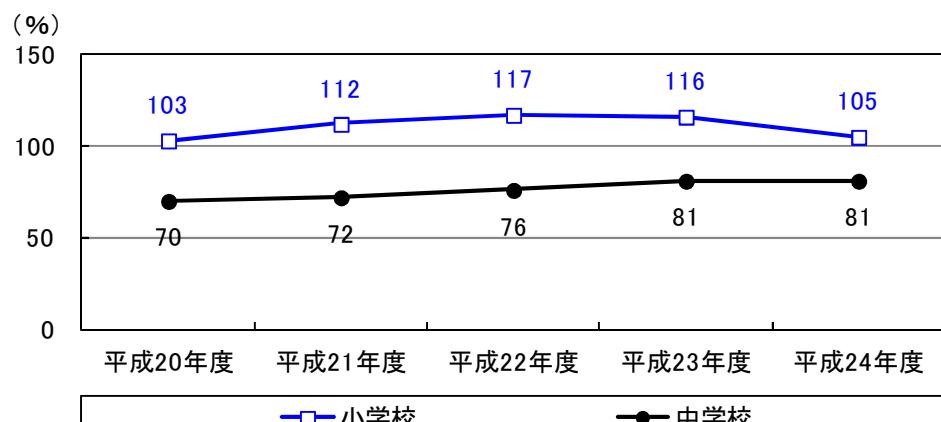
市民・地域・団体ができること

- 通学路の安全確認や登下校時の見守りなどを行い、児童・生徒の安全を確保します。（地域見守り隊）
- 社会人・職業人として自立できる人材を育てる目的で実施する、中学生の職場体験学習の受け入れ先として協力します。（企業・事業所など）
- 読み聞かせ活動を通じて、子どもたちの豊かな心を育てます。（読み聞かせグループ）
- 学校給食時における訪問や農林業学習の実施により、児童・生徒の地元農産物等への関心を深めます。（地産地消推進連絡会）

■児童数・生徒数の推移(各年度5月1日現在)

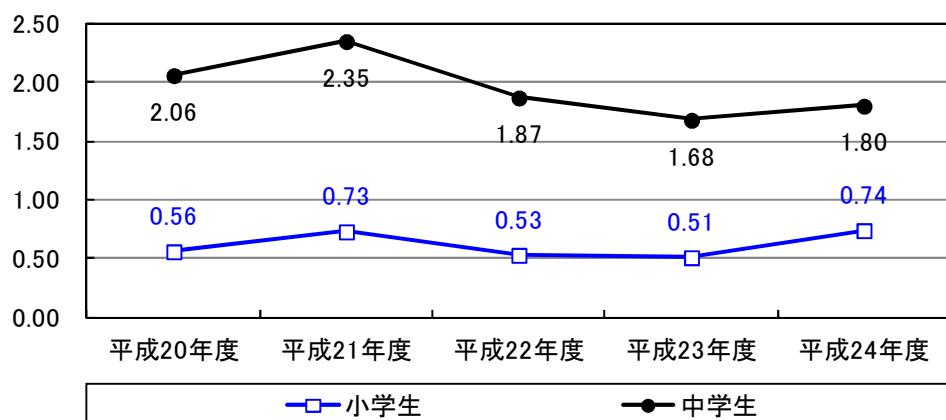
| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校学校数（校） | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 小学校学級数（学級） | 219 | 213 | 204 | 210 | 219 |
| 小学生児童数（人） | 5,713 | 5,678 | 5,588 | 5,507 | 5,493 |
| 中学校学校数（校） | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 中学校学級数（学級） | 88 | 91 | 94 | 96 | 98 |
| 中学生生徒数（人） | 2,717 | 2,667 | 2,631 | 2,642 | 2,611 |

■学校図書館の図書標準達成率の状況



※ 図書標準達成率…学級数に応じて整備すべき蔵書数に対する図書の充足率

■小学生・中学生の朝食欠食率の状況



6-2 生涯学習の充実

めざす姿

市民が望む学習が実践できる環境を整備し、市民の自発的な学習活動を活性化します。

現 状 ・ 課 題

- 国際化、情報化の進展や科学の進歩といった社会情勢の急速な変化に伴い、私たちは新たに生まれる知識や技術に対応することが求められています。
- 少子高齢化といった社会構造の変化に対応するため、自ら学び、身に付ける生涯学習活動を通じて、家庭や地域がいきいきと活気にあふれることが期待されています。
- 社会教育、家庭教育、青少年の学校外活動やボランティア活動など、個々の生涯学習成果を発表し、地域へ還元できる仕組みが求められています。
- 地域の中で講師となり得る人材を見出し、生涯学習の活性化につなげていくことが必要となっています。
- 急速に進展する情報化に対応すべく、島田・金谷・川根の3図書館において、電子書籍の閲覧を可能とする電子図書館の導入が求められています。
- 島田図書館は、当市の文化を担う核施設として、レファレンス⁸⁰をはじめとする課題解決機能や情報収集・発信機能の強化が必要とされています。
- 図書館は、年代や障害の有無などにかかわらず、だれもが等しく快適に利用できるよう、ハード・ソフト両面からの整備が必要となっています。
- 図書館の機能やサービスの充実にはマンパワーが不可欠であり、図書館ボランティアやセンターの育成が急務となっています。
- 学校図書館と市立図書館の連携は、今後ますます重要となっていきますが、双方のシステムの違いやマンパワーの不足から、その連携は不十分な状況です。

め ざ そ う 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|---------------------------------|-------------------|-----------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| しまだ楽習センター利用者数（年間） | 39,296 人 (H20) | 49,016 人 | 50,200 人 |
| 公民館等利用者数（年間） | 137,836 人 | 163,086 人 | 167,200 人 |
| 図書館資料の貸出冊数 *市民 1 人当たりの年間貸出冊数 | 5.2 冊 | 4.8 冊* | 7.0 冊 |
| 市立図書館蔵書数 | 343,610 冊 | 398,499 冊 | 437,500 冊 |

※ H24. 6. 16～9. 21 島田図書館休館のため貸出冊数減少

80 【レファレンス】図書館利用者が学習・研究・調査を目的に必要な情報・資料などを求めた時に、図書館員が必要とされる資料を検索・提供・回答すること。

重 点 的 取 組

地域に密着した生涯学習の推進

市民が求める生涯学習を身近な場所で受けられるよう、環境整備を進めます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------------|--|--|
| 生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none">●新たな知識・技術を学び、交流を図るなど、地域文化の向上につながる学習の場を提供します。●身近な公共施設での開催や講座開始時間の調整等により、気軽に参加できる環境づくりに努めます。●生涯学習活動を行う市民が集まり、発表と交流ができる場を創出します。●市民の自主的な活動グループの立ち上げを支援します。 | <ul style="list-style-type: none">・生涯学習推進事業・楽習センター管理運営事業・東海道金谷宿大学事業・野外活動センター管理運営事業・山村都市交流センター管理運営事業 |
| 公民館機能の充実 | <ul style="list-style-type: none">●学習へのきっかけづくりとして、魅力ある講座の開催に努めます。●地域の人が集い、つながりを深め、課題を話し合う場としての公民館機能を整備・充実します。●子どもが身近な場所で本に親しめるよう、市立図書館の地域館として、公民館等の図書コーナーを充実します。 | <ul style="list-style-type: none">・公民館施設管理運営事業 |
| 読書活動の推進と読書機会の提供の充実 | <ul style="list-style-type: none">●市民の自発的な学習意欲に応えられるよう図書館の蔵書・資料の充実に努めます。●公民館・学校図書館等との連携を図り、読書人口の拡大に努めます。●学校における子どもの読書活動を推進します。【関連取組：6-1 教育環境の充実】 | <ul style="list-style-type: none">・資料・情報の提供サービスの充実事業・読書活動推進事業 |
| 図書館サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none">●多世代交流の場として、図書館が持つ地域の課題解決機能や情報収集・発信機能などを充実していきます。●だれもが快適に利用できるよう図書館の機能を充実させます。とりわけ、対面音訳や録音図書により、視覚に障害を持つ人に対応していきます。●図書館サービスの一層の充実のため、ボランティアやサポートとなる人材の育成に努めます。●川根図書館は、平成27年度に川根小学校の改築に合わせて移転（併設）することから、学校図書館との一体的な運営を推進します。●県立中央図書館等の動向を注視しつつ、電子図書館の導入を検討していきます。 | <ul style="list-style-type: none">・図書館サービス充実事業・DAISY⁸¹図書導入事業・図書館ボランティア育成事業・学校図書館支援事業・新川根図書館整備事業 |

81 DAISYは視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格

協 動 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

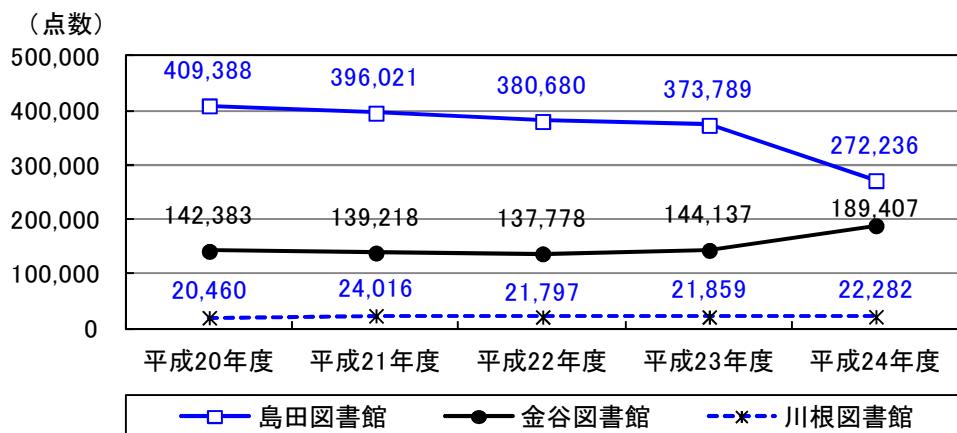
- 地域で行う行事や事業について、積極的に公民館を活用します。（地域）
- 公民館等の施設及び周辺の環境整備に努めます。（自治会、各種自主グループなど）
- 図書館など公共施設を利用する上でのマナーを守ります。（市民）
- 図書館ボランティアとして、本の修理、書架整理などを行います。（市民）
- 雑誌スポンサー制度に協力し、雑誌の提供を行います。（企業・事業所）

■ 公民館施設等の利用者数

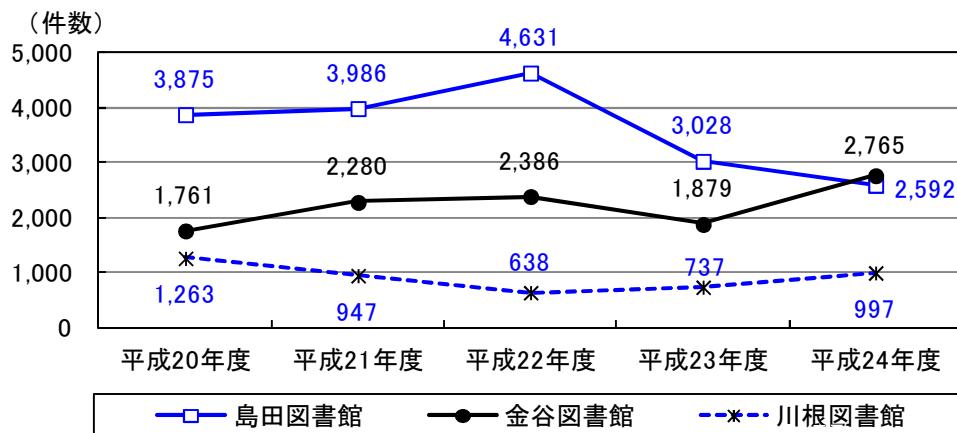
単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 金谷公民館 | 33,892 | 38,492 | 40,288 | 38,451 | 36,684 |
| 初倉公民館 | 31,492 | 31,083 | 34,736 | 38,535 | 41,137 |
| 六合公民館 | 31,807 | 45,446 | 42,498 | 45,506 | 40,372 |
| 大津農村環境改善センター | 12,973 | 11,702 | 12,822 | 11,298 | 10,967 |
| 伊久身農村環境改善センター | 3,908 | 3,403 | 3,290 | 2,525 | 2,800 |
| 北部ふれあいセンター | 15,447 | 13,281 | 12,390 | 10,482 | 9,538 |
| 初倉西部ふれあいセンター | 14,655 | 13,862 | 11,678 | 9,094 | 8,620 |
| 川根地区センター | — | — | 11,076 | 12,054 | 12,968 |
| 合計 | 144,174 | 157,269 | 168,778 | 167,945 | 163,086 |

■図書貸出点数の状況

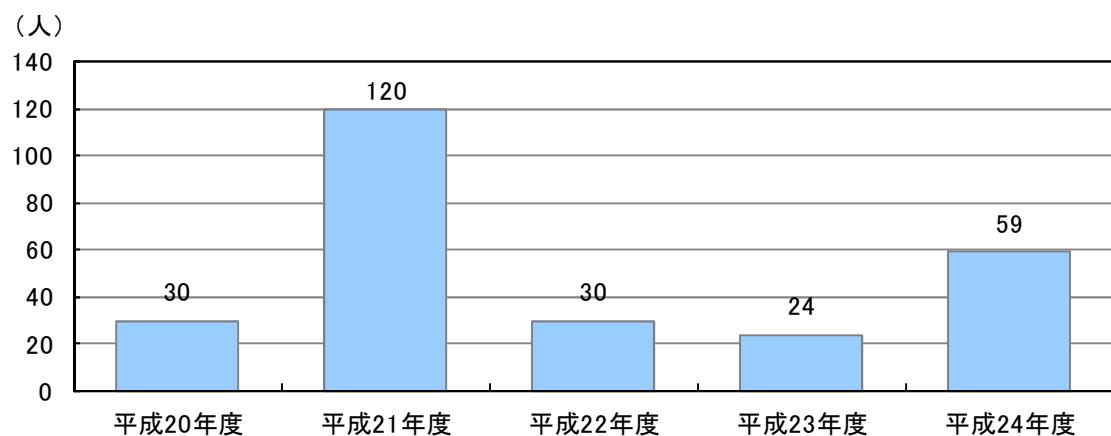


■レファレンス件数の状況



※ 「図書館貸出点数の状況」「レファレンス件数の状況」のグラフで、平成24年度の島田図書館の数値が落ちているのは、約3か月間の移転休館があつたため。

■図書館ボランティア養成講座参加者数の状況



6-3 青少年の健全育成

めざす姿

子ども・若者が、豊かな人間関係を築き、自立した個人として心身ともに健やかに育つことができる地域社会の実現を図ります。

現状・課題

- 少子化や核家族化といった家庭環境の変化により、家族だんらんの機会や親子間のコミュニケーションが減少し、子どもとの関わり方やしつけの方法等について、不安や悩みを抱えている親が増えています。
- ネット社会の急速な進展は、私たちの生活に利便性をもたらす一方、その匿名性や有害情報による危険性が、青少年を非行へと走らせる一因となるとともに、犯罪に巻き込むケースが増えている要因となっています。
- フリーター⁸²やニート⁸³、ひきこもり⁸⁴など、社会的・経済的自立が困難な子ども・若者が増加しています。青少年が将来への夢や希望を育みながら、社会の一員としての自覚を持って役割と責任を果たすことができるよう支援していく必要があります。

めざそうち

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-----------------------------------|---------|---------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 家庭教育講座参加者数（年間） | 275 人 | 383 人 | 440 人 |
| 社会教育施設（図書館、公民館等）におけるおはなし会参加者数（年間） | 1,890 人 | 3,175 人 | 3,700 人 |
| 青少年声掛け運動参加者数（年間） | 5,841 人 | 9,256 人 | 10,000 人 |

重点的取組

子ども・若者支援の充実

子ども・若者が、心身ともに健やかに育ち、相手の立場を尊重しながら、ともに生きることができるよう支援します。

⁸² 【フリーター】一般的に高校や大学を卒業後、臨時のアルバイトなどで収入を得ている若者をいう。

⁸³ 【ニート】学生でなく、現在働いていない、働くための職業訓練をしていない人

⁸⁴ 【ひきこもり】家族との交流がなく自室からもほとんど出ない、あるいは、家族との交流はあるが、家からはほとんど出ない人

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------|---|---|
| 家庭教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●しつけやコミュニケーションなど家庭の教育力を高める講座の開設などにより、親と子、家族同士の良好な関係の構築を支援する機会を提供します。 ●家庭教育学級や地域活動の活性化により、家庭と地域社会が密接に関わり、地域ぐるみで子育てを支援する意識の高揚を図ります。 ●ブックスタート⁸⁵、キッズブック⁸⁶、おはなし会など子どもと親が本に触れ合うきっかけづくりや読書通帳により読書習慣の定着を図るなど、読書による豊かな心の成長を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級開催事業 ・家庭教育各種講座開催事業 ・子どもの読書活動推進事業 ・子育て読書活動整備事業 |
| 少年教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●当市が持つ豊かな自然を活用した自然体験、中山間地域での生活体験、ボランティア活動等を通じて、郷土愛や人間性、コミュニケーション力を育む機会を創出します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・少年健全育成事業 少年育成教室「しまだガンバ！」 通学合宿 ・放課後子ども教室運営事業 |
| 青少年リーダーの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ●少年育成教室や団体活動などの青少年との関わりの中で、指導力と教育力を兼ね備えた青少年指導者を養成します。 ●研修制度の充実等により、活力のある地域づくりの中核を担う青年リーダーを養成します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年リーダー育成事業 青少年リーダー養成講座「はばたけリーダー！」 青年ボランティア講座「スマイク」 |
| 子ども・若者支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●ネット社会への対応や薬物防止対策、虐待防止対策など、地域社会が一体となって青少年を見守る活動を進めています。 ●「しまだ大井川子ども・若者プラン」に基づき、相談体制の充実など、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行います。 ●「島田市子ども・若者支援地域協議会」のネットワーク機能を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会や教育センターなどとも連携を図り、切れ目のない支援に努めます。 ●育成補導委員による声掛けなどの育成活動や、補導活動を推進し、青少年が健やかに成長できる環境づくりに努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援地域協議会運営事業 ・青少年育成支援センター運営事業 |

協 働 の モ デ ル

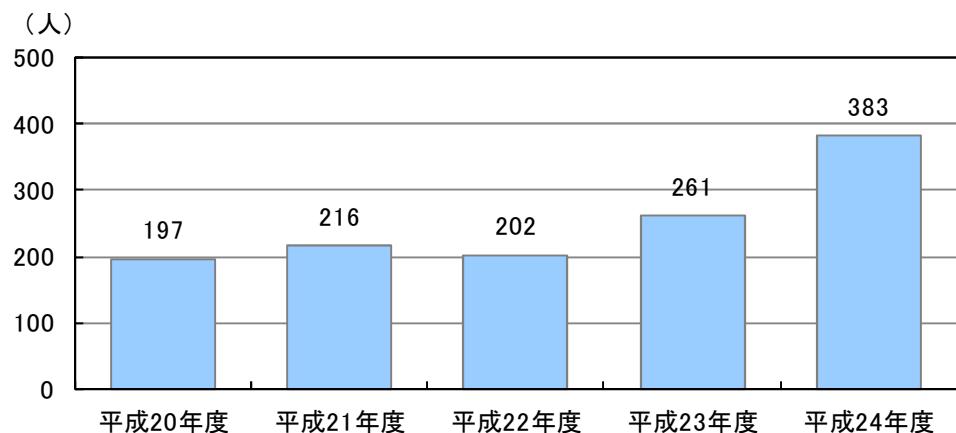
市民・地域・団体ができること

- 家庭教育広報紙の発行や、家庭教育講演会の企画・運営などを支援します。（家庭教育推進グループ）
- おはなし会を開催し、子どもの読書啓発に取り組みます。（読み聞かせグループ）
- 声掛けや見守りにより、青少年の健全な育成を支援します。（市民・地域）

⁸⁵ 【ブックスタート】乳幼児から親子で絵本を読む大切さを感じてもらうことを目的に、乳児（島田市は7か月児）とその保護者に希望する絵本を贈呈する事業

⁸⁶ 【キッズブック】読み聞かせの方法や選書の仕方の理解を目的に、3歳児とその保護者に希望する絵本を贈呈する事業

■家庭教育講座参加者数の状況

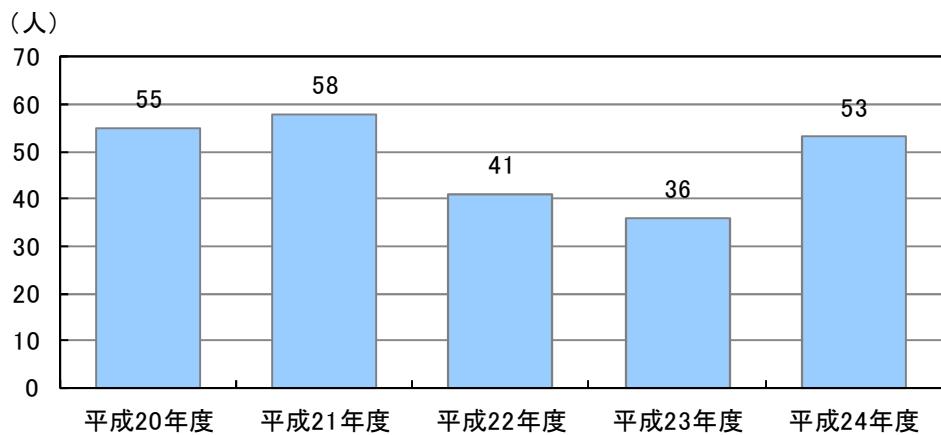


■ブックスタート、キッズブック受領者数の状況

単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ブックスタート | 880 | 815 | 824 | 802 | 792 |
| キッズブック | — | 755 | 899 | 881 | 816 |

■しまだガンバ参加者数の状況



6-4 スポーツの振興

めざす姿

「市民ひとり1スポーツ」の実現のため、市民だれもが気軽にスポーツに親しみ、継続できる環境をつくります。

現 状 • 課 題

- 国は平成23年に「スポーツ振興法」を全面改正し、「スポーツ基本法」を制定しました。この法律では、スポーツをする権利の明確化、連携と協働による地域スポーツの推進、地域スポーツと競技スポーツとの好循環の必要性のほか、障害者が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができる環境整備の推進について示されています。
- 当市では、「スポーツを通じた人づくり・まちづくり」を基本理念として、平成25年度に「島田市スポーツ振興推進計画」を策定しました。
- 近年、「スポーツ」の定義は変化してきており、競技スポーツ、学校体育だけでなく、散歩、ジョギング、レクリエーションなど、軽く身体を動かす活動も広く「スポーツ」として位置付けられるようになっています。
- 高齢化の進行に伴い、健康維持・増進を強く意識した中高年向けの取組に力を入れていく必要があります。
- 地域や競技団体等との連携を強化しながら、市民一人ひとりのスポーツ活動を促進し、スポーツ人口の増加に結び付けていくことが重要です。

めざそうち

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 |
|------------------------------------|-------------------|--------------|----------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 1日30分以上で週1回以上の運動を継続して行う市民（成人）の実施率* | 40% (H20) | 42% (H25) | 50% |
| 主要社会体育施設の利用者数（年間） | 299,589人 (H20) | 433,083人 | 480,000人 |

* 健康づくりと食育に関するアンケート調査（平成25年8月）による。

重 点 的 取 組

地域のスポーツ活動団体への支援強化

地域のスポーツ活動団体への支援の強化により、多世代が交流する地域コミュニティの形成を促進します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|------------|--|--|
| 生涯スポーツの普及 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のスポーツ活動への支援をはじめ、スポーツ推進委員などによる各種スポーツ教室を開催し、ニュースポーツ⁸⁷の普及・定着を図ります。 ●地域住民が身近に利用できる学校体育施設を開放し、スポーツに親しむ場を提供します。 ●地域におけるスポーツ活動の支援として、各種大会の開催支援やスポーツ環境の整備を進めます。 ●地域が主体となって、多世代が集い、多種目のスポーツ活動を行う総合型地域スポーツクラブ⁸⁸の設立や活動に対する支援を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツ普及活動事業 ・ジュニアスポーツクラブ事業 ・各種大会開催事業 ・島田市体育協会補助事業 ・学校体育施設地域開放事業 |
| 競技スポーツの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●「しまだ大井川マラソン in リバティ」をはじめとした、全国的な各種スポーツ大会の誘致・開催により、高いレベルの競技にじかに触れる機会を創出します。【関連取組：7-4 スポーツ・文化交流の促進】 ●各種大会への支援により、市民スポーツの競技力や技術力の向上を図ります。 ●全国大会等に出場するなど優秀な成績を収めた市民を顕彰し、さらなる活躍を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・合宿誘致促進事業 ・各種大会助成事業 ・スポーツ振興事業 |
| 障害者スポーツの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者の社会参加を目的に、ライフスタイルにあったスポーツを楽しむ機会を提供します。 ●各種障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催により、競技スポーツのレベルアップに努めます。 ●パラリンピックや全国障害者スポーツ大会等に出場する選手について、広報媒体を活用して、広く市民に紹介します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ普及・支援事業 |
| スポーツ施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ施設・広場等について、利便性の向上や安全面の確保のほか、障害者の利用に配慮した整備・改修を行います。 ●田代の郷整備事業地内に市民の健康維持・増進に資するスポーツ施設の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・島田球場施設改修事業 ・横井運動場公園サッカー場整備事業 ・田代の郷スポーツ施設整備事業 |

⁸⁷ 【ニュースポーツ】トランポウォーク、バルーンバレー、ファミリーバドミントンなどの新しい競技

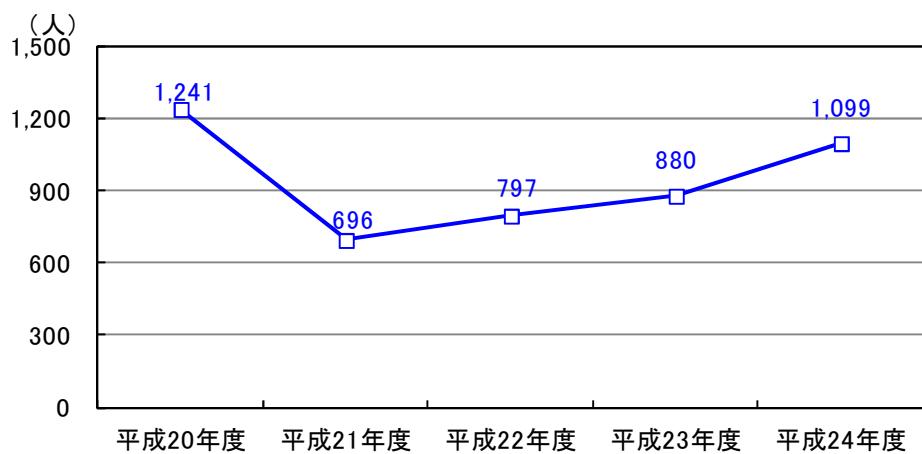
⁸⁸ 【総合型地域スポーツクラブ】スポーツの得意・不得意、性別や年齢などにかかわりなく、地域のだれもが、継続的にスポーツに親しむことができるような環境づくりを目指し、地域住民が自主的に運営するスポーツクラブ

協 働 の モ デ ル

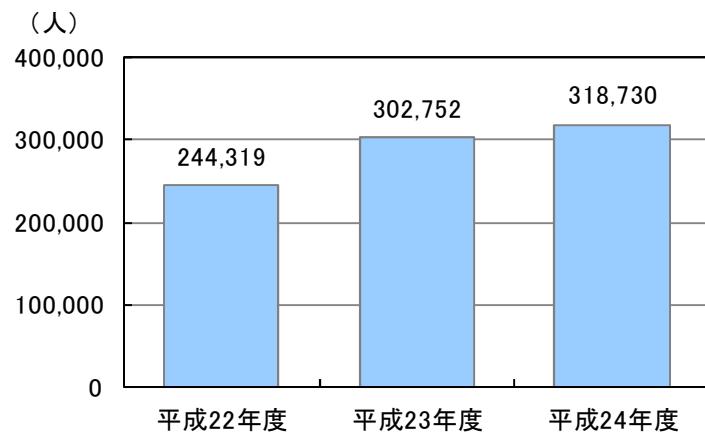
市民・地域・団体ができること

- ニュースポーツの普及・定着に向けて、各種スポーツ教室を開催し、指導を行います。（スポーツ推進委員会）
- さまざまな年齢層に応じた地域単位のスポーツ教室や大会を開催します。（地域）
- 競技種目ごとの市民大会や自治会対抗親善大会を開催します。（島田市体育協会）
- 市や各種団体、地域が開催するスポーツイベントに積極的に参画します。（企業・事業所）
- 定期的な活動や各種大会の運営など、ジュニア期のスポーツ活動を支援します。（スポーツ少年団）
- 地域のスポーツ施設を自ら維持管理します。（自治会・スポーツ少年団など）

■スポーツ教室受講者数の状況



■総合スポーツセンター利用者数の状況



■主要社会体育施設利用者数の状況

単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 島田市総合スポーツセンター | — | — | 244,319 | 302,752 | 318,730 |
| 中央体育館 | 74,746 | 71,713 | 5,907 | — | — |
| 島田市営プール | 84,122 | 76,936 | 1,857 | — | — |
| 中央公園庭球場 | 30,336 | 34,897 | 22,025 | 22,119 | 23,803 |
| 伊太庭球場 | 4,028 | 2,183 | 3,361 | 1,118 | 935 |
| 島田球場 | 13,645 | 10,079 | 9,896 | 10,546 | 9,469 |
| 島田第二球場 | 7,989 | 21,584 | 5,719 | 6,195 | 5,387 |
| 第一多目的広場（サッカー場） | 3,655 | 4,470 | 3,752 | 4,010 | 2,235 |
| 陸上競技場 | 12,942 | 9,952 | 12,420 | 6,384 | 9,805 |
| サッカーグラウンド | 8,101 | 7,029 | 7,249 | 4,731 | 6,270 |
| ソフトボールグラウンド | 27,457 | 22,312 | 32,024 | 23,855 | 20,420 |
| 金谷体育センター | 23,086 | 28,377 | 26,072 | 28,458 | 29,186 |
| 川根野球場 | 3,983 | 3,277 | 3,406 | 2,957 | 2,485 |
| 川根体育館 | 5,499 | 6,112 | 5,358 | 4,803 | 4,358 |
| 合計 | 299,589 | 298,921 | 383,365 | 417,928 | 433,083 |

※ 中央体育館と島田市営プールの機能を合わせた島田市総合スポーツセンターは平成22年5月から供用開始

6-5 文化・芸術活動の振興

めざす姿

市民が文化的で心豊かな生活が実感できるよう、文化・芸術に親しむ機会を充実します。

現 状 ・ 課 題

- 日々の生活の中で優れた文化・芸術に触れる機会を通じて、心に安らぎやうるおいを感じたいと考えている人が増えています。
- 文化・芸術活動に対する市民意識の高揚を図るために、地域の事情に即した文化・芸術に触れる機会を増やすとともに、自らが学び、行動し、発表する場を確保するなど、ソフト・ハード両面における施策の展開が求められています。
- 文化施設（ホール）として位置付けられた4施設（島田市民会館、プラザおおおり、夢づくり会館、川根文化センター）については、指定管理者制度による効率的な運営やサービス向上に努めてきました。一方、この4施設については、築後20年以上が経過しており、昭和42年に建設された市民会館については、老朽化により平成25年10月以降休館となっています。
- 日本有数の茶産地を有する当市は、おもてなしの心を持つ伝統ある茶文化を大切にしつつ、産業・文化・学術分野の交流による新しい茶文化を創造する取組を進めていく必要があります。

めざそく 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|--------------------|---------|---------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 島田市民文化祭出展者数（年間） | 522人 | 754人 | 800人 |
| お茶の郷入館者数（年間） | 47,353人 | 40,971人 | 50,000人 |
| お茶のいれ方セミナー参加者数（年間） | 250人 | 336人 | 500人 |

重 点 的 取 組

文化・芸術活動の担い手の育成

文化・芸術活動にかかわる市民が固定化、高齢化する傾向の中、さまざまな芸術・文化に触れる環境づくりを通して、新たな担い手の育成を目指します。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------------|---|--|
| 文化的イベントの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 映画、コンサート、演劇、展示会など、市民が文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、良質でニーズの高い文化イベントを開催します。 ● 指定管理者や文化協会・民間の文化団体などと連携し、質の高い文化・芸術に触れる機会を提供します。 ● まちかどコンサートの開催や地域に根ざした文化イベントの実施など、地域密着・協働型の文化事業を展開し、地域振興に貢献します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主文化事業 ・地域文化イベント開催事業 |
| 文化・芸術的活動の担い手の育成と支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸術の向上や地域文化の振興に寄与した個人・団体を表彰します。 ● 市が行う自主文化活動等への出演や企画運営に参加する機会を創出し、次代の担い手育成につなげます。 ● 島田市民文化祭など文化・芸術活動の成果を発表する場を設け、市民や団体が交流できる機会を提供します。 ● 文化・芸術にかかわる個人・団体の活動場所の確保等の支援を行い、活動体制を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化奨励賞授与 ・市民文化祭運営費交付事業 ・ワークショップ型文化事業 |
| 文化施設等の設備充実と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の整備・修繕を計画的に行い、利用者が安心して利用できる施設の充実を図ります。 ● 地域ごとに文化施設を持つ当市の状況を踏まえ、総合的な公共施設のあり方を検討する中で、拠点化や近隣自治体との広域的利用など、今後の文化施設利活用の方向性について検討します。【関連取組：7-3：公有財産の適正管理、7-4 近隣自治体との連携】 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設維持修繕事業 |
| 茶文化の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全国有数の茶産地、また、茶器として価値が高い志戸呂焼の産地として、茶の知識を深めることができるよう「お茶の郷」を活用し、世界レベルの情報発信を図ります。 ● 茶の基礎知識や日本茶のいれ方に関するセミナーの開催などにより、茶文化の普及に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お茶の郷管理運営事業 |

協 働 の モ テ ル

市民・地域・団体ができること

- 文化・芸術事業に対して、積極的に参加します。（市民）
- 従業員に対するお茶のいれ方セミナー等を開催します。（企業・事業所）

6-6 歴史資源の保存と活用

めざす姿

地域住民との連携のもと、文化遺産や文化財の保護・保全に努めるとともに、その利活用を進め、後世に歴史資源を引き継ぎます。

現状・課題

- 大井川の豊かな恵みにより、その流域には有形・無形の歴史的文化遺産や伝統文化がみられます。大井川の恩恵を受けて生活する私たちは、先人が大切にし、育んできた文化をかけがえのない財産とし、保存と継承に努めていかなくてはなりません。
- 大井川川越遺跡や諏訪原城跡は、国の史跡に指定されています。これらの史跡の整備・保全や史跡を活かした景観の形成などについて、計画的に進めていく必要があります。
- 江戸時代から受け継がれる島田大祭に代表される祭礼や東光寺猿舞、横岡神楽、 笹間神楽など、それぞれの地域で伝統行事が受け継がれています。これらを後世に伝えていくため、行政や地域ぐるみで保存・継承する活動が必要です。
- 文化財の保存管理については、所有者・地域・行政が協働して取り組み、市民が文化財を共有財産として認識し、それを後世に継承していくことが必要です。
- 歴史文化を伝える中心的役割を担う博物館、博物館分館については、その展示内容や歴史資料などを活用した教育活動の充実が求められています。

めざそう値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|-------------------|----------|----------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 博物館・博物館分館入場者数（年間） | 34,616 人 | 42,383 人 | 45,000 人 |

重点的取組

伝統行事の保存・継承

保存会同士の情報交換や市民活動団体との連携を促進するなど、保存会の活動を支援し、伝統行事の保存・継承を図ります。

施策の方向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------|---|---|
| 史跡保存整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●国の指定史跡の「島田宿大井川川越遺跡」「諏訪原城跡」のほか、県指定史跡の「上志戸呂古窯跡」の整備を進めています。 ●国・県・市指定文化財については、当市の貴重な歴史遺産として、地域住民と連携して整備、保全に努めます。 ●国・県・市指定文化財を観光資源として活用し、地域の活性化につなげます。 ●保全が必要な文化財の整備を順次進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・川越遺跡整備事業 ・諏訪原城跡整備事業 ・歴史的建造物等保存事業 |
| 伝統行事の保存と継承の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●伝統行事に着用する衣装や道具類の更新を行う保存会の活動を支援します。 ●保存会同土の情報交換、市外の文化行事や保存会活動の調査・研究、伝統文化活動を行う市民活動団体との連携を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定無形民俗文化財保護・保全助成事業 ・各種文化財団に対する伝統文化財支援（助成）事業 |
| 歴史資源を活用した体験型学習の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ●博物館講座や機織り体験、埋蔵文化財の遺跡発掘体験など体験型イベントを開催します。 ●小・中学校、自治会、市民活動団体等と連携し、郷土の歴史や史跡・文化財を紹介する「子ども歴史教室」や「出前講座」などを開催します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・博物館講座 ・機織体験 ・体験学習 ・出前講座 |
| 博物館・博物館分館の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ●博物館や博物館分館の展示内容の充実を図り、子どもから大人まで、文化財や郷土の歴史に興味を持つ環境づくりに努めます。 ●市民などから譲り受けた民俗資料の活用を図るために、展示収蔵施設の整備について検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・博物館・博物館分館歴史資料展示事業 ・歴史民俗資料保存事業 |

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 諏訪原城跡内の樹木の伐採など環境整備を進めます。（里山の復元等の活動を行うNPO法人）
- 宿場の復元を目指し、江戸時代、宿内にあった施設等の説明板の設置を進めます。また、説明板を利用して宿の解説も行います。（史跡の保存に取り組む市民活動団体）
- 歴史資源を大切にし、その保全に努めるほか、地域の伝統文化を育みます。（市民）
- 史跡のボランティアガイドを養成し、島田宿大井川川越遺跡や諏訪原城跡などの案内を行政と協働して行います。（島田市観光協会、観光ボランティアガイド）

■指定・登録文化財の状況

| 種別 | 指定数 | 指定内容 | | | | |
|--|--|--|--|--|-------|--|
| 国指定 | 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・島田宿大井川川越遺跡 ・諏訪原城跡 ・智満寺本堂附本尊千手觀音厨子 ・本尊木造千手觀音立像 ・阿弥陀如来及諸尊像刻出龕 ・絹本着色釈迦十六善神像 ・智満寺の十本スギ | | | | |
| 登録文化財 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳兵衛酒店店舗兼主屋 ・徳兵衛酒店土蔵 | | | | |
| 県指定 | 29 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・東海道石畳（菊川坂） ・智満寺中門 ・静居寺惣門 ・島田鹿島踊 ・島田帯祭の大名行列 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・上志戸呂古窯跡 ・天徳寺山門 ・医王寺薬師堂 ・猿舞 ・慶寿寺シダレザクラ </td> </tr> <tr> <td align="right" colspan="2">ほか 19</td></tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> ・東海道石畳（菊川坂） ・智満寺中門 ・静居寺惣門 ・島田鹿島踊 ・島田帯祭の大名行列 | <ul style="list-style-type: none"> ・上志戸呂古窯跡 ・天徳寺山門 ・医王寺薬師堂 ・猿舞 ・慶寿寺シダレザクラ | ほか 19 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・東海道石畳（菊川坂） ・智満寺中門 ・静居寺惣門 ・島田鹿島踊 ・島田帯祭の大名行列 | <ul style="list-style-type: none"> ・上志戸呂古窯跡 ・天徳寺山門 ・医王寺薬師堂 ・猿舞 ・慶寿寺シダレザクラ | | | | | |
| ほか 19 | | | | | | |
| 市指定 | 50 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越に関する用具 ・駒形古墳 ・中山新道の道銭場など ・旧東海道と石畠（金谷坂） ・のたり松 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・宗長庵跡 ・愛宕塚古墳 ・横岡（志戸呂）城跡 ・河村家住宅 ・笛間神楽 </td> </tr> <tr> <td align="right" colspan="2">ほか 40</td></tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越に関する用具 ・駒形古墳 ・中山新道の道銭場など ・旧東海道と石畠（金谷坂） ・のたり松 | <ul style="list-style-type: none"> ・宗長庵跡 ・愛宕塚古墳 ・横岡（志戸呂）城跡 ・河村家住宅 ・笛間神楽 | ほか 40 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越に関する用具 ・駒形古墳 ・中山新道の道銭場など ・旧東海道と石畠（金谷坂） ・のたり松 | <ul style="list-style-type: none"> ・宗長庵跡 ・愛宕塚古墳 ・横岡（志戸呂）城跡 ・河村家住宅 ・笛間神楽 | | | | | |
| ほか 40 | | | | | | |
| 合 計 | 88 | | | | | |

■博物館講座・体験学習参加者数の状況

単位：人

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 博物館講座参加者数 | 525 | 425 | 633 | 517 | 378 |
| 体験学習参加者数 (機織体験、夏休み体験学習・こども歴史教室) | 1,588 | 1,994 | 1,699 | 2,166 | 2,467 |

第 7 章

**市民と行政がともに創る、活力に
満ちたまち ~まちづくりの進め方~**

7-1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進

めざす姿

市民参加による協働のまちづくりを進めるため、地域で活動するだれもがまちづくりの担い手である意識を大切します。

現 状 • 課 題

- 行政が中心となって進める行政主導型から、市民と議会と行政がより連携し、それぞれの役割と責任を担いながらともに歩む市民協働型へと、まちづくりに対する考え方が変わってきています。
- 地域住民、自治会、町内会のほか、公共的役割を担うNPO法人⁸⁹や任意の市民活動団体、事業者などと連携・協力し、市民協働型のまちづくりにともに取り組む姿勢が行政に求められています。
- 市民協働型のまちづくりを進めていく上で、企画立案段階から合意形成までの政策形成過程において、従来のパブリック・コメント⁹⁰などの手法に加え、市民のアイデアや創造性を活かすことができる仕組みづくりや、多くの市民が自主的に参加できる手法の検討、制度化が必要となっています。
- 市民協働型のまちづくりでは、住民意見を引き出し、まちづくり活動のけん引役となるリーダーの育成が不可欠です。
- 多様化する地域の課題に対して、地域のことをよく知る住民が地域の特性に応じて、主体的に取り組むコミュニティ活動を支援するため、行政は活動場所の提供など環境整備を進める必要があります。
- 島田空襲被爆者慰霊のつどい、戦争と平和に関する展示、平和祈念式典など、戦争の惨禍が再び繰り返されることのないよう平和祈念事業を展開してきましたが、今後一層、社会全体に市民の想いを発信することが求められています。

め ざ そ う 値

| 指 標 | 実績値 | | 目標値 平成 29 年 |
|--------------------------------|---------|---------|----------------|
| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | |
| 市民ファシリテーター ⁹¹ の養成人数 | — | — | 30 人 |

89 【NPO法人】福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体(NPO は、Non Profit Organization の略)

90 【パブリック・コメント】政策や条例等を決めようとするときに、あらかじめその案を公表し、広く市民の皆様から意見、情報を募集する手続き

91 【ファシリテーター】会議など複数の人が集う場において、中立な立場で参加者の意見を引き出しながら議事を進行する人

重 点 的 取 組

自治基本条例の制定

市民・議会・行政が協働し、よりよいまちづくりを目指すため、自治基本条例による市政運営の基本理念や基本原則を定めます。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-----------------------------|---|--|
| 市民活動促進の仕組みづくり 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●市民の手によるまちづくりを推進するため、「島田市ゆめ・みらい百人会議」の意見を行政運営の参考にしています。●地域活動の主体となる自治会・町内会との連携により、地域課題に対し協働して対応する体制を構築します。●協働のまちづくりを推進するため、市民や地域などによる団体が主体的に取り組む事業を支援します。●NPO 法人、市民活動団体等への支援策の一つとして、既存の公共施設の一部を活動拠点等として提供することを検討します。 | <ul style="list-style-type: none">・ゆめ・みらい百人会議運営事業・まちづくり支援事業交付金交付事業 |
| 市民と行政の協働 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●市民・議会・行政がそれぞれの役割を認識し、住民自治による協働のまちづくりを進めるため、「自治基本条例」の制定に向けて取り組みます。●市政に関する情報を積極的に提供し、幅広い世代からの意見、提案を聞く機会や直接話し合う機会を設けることで、まちづくりへの参加意識、気運の醸成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none">・自治基本条例制定事業・市民意識調査（住民アンケート調査）の実施・議場放映設備整備事業 |
| まちづくりを担う人材の育成 | <ul style="list-style-type: none">●「島田市ゆめ・みらい百人会議」などの活動を通して、ファシリテーターを養成し、市民協働のまちづくりを先導するリーダーを育成します。 | <ul style="list-style-type: none">・市民ファシリテーター養成講座の実施 |
| 地域コミュニティへの支援 | <ul style="list-style-type: none">●研修会や先進地視察の開催、共通課題に係る情報交換等を行い、地域コミュニティ組織を育成します。●地域コミュニティ施設の整備、改修を支援するほか、既存の公共施設の弹力的な利活用を進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・コミュニティ推進協議会運営事業・コミュニティ助成事業補助金交付事業・公会堂整備事業費補助金交付事業 |
| 平和に向けたまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none">●市民の一人ひとりが、平和の尊さを再認識し、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指すため、「島田市平和都市宣言」を制定します。 | <ul style="list-style-type: none">・平和都市宣言制定事業 |

協 働 の モ デ ル

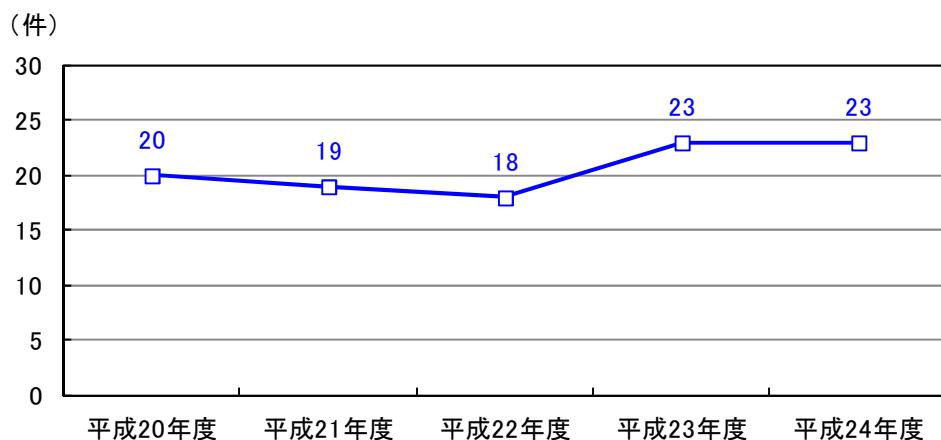
市民・地域・団体ができること

- 自治会・町内会活動に積極的に参加し、地域の課題解決に向けて主体的に取り組みます。（市民）
- 行政との協働で行われる会議や話し合いに積極的に参加します。（市民）
- 地域集会（タウンミーティング⁹²）などに参加し、地域課題の提起や提案を積極的に行い、地域と行政の共通認識を深めます。（市民、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体など）

■まちづくり支援事業交付金の実績

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付対象団体数（件） | 3 | 45 | 33 | 26 | 28 |

■市内NPO法人認証数の状況（累計）



資料：内閣府ホームページ

⁹² 【タウンミーティング】地域の住民に集まってもらい、まちづくりに関する意見を伺う対話集会

7-2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成

めざす姿

市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、性別、年齢、国籍などにかかわらず、だれもが安心して豊かに暮らせるまちづくりを目指します。

現状・課題

- 国では、「男女共同参画社会基本法」や「配偶者暴力防止法」、「高齢者虐待防止法」などの法整備が進められてきましたが、依然として差別や生命・身体の安全に関わる人権侵害が発生しており、引き続きさまざまな人権課題の解消に向けて取り組む必要があります。
- 当市では、人権課題の解消に向けて、学校教育の場や講演会などを通じて人権教育・啓発を実施するとともに、地域での相談事業や交流事業などのほか、人権擁護委員による人権相談を実施しています。今後は、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。
- 市民意識調査からは、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的に考える意識が根強く残っていることがうかがえます。引き続き、「島田市男女共同参画行動計画」に基づき、男女平等社会の実現を目指した取組が必要です。
- 児童・障害者・高齢者への虐待、配偶者等からの暴力などの事案が発生していることから、個別ケースへの適切な対応はもちろん、被害者・加害者への相談・支援体制のさらなる充実が求められています。

めざそうち

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|---|-------|----------------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的に考える意識にとらわれない市民の割合 | — | 46.6% (H25) | 65% |
| 人権教育啓発講習会の受講者数（年間） | 100人 | — | 150人 |

重点的取組

人権に関する意識の向上

人権に関する効果的な啓発や学習機会を提供し、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

施 策 の 方 向

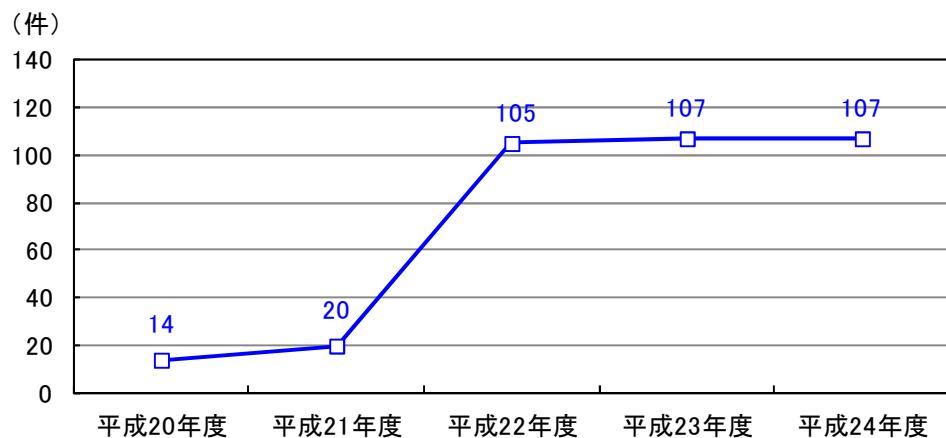
| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-----------------------------|---|---|
| 男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●男女それぞれが個性と能力を発揮し、責任を分かち合える社会づくりを目指し、男女の役割を固定的に考える意識がなくなるよう啓発活動を進めます。 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方を推進し、男女が日々充実した生活を過ごし、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。 | ・男女共同参画社会推進事業 |
| 人権意識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、行動できる社会の実現に向けて、人権教育の充実や人権啓発を推進します。 | • 人権施策推進事業 • 人権擁護啓発事業 |
| 児童・高齢者等の虐待防止、配偶者等からの暴力対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童、高齢者、障害のある人に対する虐待や配偶者等からの暴力の根絶に向け、教育や啓発活動を進めます。 ●相談しやすい体制や、被害者及び家族への支援体制を充実します。 ●地域や民生委員・児童委員、関係機関の連携・協力により、虐待の早期発見・予防に努めます。 | • 家庭児童相談室事業 • 地域包括支援センター事業 • 虐待防止事業 |

協 働 の モ デ ル

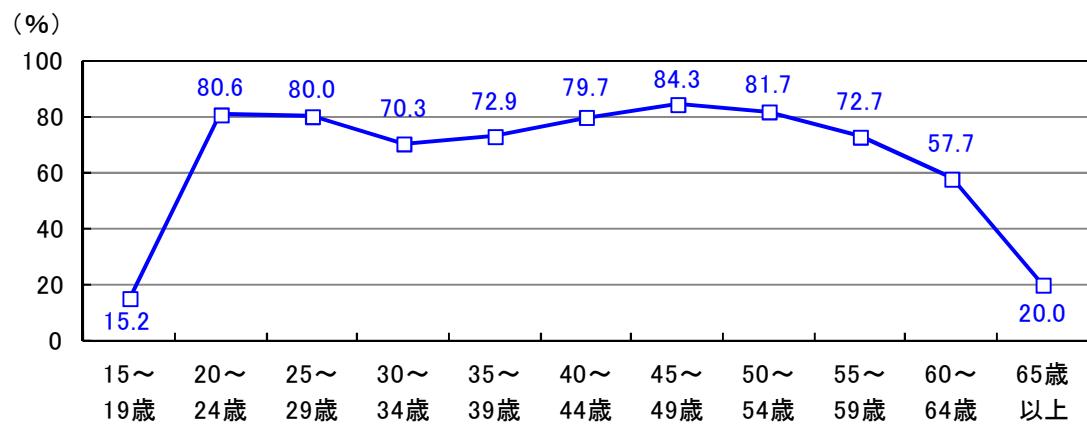
市民・地域・団体ができること

- 男女共同参画情報紙「パレット」の発行や、行政が行う啓発事業などへ積極的に参画します。（男女共同参画啓発推進員）
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に配慮した計画的な有給休暇の取得を推進します。（企業・事業所）
- 虐待が疑われる場合、関係機関への連絡や見守りを行います。（市民・地域）

■男女共同参画社会づくり宣言所・団体数の状況



■女性労働率(平成 22 年度)の状況



※ 市内 15 歳以上の女性人口に対する実際に働いている、あるいは求職中の女性の割合

7-3

公共施設の整備と適正配置

めざす姿

公共施設について、利用等の実態や財政状況を考慮しながら、効果的な更新や配置の方針を検討し、整備を行います。

現状・課題

- 少子高齢化や社会保障関係経費の増加による限られた財政状況を踏まえ、今後一斉に更新時期を迎える公共施設のあり方を検討していく必要があります。
- 公共施設のあり方を考えていく上では、国・県や近隣自治体との連携による施設の相互活用などについて、総合的に検討する必要があります。
- 公共施設の跡地や保有土地の有効活用を図るため、利用目的のない用地については、計画的に処分していく必要があります。
- 国では平成18年にバリアフリー新法⁹³を制定し、道路等を含めた交通施設から福祉施設や商業施設に至るまで、連続的なバリアフリー化を推進しています。県の福祉のまちづくり条例に基づき、社会福祉施設、官公庁施設、文化施設、集会施設等を新築する場合には、整備基準に適合させる必要があります。
- だれもがそれぞれの立場で社会に参画し、快適に生活できるよう、ユニバーサルデザイン⁹⁴の考え方に基づいた交通施設の機能を向上させるための整備が必要とされています。現在、JR島田駅・六合駅ではエレベーター、多機能トイレが整備されています。

めざそく

| 指標 | 実績値 | | 目標値 平成29年 |
|---|-------|-------|--------------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 普通財産 ⁹⁵ （法定外公共物 ⁹⁶ を含む）譲渡件数 | 33件 | 211件 | 386件 |

重点的取組

公共施設白書の作成

市内の公共施設の築年数、耐震状況、利用状況等を取りまとめた「公共施設白書」を作成し、それぞれの施設のあり方について検討していきます。

⁹³ 【バリアフリー新法】不特定かつ多数の者が利用する建築物や公共交通機関等の階段や段差を解消し、高齢者や障害者が気軽に移動できることを目指した法律

⁹⁴ 【ユニバーサルデザイン】年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるデザイン

⁹⁵ 【普通財産】市有財産のうち、特定の用途、または目的を持たず、貸付、交換、売却、譲与などができる財産

⁹⁶ 【法定外公共物】赤道、里道(法定外道路)や青線(普通河川)など、道路法・河川法等の適用を受けない公共物。現に公共的機能を失うなどの用件を満たした法定外公共物は用途廃止により隣接者等に譲渡できる。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|---------------|--|---|
| 公共施設のあり方の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●今後の施設のあり方を検討するため、公共施設の現況や維持管理経費等を把握する公共施設白書の作成を進めます。また、作成した公共施設白書を公表し、実態等について市民と情報の共有化を図ります。 ●厳しい財政状況の中、公共施設の利用状況や費用対効果を勘案し、安全・安心に利用できるよう「存続（維持）」「規模の縮小」「統廃合」等を総合的に判断する公共施設マネジメントを進めます。 ●近隣自治体との連携による施設の相互利用を通じて、公共サービスの向上を目指します。【関連取組：7-4 近隣自治体との連携】 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設白書の作成 ・公共施設再配置計画の策定 |
| 公有財産の適正管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●市役所本庁舎については、建設から50年以上が、耐震補強からも10年以上が経過しているため、早期の建て替えに向けての計画を策定します。 ●金谷庁舎の跡利用について、地域の公共施設の状況や市役所本庁舎の老朽化対策と合わせ、総合的に検討を進めます。 ●島田市民会館については、耐震診断結果を踏まえ、施設のあり方について検討します。【関連取組：6-5 文化施設等の設備充実と活用】 ●利用する計画がない普通財産について、公売による処分を進めます。 ●法定外公共物について、隣接者への譲渡等により有効利用を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設計画策定事業 ・金谷庁舎跡地利用検討事業 |
| ユニバーサルデザインの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●施設の用途や特殊性などを考慮しつつ、利用者の立場にたった、利用しやすい施設の整備、改修を行います。 ●ユニバーサルデザインの考え方に基づき、鉄道事業者と協力しながら、JR金谷駅を安全かつ円滑に利用できるよう整備します。【関連取組：4-4 生活環境の整備】 | <ul style="list-style-type: none"> ・東海道本線金谷駅バリアフリー化事業 |

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 地域の公共施設の実態を知り、その必要性やあり方について検討していきます（市民）
- JR金谷駅におけるバリアフリー化について、事業促進を図ります。（東海道本線金谷駅バリアフリー化設備等整備協議会）

■主要公共施設の経過年数一覧

| | 建築年 | 経過年数（H25.4 現在） | 備考 |
|-----------|---------|----------------|-------------|
| 島田市役所本庁舎 | 昭和 37 年 | 51 年 | 平成 14 年耐震補強 |
| 島田市役所金谷庁舎 | 昭和 54 年 | 34 年 | |
| 旧職業訓練校 | 昭和 44 年 | 44 年 | |
| 旧法務局 | 昭和 46 年 | 42 年 | |
| 旧清掃センター | 昭和 55 年 | 33 年 | |
| 稻荷浄水場 | 昭和 46 年 | 42 年 | 平成 19 年耐震補強 |
| 島田球場 | 昭和 55 年 | 33 年 | |
| 番生寺会館 | 昭和 54 年 | 34 年 | |
| 島田市民病院本館 | 昭和 54 年 | 34 年 | 昭和 63 年耐震補強 |
| 第一保育園 | 昭和 54 年 | 34 年 | 平成 15 年耐震補強 |
| 第三保育園 | 昭和 56 年 | 32 年 | 平成 15 年耐震補強 |
| 川根老人憩いの家 | 昭和 51 年 | 37 年 | 平成 20 年耐震補強 |
| 島田市民会館 | 昭和 42 年 | 46 年 | |
| 初倉分遣所 | 昭和 56 年 | 32 年 | |

■普通財産の譲渡の状況

| | 件数 | 面積 (m ²) | 金額 (円) |
|----------|----|----------------------|-------------|
| 平成 20 年度 | 18 | 9,294.7 | 365,373,836 |
| 平成 21 年度 | 16 | 3,218.5 | 177,847,262 |
| 平成 22 年度 | 6 | 2,706.5 | 76,522,975 |
| 平成 23 年度 | 7 | 4,555.5 | 153,773,818 |
| 平成 24 年度 | 17 | 5,176.4 | 180,847,063 |
| 計 | 64 | 24,951.6 | 954,364,954 |

■法定外公共物の譲渡の状況

| | 件数 | 面積 (m ²) | 金額 (円) |
|----------|-----|----------------------|------------|
| 平成 20 年度 | 23 | 1,457.2 | 13,369,260 |
| 平成 21 年度 | 24 | 1,272.6 | 15,837,125 |
| 平成 22 年度 | 26 | 1,457.2 | 9,824,270 |
| 平成 23 年度 | 18 | 1,410.6 | 13,763,964 |
| 平成 24 年度 | 23 | 957.5 | 17,343,760 |
| 計 | 114 | 6,555.1 | 70,138,379 |

7-4 国内外の地域との交流促進

めざす姿

国内外の地域との連携・交流により、他地域の文化や多彩な感覚を理解するまちをつくります。

現状・課題

- 富士山静岡空港の開港による海外からの交流人口の増加に加え、情報ネットワークの進展等により、諸外国とのひと・もの・情報の往来が活発化していることから、当市は「国際都市 島田」として、大きく様相を変化させてきています。
- 当市では、平成25年に島田市国際交流協会を設立し、自主的運営による国際交流事業推進の強化を図っています。事業推進により、国際交流による貴重な経験を地域社会に還元し、地域活動の活性化につなげていくことが求められています。
- 国際化、情報化、少子高齢化など社会情勢が激しく変化し、人々の個性化が進む中、複雑かつ高度な行政ニーズへの迅速な対応が求められています。基礎自治体⁹⁷では対応できない、あるいは共通する広域的行政課題に対して、生活圏・経済圏をともにする近隣自治体間での連携による取組が必要になっています。
- 当市におけるスポーツ合宿、マラソン大会は、ともに高い評価を得ており、全国から多くのアスリートが当市を訪れています。これらの人々を地域スポーツの振興や地域経済の発展に結びつけられるよう、各種スポーツ団体や地域企業、商店、農業者団体等と連携した取組を進めていくことが必要です。

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|-------------------------|-------|-------|------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 島田市・リッチモンド市友好親善使節参加者総数* | 416人 | 503人 | 600人 |

* 島田市からの友好親善使節団参加者数とリッチモンド市からの友好親善使節団参加者数の累計

重点的取組

広域連携による交流の促進

志太3市（島田市・焼津市・藤枝市）、中部5市（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市）との広域的な行政施策の連携により、市民生活の利便性向上を図ります。

また、大井川流域の市町（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・吉田町・川根本町）との連携を深め、流域の魅力をアピールし、国内、国外に向けた交流の拡大を推進します。

97 【基礎自治体】基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体のこと。基本的に市町村を指す。

施 策 の 方 向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|--------------|--|---|
| 国際交流の促進 | ●島田市国際交流協会が実施する海外友好都市、姉妹都市との交流事業等を支援することにより、国際感覚を持った人材の育成や、市民レベルの交流活動の進展につなげます。 | ・都市提携・交流事業 |
| 地域間交流の促進 | ●大井川流域の中核都市として、流域自治体や民間事業者との協働により、国内及び東アジアを中心とした海外諸国に向けて、自然、文化、観光資源、特産品などの情報を積極的かつ戦略的に発信（プロモーション）し、地域間交流の促進を図ります。 | ・海外シティプロモーション推進事業 ・大井川流域振興連絡会運営事業 |
| 近隣自治体との連携 | ●志太3市市長会談（島田市、焼津市、藤枝市）の開催を通して、連携による行政サービスの向上や志太地域の一体性向上に資する事業を実施します。【関連取組：7-3 公共施設のあり方の検討】 ●静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市で組織する中部5市市長会議における連携を推進し、行政サービスの向上を図ります。【関連取組：7-3 公共施設のあり方の検討】 | ・広域行政推進事業 志太3市市長会談 静岡県中部5市市長会議 |
| スポーツ・文化交流の促進 | ●スポーツに関する取組を通じて、「スポーツのまち 島田」をアピールし、スポーツ合宿の誘致を行います。また、全国規模の市民マラソン大会や、国内友好都市との連携によるスポーツ少年団交流会などの開催を推進します。【関連取組：6-4 競技スポーツの推進】 ●国内外の都市・団体等と連携した文化イベントの開催や支援により、多彩な交流事業を展開します。 ●文化合宿の誘致活動を進めることにより、交流人口を増加させるとともに地域住民との交流を拡大し、地域の活性化を図ります。 | ・スポーツ合宿誘致事業 ・各種大会助成事業 ・姉妹都市スポーツ少年団交流事業 ・東海道街道文化創造事業 ・国際陶芸フェスティバルの開催・支援事業 ・文化合宿誘致事業 |
| 多文化共生意識の醸成 | ●島田市国際交流協会との連携により、親善使節の派遣や受け入れを行い、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。 ●協会が行う外国人との交流会について、情報発信などの支援を行います。 | ・都市提携・交流事業 |

協 働 の モ テ ル

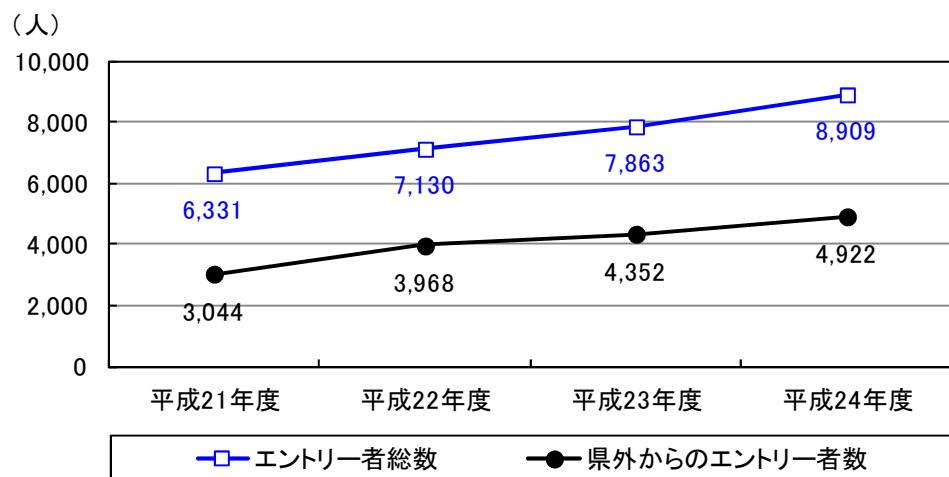
市民・地域・団体ができること

- 交流都市への学生派遣や友好訪問団の派遣をはじめ、親善使節の受け入れや外国人との交流会などを行います。（島田市国際交流協会）
- 市内外の関係団体・事業所等との連携のほか、ボランティアの参加受け入れにより、マラソン大会や文化イベントの運営を実施します。（市民、企業・事業所、市民活動団体、消防団など）
- 合宿誘致事業における誘致団体への適切なサービスの提供に努め、リピーターの創出に貢献します。（ホテル・旅館）

■姉妹都市・友好都市一覧

| 種別 | 都市名 | 都市提携締結日 |
|------|---------------|-------------|
| 姉妹都市 | リッチモンド市（アメリカ） | 昭和36年12月12日 |
| 友好都市 | 湖州市（中国） | 昭和62年5月30日 |
| 姉妹都市 | ブリエンツ町（スイス） | 平成18年8月9日 |

■しまだ大井川マラソン in リバティ エントリー者数の状況



■スポーツ合宿団体数参加者数の状況

| | 高校生・大学生 | | 実業団 | | 計 | |
|--------|---------|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 団体数 | 合宿参加人数 | 団体数 | 合宿参加人数 | 団体数 | 合宿参加人数 |
| 平成20年度 | 18 | 3,371 | 15 | 1,331 | 33 | 4,702 |
| 平成21年度 | 26 | 3,804 | 18 | 1,797 | 44 | 5,601 |
| 平成22年度 | 21 | 2,555 | 17 | 1,703 | 38 | 4,258 |
| 平成23年度 | 35 | 5,797 | 23 | 1,763 | 58 | 7,560 |
| 平成24年度 | 32 | 5,253 | 20 | 1,664 | 52 | 6,917 |

■文化合宿団体数参加者数の状況

| | 高校生 | | 大学生 | | 計 | |
|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 団体数 | 合宿参加人数 | 団体数 | 合宿参加人数 | 団体数 | 合宿参加人数 |
| 平成21年度 | 3 | 177 | 3 | 56 | 6 | 233 |
| 平成22年度 | 3 | 138 | 3 | 45 | 6 | 183 |
| 平成23年度 | 2 | 66 | 4 | 76 | 6 | 142 |
| 平成24年度 | 2 | 73 | 6 | 147 | 8 | 220 |

7-5 開かれた行政と行財政の効率化

めざす姿

多様化する市民ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政経営により、行政サービスの向上を目指します。

現状・課題

- 広報紙やコミュニティFM等を通じて情報を発信するだけでなく、情報発信の結果として得られた市民からの意見や助言を施策に的確に反映させるなど、広報活動と広聴活動との連携を十分に機能させる体制づくりが求められています。
- 限られた経営資源の中で、多様化する市民ニーズに応えるため、るべき行政の姿に加え、新しい行政経営手法の確立が求められています。
- 当市では、知識やスキルの習得を目的とした職員研修や、県や他市との人事交流を実施し、職員の行政課題への対応能力を高め、地域の実情に応じた行政運営を行う人材の育成を進めています。今後も社会情勢の変化や制度改正に合わせ、広い視野と専門的知識を有する職員の育成が求められます。
- 平成24年度決算においては、実質公債費比率⁹⁸は10.0%、将来負担比率⁹⁹は51.5%と前年度と比べ改善しましたが、経常収支比率¹⁰⁰は89.8%と上昇しています。財政の硬直化が進行し、財政需要の変化への対応が難しくなっています。
- 普通交付税合併算定替期間の終了に伴う平成28年度からの遞減期間¹⁰¹への移行や、国の平均を上回る高齢化の進行、これに伴う社会保障関係経費の増加などにより、財政状況が一段と厳しさを増すことが見込まれます。
- 国や地方公共団体などのサービスを市民が利用するための手段となる社会保障・税番号制度¹⁰²が、平成29年7月に本格的に運用が開始されるため、その対応が求められています。

98 【実質公債費比率】一般会計の元利償還金や他会計の借金で一般会計が負担する額を標準財政規模(通常見込まれる一般財源の規模)で除した数値。18%になると地方債の発行が制限される。

99 【将来負担比率】当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模(通常見込まれる一般財源の規模)で除した数値。

100 【経常収支比率】税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかによる財政の弾力性を示す指標。この比率が高い程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源が少ないことを意味する。

101 【普通交付税合併算定替期間の終了に伴う遞減期間】合併後の市町村に交付される普通交付税の額は、合併年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して交付され、その後、5年度をもって段階的に交付額が少なくなっていく。

102 【社会保障・税番号制度】複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることを確認を行うため、国民一人ひとりに番号を割り振り、社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるとともに、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的とする社会基盤

めざそく値

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|----------------------------|-------------------------------|-------|-------|
| | 平成19年 | 平成24年 | |
| 市ホームページ総ページビュー数（年間） *再掲 | 250万件 | 310万件 | 350万件 |
| 経常収支比率 | 島田市 89.7% 旧川根町 90.8% | 89.8% | 90%以下 |

重点的取組

財政運営の健全性の確保

少子高齢化、人口減少といった社会構造の変化を踏まえ、効率性・有効性の観点から事務事業の選択と集中を一層推進し、効果的に市民満足度の高い行政サービスを提供します。

施策の方向

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-----------------------|--|---|
| 情報公開の推進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none">●広報紙やホームページ、FM島田、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用して、行政情報を積極的に公開するとともに、複数メディアを戦略的に連動・連携させた情報提供のほか、市民からの意見・提案には速やかに回答するなど、市民と行政との情報共有を図ります。●市民が市の保有する情報を必要とするときに確実に入手できるよう、情報公開条例の適正かつ円滑な運用を図るとともに、ファイリングシステムによる公文書の適正な処理及び管理を徹底します。●パブリック・コメントの実施により、市民等が意見を述べる機会を提供し、その意見を反映することで、市民との協働による市政運営を実現します。●開かれた市政の実現を目的に、審議会等の会議の公開や会議資料の公表により、市の意思決定に関する審議過程をわかりやすく説明します。 | <ul style="list-style-type: none">・広報しまだ発行事業・ファイリングシステムの運用・ホームページによる最新の行政情報の発信・パブリック・コメントの実施 |

| 取組名 | 内 容 | 事務事業 |
|-------------------------------|--|---|
| 効率的・効果的な行政運営の推進 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政改革大綱に基づく実施計画の取組を進めるとともに、市民で構成される行政改革推進委員会の意見を参考に、行政改革のための新たな指針を策定します。 ●市職員による事務事業評価のほか、事業仕分けの実施など、外部の視点からの評価や意見、提案により、事務事業の必要性を検討し、実施手法の見直しを行います。 ●行政運営の最適化を図るために、総合計画や財政計画をはじめ、行政評価制度や人事考課制度などの各システムを連携させるトータルシステムの構築に取り組みます。 ●公共下水道事業の経営状況をより一層明確に把握するため、公営企業法の適用に向けた準備を進めます。 ●上水道事業と簡易水道事業の統合を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けの実施 ・行政診断の実施 ・各行政システムを連携させるトータルシステムの構築 ・簡易水道統合事業 |
| 人材育成の推進と組織力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、広い視野と専門的知識・技能を持った職員の育成に取り組みます。 ●人材育成基本方針を定め、職員の学習意欲を高め、互いに切磋琢磨する職場環境を整備することにより、職員の能力向上を図ります。 ●島田市定員適正化計画に基づく正規職員の配置や定数管理のほか、嘱託員、臨時職員についても、業務内容に応じた適正な配置に努めます。 ●職員の業務遂行や目標達成のプロセスについて、組織的に管理、評価する人事考課制度を実施し、組織としての目標の達成とマネジメントの強化を推進します。 ●新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、柔軟かつ迅速、的確に対応できる組織体制づくりを行います。 ●行政改革の一環として、また、新たな取組の創設機会として、引き続き職員提案制度を活用します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度の実施 ・職員研修の実施 |
| 財政運営の健全性の確保 《重点プロジェクト》 | <ul style="list-style-type: none"> ●限られた経営資源の中で、事務事業評価による経費の効率的な配分や組織の適正化、施設の統廃合等による経常経費の圧縮などを図り、中長期の展望に立った健全な財政運営を目指します。 ●資産や負債などのストック情報¹⁰³といった財務状況を公開し、財政運営の透明性を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業におけるスクラップ・アンド・ビルトの実施 |
| 番号制度への取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における事務手続きの見直し、関係する条例の改正及び情報システムの改修を実施し、市民の利便性の向上並びに事務手続きの簡素化及び効率化を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税番号制度の導入 |

103 【ストック情報】市が保有する道路や学校などの行政サービスの提供に必要な資産の残高や将来にわたって返済しなければならない負債の残高

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 行政番組の中で、「広報しまだ」の掲載内容について放送します。（FM島田）
- 「広報しまだ」「FM島田」に対し、積極的に情報提供を行います。（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体など）
- 情報誌を発行するなど、地域の情報を市民に提供します。（地域コミュニティ委員会）
- パブリック・コメントなどの機会を通して、市政運営等への意見を提案します。（市民）

■職員定数及び職員数の状況(各年4月1日現在)

単位：人

| | 市長部局 (水道含む) | 議会 各種委員会 | 消防 | 病院 | 計 |
|----------|----------------|-------------|-----|-----|-------|
| 定数 | 743 | 225 | 150 | 800 | 1,918 |
| 平成 20 年度 | 626 | 131 | 130 | 663 | 1,550 |
| 平成 21 年度 | 600 | 130 | 129 | 656 | 1,515 |
| 平成 22 年度 | 589 | 127 | 131 | 670 | 1,517 |
| 平成 23 年度 | 559 | 127 | 131 | 714 | 1,531 |
| 平成 24 年度 | 574 | 130 | 140 | 717 | 1,561 |

■主要財政指標(一般会計)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 財政力指数（3か年平均） | 0.811 | 0.813 | 0.793 | 0.766 | 0.751 |
| 経常収支比率 | 91.2% | 89.5% | 85.6% | 87.9% | 89.8% |
| 実質赤字比率 | — | — | — | — | — |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | — | — |
| 実質公債費比率（3か年平均） | 14.7% | 13.5% | 11.8% | 10.6% | 10.0% |
| 将来負担比率 | 119.9% | 100.2% | 87.0% | 68.6% | 51.5% |
| 地方債現在高(千円) | 42,268,325 | 42,111,876 | 43,920,172 | 42,821,228 | 42,829,458 |

